令和７年　第４回定例会

令和７年１２月　２日　開会
令和７年１２月１１日　閉会

網　走　市　議　会

令和７年網走市議会第４回定例会会議録目次

〔12月２日（火曜日）第１日〕
議事日程 …… 1
本日の会議に付した事件 …… 1
出席議員 …… 1
説明のため出席した者 …… 1
事務局職員 …… 2
開会宣告 …… 2
本日の会議録署名議員 …… 2
諸般の報告 …… 2
日程第１　会期の決定 …… 2
市長のあいさつ …… 2
日程第２　議案第１号～第11号、報告第１号 …… 4
散　　会 …… 11

〔12月４日（木曜日）第２日〕
議事日程 …… 14
本日の会議に付した事件 …… 14
出席議員 …… 14
説明のため出席した者 …… 14
事務局職員 …… 14
開議宣告 …… 14
本日の会議録署名議員 …… 15
日程第１　議案第１号～第11号、報告第１号 …… 15
散　　会 …… 16

〔12月９日（火曜日）第３日〕
議事日程 …… 19
本日の会議に付した事件 …… 19
出席議員 …… 19
説明のため出席した者 …… 19
事務局職員 …… 19
開議宣告 …… 19
本日の会議録署名議員 …… 20
日程第１　一般質問 …… 20
深津議員 …… 20
結城健康福祉部長 …… 20
高橋学校教育部長 …… 20
水谷市長 …… 22
北村観光商工部長 …… 22
古都議員 …… 24
北村観光商工部長 …… 25
高橋学校教育部長 …… 26
秋葉企画総務部長 …… 27
水谷市長 …… 33

古田議員 …… 34
立花建設港湾部長 …… 34
金兵議員 …… 35
水谷市長 …… 35
秋葉企画総務部長 …… 36
佐藤農林水産部長 …… 37
北村観光商工部長 …… 40
伊倉社会教育部長 …… 42
高橋学校教育部長 …… 44
永本議員 …… 47
佐藤農林水産部長 …… 47
北村観光商工部長 …… 51
結城健康福祉部長 …… 53
永森健康福祉部参事監 …… 56
村椿議員 …… 57
結城健康福祉部長 …… 57
永本副議長 …… 59
立花建設港湾部長 …… 59
田邊廃棄物処理広域化推進室長 …… 60
秋葉企画総務部長 …… 63
高橋監査事務局長 …… 64
北村観光商工部長 …… 65
延　　会 …… 66

〔12月10日（水曜日）第４日〕
議事日程 …… 69
本日の会議に付した事件 …… 69
出席議員 …… 69
説明のため出席した者 …… 69
事務局職員 …… 69
開議宣告 …… 69
本日の会議録署名議員 …… 69
日程第１　一般質問 …… 70
平賀議員 …… 70
水谷市長 …… 70
秋葉企画総務部長 …… 70
北村観光商工部長 …… 71
田邊市民環境部長 …… 71
立花建設港湾部長 …… 75
佐藤農林水産部長 …… 77
木野村教育長 …… 79
高橋学校教育部長 …… 79
結城健康福祉部長 …… 80
栗田議員 …… 82
田邊市民環境部長 …… 82
秋葉企画総務部長 …… 83

北村観光商工部長 …… 84
水谷市長 …… 88
佐藤農林水産部長 …… 89
散　　会 …… 94

〔12月11日（木曜日）第５日〕
議事日程 …… 97
本日の会議に付した事件 …… 97
出席議員 …… 97
説明のため出席した者 …… 97
事務局職員 …… 97
開議宣告 …… 98
本日の会議録署名議員 …… 98
諸般の報告（追加） …… 98
日程第１　委員会審査報告（議案第１号～第２号、報告第１号） …… 98
委員会審査報告（議案第１号～第５号、報告第１号） …… 98
村椿議員（討論） …… 99
日程第２　議案第４号 …… 99
日程第３　意見書案第１号～５号、陳情第６号 …… 100
日程第４　陳情第21号 …… 101
日程第５　議案第６号～10号 …… 102
日程第６　委員会審査報告（議案第６号～10号） …… 103
日程第７　議案第11号 …… 106
日程第８　議案第12号 …… 106
日程第９　議員の派遣について …… 106
日程第10　その他会議に付すべき事件 …… 107
閉会宣告 …… 107

１２月２日　（火曜日）　第　１　号

令和７年第４回定例会

網　走　市　議　会　会　議　録　第　１　日

令和７年 12 月２日（火曜日）

○議事日程第１号

令和７年12月２日午前10時00分開会

日程第１　会期の決定

日程第２　議案第１号～第３号、第５号
　　報告第１号

日程第３　議案第４号

○議事日程第１号の追加及び変更（１）

日程第４　議会運営委員会委員の辞任について

○議事日程第１号の追加及び変更（２）

日程第５　決議案第２号

日程第６　選挙第１号　網走地区消防組合議会
　　議員の補欠選挙

日程第７　決議案第１号

○本日の会議に付した事件

その他会議に付した事件（１）　会期の決定（決定）

その他会議に付した事件（２）　議会運営委員会委員の辞任について（許可）

議案第１号　令和７年度網走市一般会計補正予算（説明）

議案第２号　網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第３号　網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（同）

議案第４号　網走市公の施設に係る指定管理者の指定について（同）

議案第５号　斜網地区廃棄物処理組合の設立について（同）

報告第１号　令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について（同）

選挙第１号　網走地区消防組合議会議員の補欠選挙（当選決定）

決議案第1号　網走市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議について（議会運営委員会付託）

決議案第２号　平賀貴幸議員及び元市民ネットに対する問責決議について

陳情第６号　インボイス制度の廃止等を求める意見書採択についての陳情

○出席議員（１５名）

石　垣　直　樹
井　戸　達　也
小田部　　照
金　兵　智　則
栗　田　政　男
里　見　哲　也
立　崎　聡　一
永　本　浩　子
平　賀　貴　幸
深　津　晴　江
古　田　純　也
古　都　宣　裕
松　浦　敏　司
村　椿　敏　章
山　田　庫司郎

○欠席議員（１名）

澤　谷　淳　子

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花　学
水道部長	柏木　弦
庁舎整理室長	武田浩一

企画調整課長	佐々木　　司
総務防災課長	日　野　智　康
財　政　課　長	小　西　正　敏

教　　育　　長	木野村　　寧
学校教育部長	高　橋　善　彦
社会教育部長	伊　倉　直　樹

○事務局職員

事　務　局　長	岩　尾　弘　敏
次　　長	本　橋　洋　樹
総務議事係長	和　田　　亮
総　務　議　事　係	平　間　公　稀
係	山　口　　諒

午前10時00分開会

○松浦敏司議長　おはようございます。

ただいまから、令和７年網走市議会第４回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○松浦敏司議長　本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長　本日の会議録署名議員として、井戸達也議員、栗田政男議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長　次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○松浦敏司議長　次に、議員派遣についてでありますが、議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております、議員派遣の報告のとおり派遣しましたので、報告いたします。

○松浦敏司議長　次に、定例会に当たり提出されました陳情１件につきましては、文書表にして付託区分表に記載しており、関係常任委員会に付託しましたから、承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長　日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について、発議を求めます。

井戸達也議議会運営委員長。

○井戸達也議員　－登壇－　本日をもって招集されました、本年第４回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る11月28日に議会運営委員会を開会しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、併せて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定案件は、議案５件、報告１件、選挙１件、決議案１件、その他会議に付すべき事件１件の合わせて９件であります。

さらに、今議会で関係常任委員会に付託されます陳情１件であります。

また、一般質問は通告期限までに８名の議員から通告がなされたところであります。

以上の案件と状況から判断いたしまして、会期は本日から12月11日までの10日間とすることがよろしいとなった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますよう、お願い申し上げまして、当委員会の結果報告といたします。

○松浦敏司議長　ただいま議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から12月11日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定いたしました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○松浦敏司議長　それでは、ここで開会に当たり、

市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長　－登壇－　令和７年第４回定例会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄、何かと御多用の中、御参集をいただき御審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げております案件は、地域おこし協力隊及び若者就業定着支援に関する経費、市営住宅建設費、帯状疱疹予防接種費用、暖房用燃料等価格高騰緊急対策費、こども発達支援センター整備費、認定こども園施設型給付費などの追加を主な内容とする一般会計補正予算と、網走市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定、斜網地区廃棄物処理組合の設立及び公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、この機会に最近の主な行政諸般の動向について、概要を御説明申し上げます。

初めに、農業についてでありますが、今年は３月の降雪による融雪の遅れや降雨の影響により、農作業の一部に遅れが生じました。

その後は天候にも恵まれ、農作業は順調に進みましたが、１年を通して高温で推移したことや７月上旬の干ばつにより、農作物の収量や品質に影響が出ております。

秋まき小麦の生産量は、計画を約11.1％下回り、取扱額も計画対比約17.2％減。春まき小麦の生産量は、計画を約2.7％下回り、取扱額も計画対比約6.3％の減。大麦の生産量は、計画を約12.7％下回り、取扱額も計画対比約14.3％減となっております。

麦類は高温・干ばつの影響により、登熟期間が短縮され、細麦傾向となったことで、全体生産量は計画を約10.7％下回り、取扱額も計画対比約15.9％減の見込みとなっております。

ばれいしょの生産量は、高温の影響により、計画を約23.4％下回り、取扱額も計画を約22.0％減、でん粉含有量も18.6％減の見込みとなっております。

てん菜の生産量は、計画を約4.9％下回り、取扱額も計画対比約9.4％減、糖分含有率も15.5％減の見込みとなっております。

豆類につきましては、７月下旬からの断続的な降雨と高温多照により、大豆は生産量で計画を約38.5％上回り、取扱額も計画を約35.5％上回る見込みとなっております。小豆につきましては、生産量・取扱額とも計画を下回っておりますが、豆類全体としては生産量で約1.7％計画を上回り、取扱額も計画を若干上回る見込みとなっております。

農作物全体の取扱額といたしましては、高温・干ばつの影響もあり、計画対比で約14.2％下回る見込みとなっております。

青果につきましては、長芋の取扱額が計画対比で約17.2％増の見込みでありますが、加工用ばれいしょやタマネギなどの生産量及び取扱額が計画を下回ったことで、青果全体の取扱額は計画を約4.1％下回る見込みとなっております。

酪農・畜産につきましては、乳用牛・肉用牛の個体取引数が計画を若干下回りましたが、取扱額は個体価格の回復により、計画を約16.6％上回っており、生乳の取扱量で約1.5％、取扱額約3.5％計画を上回り、取扱額全体では計画対比約7.3％の増となる見込みとなっております。

オホーツク網走農業協同組合の予測によりますと、農業生産取扱額は前年同期と比較して約4.2％減の約222億円となり、計画を約7.7％下回る見込みとなっております。

次に、漁業についてでありますが、10月末までの網走漁協の漁獲状況は、全道的に記録的な不漁となっているサケが漁獲量1,444トン、対前年比23％、金額で約22億2,650万円、対前年比35％と漁獲量・金額ともに前年を大幅に下回っております。

ホタテは漁獲量で１万1,995トン、対前年比76％、金額約43億9,053万円、対前年比142％と漁獲量は昨年を下回っておりますが、漁価高により、金額は昨年を上回っております。

網走漁協全体では、漁獲量４万1,736トン、対前年比82％、金額約98億6,035万円、対前年比75％と漁獲量・金額ともに昨年を下回っております。

次に、西網走漁協についてでありますが、近年、資源が増加している網走湖のシジミは、漁獲量520トン、対前年比160％、金額約３億8,329万円、対前年比138％と、量・金額ともに昨年を上回り、網走湖全体でも漁獲量555トン、対前年比140％、金額３

億9,955万円、対前年比126％と昨年を上回っております。

能取湖のホタテ漁獲量は832トン、対前年比160％、金額約４億2,154万円、対前年比338％と量・金額ともに昨年を上回っております。

サケは漁獲量100トン、対前年費46％、金額約１億2,640万円、対前年費57％と量・金額ともに昨年を下回り、能取湖全体でも漁獲量2,241トン、対前年費63％、金額で９億5,752万円、対前年費85％となっているところであります。

西網走漁協全体では、漁獲量2,797トン、対前年費71％、金額約13億5,708万円、対前年費94％と量・金額ともに昨年を下回っているところであります。

次に、観光の動向についてでありますが、令和７年度上期の観光客入込数は72万3,700人で、対前年費97.7％、延べ宿泊者数は21万9,200人で、対前年費95.3％となっております。

円安の影響を受け、海外からの旅行需要が回復基調にありますが、国内では物価高による旅行計画の変化や、国内旅行から海外旅行へシフトするなどの動きが見られてきております。

また、オホーツクエリアでは、ガソリン代や人件費高騰による団体バスの料金値上げに伴う団体客の減少や、７月に日本で大地震が起きるという噂の影響による香港観光客の大幅な減少により、前年よりも伸び悩んでいるところであります。

第１四半期では、道内観光客の目的地が道内から道外へと移り、近郊エリア間の動きが鈍化し、宿泊者数は前年度と比べて下回りました。

第２四半期では、観光施設を対象としたエスコート商品が好調であったことや、スポーツ合宿、オホーツク網走マラソンをはじめとするスポーツ関係者やビジネス客の宿泊利用が底支えをしたものの、前年度を下回りました。

また、令和７年度上期の外国人観光客の宿泊者数は、全体的に好調でありましたが、風評被害の影響による香港の宿泊者数の半減により、対前年比99％と前年より微減となったところであります。

観光施設の入館者数動向につきましては、オホーツク流氷館が対前年比105.4％、博物館網走監獄が対前年比98.8％となりました。

次に、９月28日に開催をいたしましたオホーツク網走マラソン2025についてでありますが、過去最高となる2,894人のランナーが全国から参加し、網走を駆け抜けていただきました。

大会当日はやや気温が高かったものの、晴天にも恵まれ、1,100名を超える市民ボランティアやまちぐるみのおもてなしのおかげで、無事に大会を終えることができました。

11回目の開催となる本年におきましては、昨年よりも１か月半ほど早くフルマラソンのエントリーが定員を超え、また、日本最大級のランニングポータルサイトＲＵＮＮＥＴでは、2022年から４年連続で全国１位の高い評価を頂いており、参加者からのコメントではお礼の言葉やスタッフへのねぎらいの言葉が数多く寄せられております。

引き続き、ランナー目線による大会運営を心がけ、満足度の高い大会を目指してまいります。

なお、大会開催の経済効果は２億600万円と算出しており、前年比112％となっております。

次に、建設工事についてでありますが、11月末までの発注率は約97.7％で、工事業務の発注はおおむね完了をいたしております。

現在、施工中の工事につきましては、引き続き早期完成に努め、安全第一に工事を進めてまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○松浦敏司議長　次に日程第２、議案第１号から議案第３号まで、議案第５号及び報告第１号の合わせて５件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長　－登壇－　ただいま御上程いただきました議案第１号及び報告第１号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第１号令和７年度網走市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案資料１ページ、資料１号を御覧願います。

１、歳入歳出予算の補正ですが、８億9,557万2,000円を追加しようとするものです。款項の区分及び金額につきましては、議案第１表に記載のとおりです。

２、繰越明許費の補正ですが、年度内に事業執行が困難な事業につきまして、翌年度に繰り越して使用できる予算額を追加するもので、その繰越額を市営住宅建設事業で７億6,817万5,000円とするものです。追加の内容は、議案第２表に記載のとおりです。

３、債務負担行為の補正ですが、債務負担の限度

額を新たに定めるもので、網走市南コミュニティセンター管理委託契約外14件で、合わせて１億9,519万5,000円を設定するものです。追加の内容は、議案第３表に記載のとおりです。

４、地方債の補正ですが、限度額として、社会福祉事業債で2,600万円の追加、公営住宅事業債で６億2,590万円の追加をしようとするものです。変更の内容は、議案第４表に記載のとおりです。

次に、補正予算の内容ですが、別冊の事項別明細書５ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の企画振興費では、地域おこし協力隊の起業に対する補助金として100万円の追加。

次に、民生費の社会福祉総務費では、暖房用燃料等の購入費助成に係る経費として3,981万9,000円の追加。

同じく、障がい者福祉費では、こども発達支援センターの改修費として2,889万7,000円の追加。

同じく、高齢者福祉費では、前年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴う負担金として216万9,000円の追加。

同じく、児童福祉費では、前年度の給付費の確定に伴う返還金として、認定こども園で4,214万3,000円の追加、へき地保育所で421万円の追加です。

７ページを御覧願います。

衛生費の健康管理費では、助成件数の増加に伴い、あばしり健康ポイント事業で478万2,000円の追加、帯状疱疹予防接種事業で1,788万6,000円の追加です。

労働費の労働総務費では、若者就労祝い金の増加に伴い、150万円の追加です。

商工費の公共交通対策費では、自動運転バスの調査に係る国庫補助金の減額に伴い、4,000万円の減額です。

土木費の住宅建設費では、国庫補助金の変更に伴い、市営住宅建設事業で８億4,616万6,000円の追加、市営住宅解体事業で8,000万円の減額です。

教育費の教育委員会費では、南ケ丘高校定時制の生徒に対する交通費補助金の増加に伴い、150万円の追加。

同じく、スポーツ振興費では、スポーツ振興報奨金事業で制度の見直しに伴い、200万円の追加、スポーツ少年団等活動支援金の増加に伴い、250万円の追加です。

９ページを御覧願います。

公債費の利子では、利率上昇に伴い、2,100万円の追加です。

10ページを御覧願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書です。

11ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書です。

以上が補正予算の内容ですが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で１億650万円の追加、前年度繰越金で3,000万円の追加です。

次に、報告第１号令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、御説明申し上げます。

議案の報告第１号及び議案資料29ページ、資料６号を御覧願います。

補正予算の内容ですが、歳入歳出予算の補正で、音楽教育振興事業補助金として454万7,000円を追加、災害復旧費として5,455万5,000円を追加したもので、予算の款項の区分及び金額につきましては第１表に、地方債の補正は第２表に記載のとおりです。

本件は、緊急を要することから、地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年10月17日付で専決処分させていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものです。

以上、議案第１号及び報告第１号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○松浦敏司議長　次、企画総務部参事監。

○小松広典企画総務部参事監　－登壇－　ただいま御上程いただきました議案第２号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明申し上げます。

議案資料20ページ、資料２号を御覧願います。

改正の趣旨でありますが、地方税等の情報システムの標準化に伴い、住登外者の情報管理事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、当該条例の所要の改正を行うものです。

改正の内容でありますが、住登外者の情報の管理に関する事務を別表に追加しようとするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものです。

以上、議案第２号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○松浦敏司議長　市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長　－登壇－　ただいま御上程いただきました議案第５号斜網地区廃棄物処理組合の設立につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料27ページ、資料５号を御覧願います。

地方自治法第284条第２項の規定により、美幌町、斜里町、清里町、小清水町及び大空町とごみ処理施設（焼却施設に限る）の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、規約を定め、組合を設立しようとするものです。

規約の内容ですが、第１条から第４条に組合の名称、組合を組織する地方公共団体、組合の共同処理する事務及び事務所の位置を規定し、第５条から第８条に組合の議会について、組織議員の選挙、議員の任期及び議長及び副議長についてを規定し、第９条から第12条に執行機関の組織及び選任方法、管理者及び副管理者の任期、補助職員・監査委員についてを規定し、第13条に組合の経費の支弁方法及び関係市町の負担金額の負担割合を別表で規定し、第14条に委任規定を定めるものです。

この規約の施行は、北海道知事から許可のあった日から施行しようとするものです。

また、この規約の施行の際、現に関係市町が設置している焼却施設の管理及び運営に関する事務については、当該焼却施設を設置した関係市町の事務とする経過措置を設けるものです。

以上、議案第５号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○松浦敏司議長　健康福祉部長。

○結城慎二健康福祉部長　－登壇－　ただいま御上程いただきました、議案第３号網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料24ページ、資料３号を御覧願います。

１、趣旨でありますが、児童福祉法の改正により、生後６か月から満３歳未満で保育所などに通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用することができる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和８年度から新たな通園制度として全国で実施されることとなり、当市においてもその実施に当たり、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

２、内容でありますが、条例は全30条から成り、第１条から第20条までは、第１章総則として、条例の趣旨、用語の定義、最低基準、事業の共通の基準などについて、第21条から第28条までは、第２章乳児等通園支援事業として、事業の区分及び区分ごとの設備や職員配置の基準などについて、第29条及び第30条は、第３章雑則として、電磁的記録及び委任について各条で規定しようとするものです。

３、施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものです。

以上、議案第３号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○松浦敏司議長　以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

○松浦敏司議長　次に、日程第３、議案第４号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる古都宣裕議員の退席を求めます。

〔古都宣裕議員　退席〕

それでは、提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長　－登壇－　ただいま御上程頂きました、議案第４号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料25ページ、資料４号を御覧願います。

網走市南コミュニティセンターほか17施設につきまして、令和８年４月１日から、それぞれ記載のとおり指定管理者を指定しようとするものです。

以上、議案第４号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○松浦敏司議長　以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

〔古都宣裕議員　着席〕

なお、ただいま上程されました、議案第１号から議案第５号まで及び報告第１号につきましては、議

会運営委員会の決定に基づき、後日、各会派１名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の常任委員会に付託し、細部審議を行うことになります。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午後１時15分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、その他会議に付すべき事件１件を追加しておりますので、御承知願います。

次に、議事日程の追加及び変更についてお諮りします。

既にお手元に配付の議事日程第１号の追加及び変更（１）のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、議事日程第１号の追加及び変更（１）のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長　次に日程第４、議会運営委員会の委員の辞任について議題とします。

先ほど金兵智則議員から、議会運営委員会委員の辞任願いを受理いたしました。

ここで、金兵智則議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔金兵智則議員　退席〕

お諮りします。

金兵智則議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、金兵議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

〔金兵智則議員　着席〕

永本浩子議員。

○永本浩子議員　平賀貴幸議員及び元会派民主市民ネットに対する問責決議案提出の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松浦敏司議長　ただいま平賀議員及び元会派民主市民ネットに対する問責決議案提出の動議が提出され、ほかに１名以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。

それでは、提出者から動議の内容の説明をお願いします。

○永本浩子議員　平賀貴幸議員及び元会派民主市民ネットに対する問責決議案について、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

この決議案は、特定の議員を攻撃することや、思想・立場の違いを批判するためのものではありません。

本決議案の目的はただ一つ、議会が市民から預かった信頼を守り、説明責任を果たすためであります。

今回の問題の出発点は、本年６月に市民から平賀議員の過去の行動を告発する手紙が平賀議員を除く15名の議員宛てに届いたことでした。

こうした文書が届いた場合、これまでの議会は会派代表者会議で協議し、慎重に取扱いを決めてきました。それが議会の慣例であり、公正さを守るための手続でした。

しかし、今回だけは対応が異なりました。

当時、議長であった平賀議員は、代表者会議に諮ることもせず、各議員への開示も行わず、返却するという判断をいたしました。

その結果、議会は混乱し、信頼関係が損なわれました。

それにもかかわらず、後日、配布されたチラシでは、正しいことをしたのに責められている、味方がいない、これはハラスメントであるという記述が並び、議会が平賀議員をいじめているかのように市民に印象づける内容となっておりました。

さらに、内容には複数の誤情報が含まれており、市民の誤解と議会への不信を招きました。

これは看過できず、加えて、大きな問題も含まれております。

本チラシには、非公開の会派代表者会議の内容が、個人的な解釈を交えて詳細に記載されております。議長経験者として秘密保持の原則を最も理解している立場でありながら、その当人が自らこれを破ったことは重大であり、議会の中立性と信頼に深刻な影響を与えました。

また、チラシには実名を挙げた虚偽記載も確認されております。小田部議員をめぐる二つのエピソードには、事実と異なる記述がありました。

名誉を傷つけ、市民に誤解を広げる内容を市内全域に新聞折り込みで配布したことは、極めて悪質で

す。しかも、本人から直接訂正を求められても、謝罪は一切行われておりません。

さらに、本件の説明責任は、平賀議員個人だけの問題ではありません。チラシには、会派民主市民ネット所属と明記され、会派としての発信であるかのように受け止められる内容でした。

それにもかかわらず、会派は半年以上にわたり訂正、謝罪、説明、調査、処分などの対応を何も行いませんでした。

組織として責任を担う姿勢が見られず、市民の信頼に応える行動になっていたとは言えません。

そして、極めつけは、本決議案が提出される見通しが立った定例会開会当日の直前に、会派が突然解散したことです。

会派解散という選択自体を否定するものではありません。しかし、問題を放置したまま、説明責任も果たさぬまま、節目のタイミングで組織を消滅させるという対応は、責任から目を背ける行動と受け取られても仕方がありません。

議会に対する市民の信頼は、失ってから取り戻すよりも、失わないよう守り続けることのほうが、はるかに難しく、そして、重要です。

今回の決議案は、懲らしめでも制裁でもありません。議会が自らの信頼を守るための最低限の宣言です。

我々議員は市民から付託を受けて、この場に立っております。議会が自らの責任に向き合わず、説明を放棄したとき、真っ先に失われるのは市民の信頼であります。

以上の理由から、本問責決議案の可決を強くお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○松浦敏司議長　以上で、動議内容の説明を終わります。

本動議を日程に追加するため、議会運営委員会を開催する必要がありますので、休憩といたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午後１時23分休憩

午後２時20分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、決議案１件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第１号の追加及び変更（２）についてお諮りします。

既に配付のとおり、決議案１件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第１号の追加及び変更（２）のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第１号の追加及び変更（２）のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長　次に、日程第５、決議案第２号平賀議員及び元会派民主市民ネットに対する問責決議についてを議題といたします。

山田庫司郎議員。

○山田庫司郎議員　今回、平賀議員と私たち３名の議員に対する問責決議が提案されまして、これから提案理由の説明があると思います。

それで、地方自治法117条の内容でいけば、元会派の私たち３名と平賀議員も含めて、直接、本人に該当するということで、除斥の対象になるというお話をちょっと聞いています。

ただしということで、皆さんの同意を頂ければ、質疑なり討論に参加する機会を与えていただくことができるようになっていますので、ぜひ皆さんの広い気持ちをお願いさせていただきたいと。

そして、でき得るならば、今、初めて提案理由を見させていただいていますから、私たちに少し話せる時間を与えていただければ、大変ありがたいと思います。

以上です。

○松浦敏司議長　ただいま山田議員より発言の機会を設けてほしいとの意見がありましたが、これには議会の同意が必要となります。

そのことについて、賛成の方はいらっしゃいますか。反対の方はいらっしゃいますか。

反対の方、起立をお願いします。

〔反対者起立〕

起立多数であります。

着席願います。

よって、ここで地方自治法第117条の規定により、除斥となる金兵智則議員、平賀貴幸議員、深津晴江議員、山田庫司郎議員の退席を求めます。

〔金兵智則議員、平賀貴幸議員、深津晴江議員、山

田庫司郎議員　退場〕

ここで、提案理由の説明を求めます。

永本浩子議員。

○永本浩子議員　－登壇－　網走市議会は、平賀貴幸議員が市街地全域と各地域に配布したチラシ及びＳＮＳ等ネットを駆使し、多くの市民に対して誤情報の発信・拡散を行った問題に対し、平賀貴幸議員と所属していた元会派民主市民ネットの責任ある対応を欠いた姿勢を議会の信用と秩序を根底から揺るがす極めて深刻な問題であると断ずる。

よって、本議会は両者に対し、ここに強き非難と問責の意を表明する。

１、議会の信用を失墜させた行為について。

網走市議会には、これまでも何度か一部議員に対する匿名での批判文書や市民の声が届いたことがある。そのたびに、会派代表者会議を開催し、その取扱いについて協議・検討をしてきた。

しかしながら、本年６月に実名で届いた、ある市民からの手紙に関しては、対応が違っていた。

平賀議員を除く15名の市議会議員宛てに届いた平賀議員の過去の行動に対する告発の手紙を会派代表者会議で協議することもなく、内容を各議員に開示することもなく返却してしまった。

その議長としての判断はいかがなものかとの各会派代表の意見に対して、頑なな態度を取り続け、いたずらに議会を混乱させたのは、当時、議長であった平賀議員本人だったと認識している。

それにもかかわらず、当該チラシでは正しいことをなしているのに、そのことを責め続けられ、議会内には味方がいない、これはハラスメントだ等と主張し、あたかも議会からいじめを受けたかのように一方的に印象付け、このほかにも誤情報が散見され、市民に多大なる誤解を与えたものと言える。

これは議会制民主主義を根底から覆すものであり、議会への信頼を著しく損なうものとして看過できない。

また、当該チラシには、本来、非公開とされている会派代表者会議の内容が連綿と記載されており、議会内の非公開協議事項を、しかも、自分寄りの解説を加えながら市民に拡散した行為は、議会運営の信頼を根底から損なうものである。

とりわけ、当時は議長として代表者会議の招集権者であったにもかかわらず、こうした行為を行ったこと自体、自らその立場を軽視した行為にほかならず、この結果、議会の中立性が損なわれ、市民に対する議会全体の信用が大きく揺らいだ責任は、極めて重大である。

２、小田部照議員に関する虚偽記載について。

当該チラシでは、議員の個人名を挙げて種々記載されている。その中で、小田部照議員に関する記載には間違いがある。

一つ目は、議会事務局職員が小田部議員より小会議室に呼び出されたという場面で、そこに、当時、議長であった平賀議員が到着し、激高する本人をなだめつつとあり、いかにも自分がその場を収めたかのような記載がされているが、そうした場面に平賀議長がいた事実はない。

二つ目は、本会議開会前の謝罪の選択をした過去の事例の一つとして、小田部議員の不規則発言等による謝罪とあるが、小田部議員が謝罪した事実はない。

こうした虚偽の内容をチラシに記載して配布したことは、不特定多数の市民に誤解を招き、次の選挙にも影響する可能性があり、名誉毀損罪で訴えられてもおかしくない極めて悪質な手法である。

しかも、多くの議員の前で小田部議員が平賀議員本人に直接間違いを正したにもかかわらず、平賀議員から本人に対する直接の謝罪はいまだに行われていない。

３、平賀議員本人の真実解明の責任について。

平賀議員は、今回の市民からの告発内容について、当該チラシの中で事実無根の誹謗中傷と断じ、告発された内容を全面否定している。

そして、本件に関して刑事告訴を行っていると説明しているが、いまだ起訴には至っておらず、いたずらに議会及び市民を巻き込む状況が続いている。

自身の正当性を主張するならば、民事訴訟等の手法も視野に入れ、真実を明らかにすることが市民の信頼に応える誠実な対応であり、議員としての説明責任を果たす唯一の道である。

４、元会派民主市民ネットの説明責任の欠如と不誠実な対応について。

当該チラシには、会派民主市民ネット所属、市政報告2025年夏季版と明記され、市民に対し、会派としての公式見解であるかのように受け取られ得る内容であったにもかかわらず、当会派は問題の発生から約半年間、また、チラシ配布から約４か月間にわたり、訂正、謝罪、説明、事実確認、処分等の組織的対応を一切行わなかった。

会派は、政治的・倫理的責任を共有する組織体で

あり、所属議員の行動から生じた影響に向き合わず、説明責任を果たさなかったことは重大である。

さらに、本問責決議案の提出が予定されていることが明らかとなった定例会開会当日の直前になって、突然、会派を解散した。

会派の解散そのものを否定するものではないが、問題の本質が未解決のまま、説明責任を果たさずに組織を消滅させるという対応は、市民の信頼に背くものであり、議会の自浄能力を著しく損なうものである。

会派としての管理責任が強く問われるものであり、当時の会派メンバーであった山田庫司郎議員、金兵智則議員、深津晴江議員、平賀貴幸議員らの対応の欠如は極めて遺憾である。

以上の理由により、網走市議会は平賀貴幸議員及び山田庫司郎議員、金兵智則議員、深津晴江議員に対して問責の意を表明し、猛省を求めるものである。

以上のとおり、提案理由の説明といたします。

○松浦敏司議長　以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、決議案第２号を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

上程中の決議案第２号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全会一致であります。

よって、決議案第２号は可決されました。

〔金兵智則議員、平賀貴幸議員、深津晴江議員、山田庫司郎議員　着席〕

○松浦敏司議長　次に、日程第６、選挙第１号網走地区消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、深津晴江議員の組合議員辞職に伴い、組合規約第６条第２項の規定により、欠員となった１人を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選とすることとし、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんので、指名推選によることとし、私から指名をして、お諮りいたします。

網走地区消防組合議会議員の補欠選挙による議員には、井戸達也議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した議員を消防組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま指名した議員が消防組合議会議員に当選されました。

議場におられる議員各位に対して、本席からあなたが消防組合議会議員に当選された旨を告知いたします。

○松浦敏司議長　次に、日程第７、決議案第１号網走市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古都宣裕議員。

○古都宣裕議員　－登壇－　ただいま上程いたしました議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議案の提案理由を申し上げます。

第１に、本決議は思想や歴史観の賛否を問うものではなく、議場の公共表示を整えるための実務的な措置であるという点です。

私たち市議会は、日本の法制度の下に置かれる地方公共団体の議決機関であり、同時に網走市の自治を担う合議機関です。

この二つの事実を市民にわかりやすく、中立的なシンボルの併置によって示す。これが本決議の根幹です。

第２に、市民へのアカウンタビリティー、行動や結果に対して責任を持つことの向上です。

議場は市民に開かれた公共空間であり、傍聴者、来訪者、外部団体、他自治体の関係者も目にします。

国旗と市旗を併せて示すことで、ここが日本の法秩序に基づく公の意思決定の場であり、かつ、網走市の自治の現場であることが一目で理解できます。

これは、市政への信頼や議場の格式を損なうものではなく、過度な主張を排した中立の表示にとどまるものです。

第３に、運用の簡潔さと負担の軽さです。

本決議において、所作の強制や議式の追加は一切

求めておりません。

具体の管理・準備は、議会事務局の既存の体制で柔軟に対応可能であり、費用も最小限で、行政運営の影響も限定的です。

重ねて申し上げます。本決議は、いかなる思想・信条の表明や所作の強制を目的とせず、市旗のみ、国旗のみといった一方的表示による誤解を避けるために、両旗の併置という最も中立的で均衡の取れた形を求めています。

これにより、なぜ一方だけなのかという疑問が生じず、市民への説明責任を確実に果たせます。

以上の理由から、本決議は表示の整備に限定し、思想・所作の強制を一切排除することで賛否の対立を避けつつ、市民にわかりやすさと説明可能性を提供するものと考えます。

議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○松浦敏司議長　以上で、提案説明を終わります。

なお、ただいま上程されました決議案につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、後日、各会派１名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は議会運営委員会に付託し、細部審議を行うことになります。

○松浦敏司議長　以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

開会当初に決定されました審議日程に従いまして、再開は４日午前10時としますから、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時40分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長　　松　浦　敏　司

署名議員　　井　戸　達　也

署名議員　　栗　田　政　男

１２月４日　（木曜日）　第 ２ 号

令和７年第４回定例会

網 走 市 議 会 会 議 録 第 ２ 日

令和７年 12 月４日（木曜日）

○議事日程第２号

令和７年12月４日午前10時00分開会

日程第１　議案第１号～第３号、第５号
　　報告第１号及び決議案第１号

○本日の会議に付した事件

議案第１号　令和７年度網走市一般会計補正予算（各委員会付託）

議案第２号　網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務経済委員会付託）

議案第３号　網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（文教民生委員会付託）

議案第４号　網走市公の施設に係る指定管理者の指定について（各委員会付託）

議案第５号　斜網地区廃棄物処理組合の設立について（文教民生委員会付託）

報告第１号　令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について（各委員会付託）

決議案第１号　網走市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議について

○出席議員（１５名）

石 垣 直 樹	村 椿 敏 章
井 戸 達 也	山 田 庫司郎
小田部　照	
金 兵 智 則	
栗 田 政 男	
里 見 哲 也	
立 崎 聡 一	
永 本 浩 子	
平 賀 貴 幸	
深 津 晴 江	
古 田 純 也	
古 都 宣 裕	
松 浦 敏 司	

○欠席議員（１名）

澤 谷 淳 子

○説明のため出席した者

市長	水 谷 洋 一
副市長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
企画総務部参事監	小 松 広 典
市民環境部長	田 邊 雄 三
健康福祉部長	結 城 慎 二
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
観光商工部長	北 村 幸 彦
建設港湾部長	立 花　学
水道部長	柏 木　弦
庁舎整理室長	武 田 浩 一
企画調整課長	佐々木　司
総務防災課長	日 野 智 康
財政課長	小 西 正 敏
教育長	木野村　寧
学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹

○事務局職員

事務局長	岩 尾 弘 敏
次長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田　亮
総務議事係	平 間 公 稀
係	山 口　諒

午前10時00分開議

○松浦敏司議長　おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○松浦敏司議長　本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長　本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、平賀貴幸議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長　本日の議事日程は、お手元に配付した第２号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長　日程第１、既に一括上程中の議案第１号から議案第５号まで及び報告第１号、決議案第１号の、合わせて７件を議題として大綱質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

なお、大綱質疑につきましては、案件の概要と主たる疑問点を解明することを目的に行うものであり、基本的なもの、方針との関連、その展望などにとどめていただき、細部にわたる事務的・技術的内容の質疑は付託後の委員会で審査することになりますので、あらかじめ御承知願います。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員　－登壇－　議案第５号斜網地区廃棄物処理組合の設立について、大綱質疑を行います。

議案は１市５町によるごみ焼却施設の設置、管理・運営するための処理組合を設立するものです。

しかし、処理組合の設立や規約を決める前に議論し、市民の納得を得なければならないことがあるのではないでしょうか。

今、地球規模で温暖化が進み、世界各地で大雨、洪水、干ばつ、高温障害など、急激な異常気象が大問題となっています。この地球温暖化をいかにして止めるかが、国際機関でも重要課題になっているのは、周知のとおりです。

そして、現在、そのために考えられていることは、ＣＯ２の削減であることも、共通認識になっています。日本においても環境省の方針は変わってきており、何でも燃やすことになっていません。

翻って、今回の広域ごみ処理には、その視点が欠けていると言わざるを得ません。

現在、網走市では生ごみの８割、１日６トンが堆肥化され、ＣＯ２削減に貢献してきています。

計画の処理施設では、堆肥化されてきた網走の生ごみを丸ごと焼却し、全体で１日50トンを焼却するものとしています。

そこで、お伺いします。

規約にある支弁方法、経費の割合についてですが、施設建設費の経費の70％が人口割、30％が均等割になっています。

今、市民は生ごみを分けて出して、協力してくれています。生ごみの処理事業者はこれまで工夫を重ねて、今では生ごみの８割、１日６トンが堆肥化され、有効活用されています。それなのに、燃やすという選択があっていいのでしょうか。

この間、堆肥化を続けた場合と燃やした場合のＣＯ２排出量はもちろんですが、施設建設費、維持管理費などの比較検討した結果を議会にも示さないで、今議会で負担割合を決めようというのは、議会軽視です。市民軽視であり、市民の納得は得られません。丁寧な進め方が必要だと思いますが、見解を伺います。

次に、規約の内容が示されたのは１週間前であり、市民は何も聞いておりません。

今後のごみ処理のことを市民に理解してもらい、協力を求めるわけですから、今議会で決めるべきではないと考えますが、見解を伺います。

市長は人口割を提案してきましたが、人口割にしてしまったら、堆肥化を続けても、生ごみを燃やしてしまっても、施設建設費の負担は変わらないのではないですか。人口割で決めてしまって、検討をできなくする考えなのではと疑ってしまいます。

市長、人口割を提案した理由は何ですか。

○水谷洋一市長　－登壇－　大綱質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

質問項目の大綱質疑のお届出があったことは承知をしておりますが、細部にわたる質疑の内容については事前通告を頂いておりませんので、お答えすることができません。

細部にわたる質疑については、委員会審議でお願いをさせていただきたいと思います。

時期尚早ではないかという御指摘がございましたので、申し上げたいと思いますが、従来、組合設立について、途中経過も含め、議会に御説明を申し上げてきたところです。

今般、各市町の協議が整い、組合規約を定めることとなったことから、御提案を申し上げておりますので、時期尚早ではないかという議員の御指摘は当たらないものと思っております。

○松浦敏司議長　以上で、大綱質疑を終わります。

それでは、ただいま上程されました議案第１号か

ら議案第５号まで及び報告第１号、決議案第１号の７件につきましては、お手元に配付しております議案等付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○松浦敏司議長　以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

今議会の審議日程に従いまして、各常任委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は12月９日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時08分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長　　松　浦　敏　司

署名議員　　石　垣　直　樹

署名議員　　平　賀　貴　幸

１２月９日　（火曜日）　第 ３ 号

令和７年第４回定例会

網 走 市 議 会 会 議 録 第 ３ 日

令和７年 12 月９日（火曜日）

○議事日程第３号

令和７年12月９日午前10時00分開議

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問　（深津議員、古都議員、古田議員、永本議員、金兵議員、村椿議員）

○出席議員（１５名）

石　垣　直　樹
井　戸　達　也
小田部　　照
金　兵　智　則
栗　田　政　男
里　見　哲　也
立　崎　聡　一
永　本　浩　子
平　賀　貴　幸
深　津　晴　江
古　田　純　也
古　都　宣　裕
松　浦　敏　司
村　椿　敏　章
山　田　庫司郎

○欠席議員（１名）

澤　谷　淳　子

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花　学
市民環境部次長	寺口貴広
企画調整課長	佐々木　司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
税務課長	稲垣一寿
廃棄物処理広域化推進室室長	（市民環境部長）
廃棄物処理広域化推進室参事	田中正幸
廃棄物処理広域会推進室参事	松井直之
健康推進課長	坂上貴幸
健康推進課参事	今野多賀子
介護福祉課長	小沼寛人
水産漁港課長	渡部貴聴
観光課長	井上博登
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	田端光雄
観光商工部参事	鈴木崇之
都市管理課長	近藤　賢
教育長	木野村　寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹
学校教育部次長	小中理司
学校教育課長	里見達也
学校教育課参事	中野敏博
スポーツ課長	大西広幸
スポーツ課参事	佐藤潤一
監査事務局長	高橋　勉

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田　亮
総務議事係	平間公稀
係	山口　諒

午前10時00分開議

○松浦敏司議長　おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○松浦敏司議長　本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

―――――――――――――――――――――――――――――

○松浦敏司議長　本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、山田庫司郎議員の両議員を指名いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――

○松浦敏司議長　本日の議事日程は、お手元に配付した第３号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

―――――――――――――――――――――――――――――

○松浦敏司議長　日程第１、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。深津晴江議員。

○深津晴江議員　－登壇－　おはようございます。深津晴江です。通告に従い、質問をいたします。

まず、昨夜の青森沖の地震はかなり大きく、朝になって様々な被害が報告されておりますが、被害に遭われた方々のお見舞いを申し上げるとともに、網走市でもしっかりと対策が必要かと思います。

実は昨日のその時間帯、最終原稿のチェックをしていたときで、長い揺れに私も家を出る準備を少ししかけたところでした。地震はいつ起きるかわからないということを、私自身も肝に銘じたいと考えております。

それでは、まず、香害についてです。

近年、国内において香害の言葉を耳にするようになりました。

香りが長持ちする製品や香りの強さを強調する製品などの普及に伴い、国の関係機関などには、合成香料によって体調を崩された方々からの相談が寄せられているそうです。

国民生活センターには、家庭用品から揮発する臭いによる健康被害、すなわち香害に苦しむ人々から相談が寄せられるようになってきています。

また、９月定例会で質問させていただいた３次喫煙も、スモークハラスメント（スモハラ）と言われております。

それと同様に、香害は不快感や健康被害が生じ、スメルハラスメントの１種であることが浸透してきています。

この香害に関して、厚生労働省や経済産業省、文部科学省、農水省、消費者庁、環境省など、国が対策を始めています。

また、道内外の市町村の一部は、国の動きと同様に、住民に香害についての理解を深めてもらうための対策が講じられています。

そこで、網走市の香害に対する認識を伺います。

○結城慎二健康福祉部長　香害に対する認識についてですが、一般的に香害とは、芳香剤や柔軟剤などによる人工的な香料により、体調不良や不快感を引き起こすものであり、化学物質過敏症の一つとも言われておりますが、現在のところ、病態や発生基準については明確になっていないものと認識しております。

○深津晴江議員　まだ明確になっていないというところですが、日本の消費者連盟などでつくる香害をなくす連絡会と、超党派の地方議員による香害をなくす議員の会が調査を行いました。

北海道、新潟、兵庫など、９都道府県の21自治体の小学生約8,000人と、幼稚園や保育所の未就学児約2,000人から回答を得たものです。

その結果、柔軟剤などの香料で体調不良になった経験のある子供の割合は、未就学児を含めた全体で8.3％でした。

別の調査では、衣料品の洗剤や柔軟剤に含まれる香料の人工化学物質によって、小中学生の10.1％が学校で頭痛や吐き気などの症状に陥った経験があることが明らかになりました。

そこで、質問です。

大人や小中学生などから、香害について、学校を含めて市に相談が寄せられた事実はありますか。

また、状況の調査や香害の認知度を調査したことはありますでしょうか。

学校や公共施設で使用している石けんなどの香料の有無はいかがでしょうか。

網走市における現状について伺います。

○結城慎二健康福祉部長　市では、これまで香害に関する調査は行っておりません。

また、公共施設においては、成分に香料が含まれるハンドソープを使用しているところもあると思われますが、現時点では、それによる体調不良を含めた香害の相談はございません。

なお、学校関係につきましては、この後、学校教育部より答弁申し上げます。

○高橋善彦学校教育部長　市内小中学校での相談事例についてですが、児童生徒や保護者等から学校や教育委員会へ香害の相談が寄せられた事例はございません。

次に、状況や認知度の調査についてですが、教育委員会といたしましては、児童生徒やその保護者を対象としたアンケート調査等は実施しておりません

が、各学校においては日々の教育活動の中で実態把握に努めているところです。

まず、小学校では、貸与した衣類等に強い匂いが付着している場合、学校側で洗濯し直すなどの対応を行っているという事例が報告されております。

また、中学校では、制汗剤や汗拭きシートなど、香りの強い製品について、学級で使用マナーの指導を行ったり、無香料の製品を推奨したりするなど、各学校の実状に応じた対応・周知が行われているところです。

次に、市内小中学校で使用している石けん等の香料の有無についてですが、各学校におきましては、感染症対策等の観点から殺菌・消毒効果のある石けん等を使用しており、一部に弱い香りがする石けんを使用している学校もございます。

学校における現状といたしましては、現時点で香害が顕在化している状況ではございません。

○深津晴江議員　実は、私のところに数件の相談が寄せられています。

一例を挙げますと、ある女性市民は数年前から合成香料を嗅ぐと頭が痛くなり、その症状は年を重ねるごとに悪化しているそうです。しかし、周囲の理解を得るのはなかなか難しく、香りへの過剰反応との態度を取られることもあるそうです。

こうした香害に苦しむ市民が社会から差別を受けないためにも、網走市にも何らかの対策を講じることが求められていると考えます。

厚生労働省は、香料による健康被害である香害に対し、消費者庁などの関係省庁と連携し、啓発ポスターの作成・配布を通じて、国民への注意喚起を行っています。

香害に悩む方々の世代、職種などは様々だと予想され、その中には小中学生も含まれるはずです。

そこで、お尋ねします。

網走市役所として、香害対策に取り組むためには、健康福祉部をはじめ、市内事業者や観光業者などと接点の多い観光商工部、小中学校を担当する教育委員会などといった関係部署が、香害に対する共通認識に立った上で、香害対策に臨む必要があると考えます。網走市の見解をお示しください。

○結城慎二健康福祉部長　学校関係は、この後、学校教育部より答弁させていただきますが、全般的な部分としまして、いわゆる香害につきましては、全国的には症状や体調不良の相談がございますので、お悩みの方は少なからずいらっしゃると考えております。

このため、国においては、香りの使用に配慮を呼びかける啓発ポスターにより、広く周知が進められ、また、石けんや洗剤などのメーカーで構成される業界団体においても、品質表示の自主基準の設定や消費者への適正使用の呼びかけを行うなどの取組が行われていると承知をしております。

市といたしましては、国のポスターを活用した周知について検討してまいりたいと考えております。

○高橋善彦学校教育部長　教育委員会のこれまでの取組についてですが、議員がお示しの啓発ポスターにつきましては、令和５年７月に国及び北海道教育委員会から通知を受け、市内小中学校に対し、情報提供を行っているところです。

各学校におきましては、実態に応じて庁内関連部署とも連携し、対応を図ってまいりたいと考えているところです。

○深津晴江議員　前向きな御答弁だったというふうに受け止めたいと考えます。

市民が行政へ相談するのは、私としてはハードルが高いものかと思っておりますので、市民から市へ相談がないからといって、香害がないというものではないとの共通認識をさせていただいたものと捉えております。

ですので、対策は必要。困っている市民が実際にいるわけですから、周知活動など、積極的に取り組んでいただければと思います。

ちなみに、十勝の芽室町では既に町のホームページに掲載されたりですとか、帯広市においては市役所で香害に関するパネル展を展開したりですとか、市民への周知活動を積極的に行っております。

網走市立市でも、ぜひ前向きに、積極的に取り組んでいただければ、苦しむ市民が１人でも少なくなるのかなと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

市民企業の火災についてですが、11月９日、市内にある日本ホワイトファームの加工工場で火災が発生いたしました。

かなり大規模な火災でしたので、日本ホワイトファームをはじめ、従事する市民など、関係者の皆様には、この場をお借りしてお見舞い申し上げたいと思います。

調べてみますと、我が網走市は鶏肉のブロイラー工場の誘致に力を入れてきた歴史があります。

昭和後期の安藤市政時代、当時の議長や役所幹部職員らが上京し、ブロイラー工場の市内建設を強く要望した経緯があります。

当時の関係者に話を聞くと、ブロイラー工場の網走誘致の最大の目的は、地域経済の活性化、雇用の創出だったそうです。

この誘致活動は功を奏し、幾つかのブロイラー工場が建設され、地域経済の活性化や雇用の創出につながりました。

先日の火災に見舞われた日本ホワイトファームも、網走を挙げて取り組んだ誘致活動により、市内への進出を決めてくださった企業であります。

こうした歴史を踏まえ、質問に移ります。

日本ホワイトファーム工場の火災による被害規模・状況はどの程度なのか、市として把握していることを伺います。

○水谷洋一市長　深津議員への答弁に先立ちまして、私から一言申し上げたく存じます。

このたび、日本ホワイトファーム株式会社の火災に対しまして、この場を借りて謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

発災翌日に事業所を訪問させていただきまして、その後、私自身、会社社長をはじめ、経営者層と数回にわたる対応協議を行ってきたところであります。その後、現場レベルでも随時情報共有しながら、対応させていただいているところです。

１日も早い復興に向けて、被災された会社の皆様と協議しながら、取り組んでまいりたいと存じます。

この後、答弁につきましては、担当から申し上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○北村幸彦観光商工部長　日本ホワイトファーム工場の火災による被害規模・状況についてですが、11月９日早朝に出火が確認され、鎮火が翌日10日午前中とのことで、工場がほぼ全焼した旨を伺っております。

また、幸い人的な被害はなかったとも伺っております。

○深津晴江議員　現在は全く稼働していない状況だということですね。

今回の火災は、網走市にとって、様々なところで影響が出ていると思います。また、今後も出てくることが予測されます。

市として、網走市にどのような影響が出ていると考えていらっしゃるのか。現在の状況、そして、今後の見通しを伺います。

○北村幸彦観光商工部長　今回の火災による影響についてですが、当該工場におきまして、食肉のサプライチェーンが失われたところです。工場を取り巻く全ての環境に影響があるものと考えているところです。

○深津晴江議員　全てのというところについて、もう少し詳しく説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　今の答弁のとおりですけれども、全てというと、全部網羅して言えるかどうかはあれですけれども、まず、雇用の問題が懸念されます。あと、食肉の出荷が減るということで、その供給体制にも影響が出てくると思います。

また、日本ホワイトファームと取引のある会社などにも、いろいろ影響が出てくるものと考えております。

○深津晴江議員　今の部分をもう少し掘り下げたいところではありますが、次の質問に移りたいと思います。

私は、今回の火災は民間企業だけの問題ではないと受け止めております。

先ほど市長に御答弁頂いたとおり、迅速に対応していたのだなということが、今、この場でようやくわかった状況があります。

例えば、工場の鶏肉部門で働いていた従業員の働く場所の問題、工場と取引のあった関連事業者（燃料店・運送業など）の問題、鶏肉の出荷停止に伴った学校給食の問題などが考えられます。

工場と取引のあった市内の関連事業所から、今回の火災に伴って取引停止となったという情報の有無と、もしあれば、その規模について伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　取引停止に関する情報についてですが、現在までに、市に個別で取引停止となったという情報は寄せられていない状況です。

○深津晴江議員　取引できなくなったことを、市としては把握していないということでよろしいでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　直接、取引停止になって相談とか、そういう事案がないということです。

○深津晴江議員　それについてはわかりました。

それでは、そういう情報がないということですが、それに対して、市は全体を把握するための調査などをする御予定はないのでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　現在、日本ホワイトファームとも連携しまして、情報共有しながら、商工会議所や金融機関とも連携して取り組んでいるところです。

○深津晴江議員　様々なところから市も対応しているという話は聞いているのですが、もちろん、民間企業のことですので、市が率先してやるのはなかなか難しいかと思いますけれども、やはり、そこの部分が見えないのですよね。

市がどのようなサポートをしているのか、協議をしているということですが、その具体的なところを、言える範囲でもちろん構いませんので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　いろいろ課題とかのお話を聞きながら対応しておりますけれども、個別に、具体的にこちらから申し上げられないところもございますが、随時、課題を共有した中で、行政として対応できる部分については取り組んでいるところです。

○深津晴江議員　そのいろいろ取り組まれていることについて、もっと具体的に聞きたいところですが、例えば、今回の火災に伴う鶏肉の出荷停止についてお伺いします。

鶏肉出荷停止に伴い、学校給食に影響は出ていないのでしょうか。学校給食への影響についてお伺いします。

○高橋善彦学校教育部長　学校給食への影響についてですが、学校給食の食材につきましては、各調理場において提供する献立メニューに合わせた発注・仕入れを行っています。

今回の事故発生後、各調理場に状況を確認したところ、鶏肉から豚肉を使ったメニューへの変更により対応した日もございましたが、その後も11月中は国産の鶏肉を利用し、ほぼ計画どおりの給食メニューが提供されており、現時点での影響は出ていません。

○深津晴江議員　その場で、メニューの変更などで対応したというふうに受け止めたいと思います。

通常は各学校が食材の購入をしていると理解しています。

火災５日後のＮＨＫのニュースでは、今回の火災に伴って、北見市内の全ての小中学校の学校給食で地元鶏肉を提供できなくなり、北見市教育委員会は代替策を検討しているということが報じられました。

一方、網走市教育委員会からは、北見市教育委員会のような事態になっているとの報告が上がってきていません。

メニューの変更をしたので、鶏肉は必要ないということかもしれませんが、この鶏肉の出荷停止に伴い、各学校の関係者の間では少なからず混乱というか、戸惑いというか、やはり、対応をしたところについては混乱が生じていたようです。

関係者からは、今回のような予期せぬ事態が起きたときは、網走市教育委員会が陣頭指揮を執り、関係者や関連業者などに今後の方針を伝えてほしいという声が寄せられています。

私自身も、今回のような緊急事態が起きた場合、現場や業者に任せっきりにするのではなく、網走市教育委員会としての方針をしっかりと打ち出した上で、関係機関や関係業者などとの連携により、事態の収束を図るべきだと考えます。

教育長の見解をお伺いします。

○高橋善彦学校教育部長　先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたが、当市の学校給食においては、既に代替食材での対応、また、鶏肉も地元産の供給が困難となったものの、道内産、国産の鶏肉が利用できており、今のところ、学校給食の提供に大きな影響は生じていません。

このたびの事故に伴う地元産鶏肉の出荷停止においては、日常的に食材の仕入れと献立作成、給食提供を行っている各調理場それぞれに合わせた対応ができており、教育委員会として市内６か所の調理場に対し、統一した方針を出すことはございません。

今後、学校給食の食材供給や提供体制等に大きな問題が生じた際には、必要に応じまして、教育委員会が情報収集と各調理場の状況の共有に努めてまいります。

○深津晴江議員　現在は教育委員会として統一な対応をせず、各学校に任せていくということについてはわかりました。

今後、もし長期的な課題になっていくと、教育委員会としては、方針を出して、しっかりとサポートしていただけるものと信じております。

日本ホワイトファームという会社は、網走市にとって大切な企業だと考えています。働く場の確保、給食の食材提供などにおいて、まちの活性化に大きく貢献してくださっている企業です。

火災はとても残念で、関係者の皆様は失意の中、今後の仕事がどうなるのか、不安な気持ちでいらっしゃいます。

火災が発生してから、私も、従業員の皆様全員ではないのですが、従業員の方、または様々な事業所の皆様にお話を伺ってまいりました。

私が想像していた以上に影響は甚大だと実感しています。話を聞いてくれただけで楽になったと言ってくださる方もいらっしゃいました。

今回の火災で浮上した課題として、市長は翌日に対応を始めたということですが、なかなかそれが市民には見えていませんでした。市は一体何をやっているのかというような問合せも聞かれたところであります。

市としては、観光商工部や教育委員会、保育園を所管する健康福祉部など、関係部署の垣根を越えたスムーズな情報交換、対策の立案などが求められていると考えます。

こうした部署の垣根を越えた対応策を進めるには、陣頭指揮を執る強いリーダーシップが求められると考えます。

今回の火災発生認知から現在まで、市役所関係部署に対して、誰がどのような指示を出して、どう動いたのかについて、お伺いしたいと思います。

今回の火災に伴ったまちの問題と、その解決に向けた市長の考えをお伺いいたします。

○北村幸彦観光商工部長　今回の火災に関しましての、市役所関係部署に対する指示等についてですが、火災発生から消火作業に関しましては、消防からの現況報告により把握しておりまして、鎮火しました11月10日の午後には、市長と私を含めた観光商工部の職員が、お見舞いと状況確認のため、事業所を訪問しているところです。

その後につきましても、社長とも数回面会いたしまして、経営判断に伴う行政側の対応を行っているところです。

いずれにいたしましても、再建に向けた取組を被災直後より会社側と行っておりまして、その対応に努めているところです。

今回の火災に伴ったまちの問題と、その解決に向けた考えについてですが、事業主体の日本ホワイトファーム株式会社の工場再建に向けた今後の方針を注視しながらとはなりますが、網走市にとっても欠くことのできない事業者であることは言うまでもございません。

被災から復興に向け、いかにその時間軸を短くするかが何より肝要と思うところですので、サプライチェーンの再構築を求めてまいりたいと考えています。

○深津晴江議員　市としては、サプライチェーンの復興を目指す方向でいくと。

日本ホワイトファームは民間企業ですので、経営的に厳しいというのであれば、撤退もあり得るのかなと思いますが、それは何としてでも阻止して、復興していただくように支援をしていくというところの確認でよろしいでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　議員のおっしゃるとおり、復興に向けた支援を、市としてできることをしていきたいと思っております。

○深津晴江議員　なかなか困難な部分も多々あると思いますし、行政でできることも限られているかと思いますが、これについては全力で、しっかりと復興に向けてやっていただければと思います。

この件につきましては、他の先輩議員も挙げておりますので、その先輩たちからの質疑に対し、さらに具体的な深い御答弁を頂けることも期待しまして、私の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。

○松浦敏司議長　ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時34分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、会議を続行いたします。古都宣裕議員。

○古都宣裕議員　－登壇－　まず、昨晩の地震被害に遭われた方の心が１日も早く安定されることを御祈願申し上げて、早速ですが、質問に入らせていただきます。

日本ハム工場火災に起因する地域経済・市民生活への影響と、市の対応について伺います。

今回、日本ホワイトファーム株式会社の知床食品工場で大規模な火災が発生し、工場がほぼ全焼する甚大な被害となりました。

けが人がいなかったことは本当に何よりですが、操業停止に伴う影響が既に市内外に広がりつつあります。

同工場には多くの市民や市内の業務委託先が従事しており、直接雇用、間接雇用を含め、数百人規模の働き手がいると聞いています。

工場停止による収入不安、派遣・委託会社の先行き不安、そして、年末に向けて雇用が不安定になる可能性は大きく、現場の心配は相当なものです。

また、同工場が取り扱っていった鶏肉加工品は幅

広い分野に供給されていました。学校給食についても、代替調達やメニュー変更が必要となれば、栄養バランスやコストへの影響が避けられません。

さらに、現在の物価高騰の中で市民の家計は既に限界に近く、今回の火災と物価上昇が重なることで、年末に向け市民の消費は落ち込み、小売、飲食、サービス業の売上減少がさらに深刻化する可能性があります。

既に市内スーパーや飲食店では売上減少の声があり、地域経済への負担は決して小さくないと感じています。

この状況は、一つの企業の災害にとどまらず、市民生活、雇用、給食、地元企業、地域経済の循環に同時多発的な影響が広がる可能性があり、市として早期に実態把握と支援の検討を行うべきだと考えています。

事業者も、市民も、このような突発的な事態を前に、どこに相談していいのか、どうなるのかがわからないまま、不安を抱えている現状があります。

市が一刻も早く状況をつかみ、相談窓口を設け、必要な支援の検討に着手することで、市民や地域事業者に安心を与えることができます。

以上の認識を踏まえた上で、質問いたします。

市として、今回の工場火災による影響をどのように認識しているか、伺います。

今回の工場火災について、現在、市として把握している情報や、地域内への影響（雇用、流通、給食、飲食店、小売業、家計等）に関する認識を伺います。

また、行政内部でこの問題に関する情報共有や危機管理的な視点での検討は行われているのかを伺います。

○北村幸彦観光商工部長　先ほどの深津議員の答弁と重なる部分がございますが、このたびの火災による影響について、当該工場においては食肉のサプライチェーンが失われたところでございまして、工場を取り巻く全ての環境に影響があるものと考えております。

行政内部の本件の共有等につきましては、鎮火いたしました11月10日の午後には、市長と私を含めた観光商工部の職員がお見舞いと状況確認のため、事務所を訪問しております。

その後も、会社経営者層と数回にわたる対応協議を行ってきたところでございまして、現場レベルでも、随時、情報共有しながら、対応させていただいている状況です。

○古都宣裕議員　そこは、プラスした少しの情報があったので、先ほども答弁があったので、ある程度、理解するところであります。

次に、現場の不安把握のための相談窓口について伺います。

市民・事業者・関係者の不安を受け止めるために、雇用不安、収入減少、仕入れ困難や給食の代替調達、家計負担の増、飲食店やスーパーの売上減少などを把握するために、臨時でも構わないので、相談窓口や情報収集の仕組みを設けるべきだと考えます。

市民事業者の困り事を早期に把握する姿勢は、行政への信頼にもつながりますが、市の見解と今後の考えを伺います。

○北村幸彦観光商工部長　相談窓口や情報収集の仕組みづくりについてですが、当該事業者からの各種相談につきましては、現在、観光商工部が窓口となり、対応しているところです。

また、市民・事業者の困り事を適切に把握することの重要性は認識しておりまして、関連事業者を含めた状況や影響の有無に関する把握につきましても、現在、日本ホワイトファームと連携して情報共有しながら、商工会議所や金融機関をはじめとする関係機関とも連携して取り組んでいるところです。

○古都宣裕議員　今の話は、もともとあった窓口に市民が相談しに来るのか、それとも、影響があった人たちにこういうところで相談を受け付けますよという情報発信をした上で受け付けているのか、どちらでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　現在、具体的に日本ホワイトファームとお話している中で、従業員の方を解雇する形は取っていないという話を聞いております。

ホワイトファームといたしましても、雇用については最善を尽くしていきたいという話も伺っているところです。

そのような中で、雇用等に関する相談窓口につきましては、日本ホワイトファームの今後の方針が明らかになった時点でと考えています。

状況によりましては、そういう可能性も考えられますことから、被災当初よりハローワークや振興局などとも情報を共有して、準備を進めているところです。

○古都宣裕議員　今の答弁ですと、日本ホワイトファームの方向が出た暁には、市としてもそうした情報を受け付けるような相談窓口を設置する考えがあると受け止めていいということですか。

○北村幸彦観光商工部長　そういう窓口を設置する準備はしておりまして、まだ方針が決まっていない中で窓口を開くのは、若干早いのではないかと考えております。

○古都宣裕議員　市としての考えはわかりました。

次に、雇用・生活への影響に対する支援体制の強化について伺います。

今回の火災により、工場勤務者や委託業者、派遣業者、市内外の働き手が、収入減少や雇用不安を抱える可能性が大きくあると思います。

市として、先ほども話に出ていましたけれども、ハローワークとの連携強化や就労支援窓口の周知、生活困窮者自立支援制度の活用、年末を控えた緊急的な家計・生活支援への対応などを考えて、実施していくべきと思いますけれども、現状の体制と今後の対応方針を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　先ほどの答弁と繰り返しになりますが、ハローワークとの連携強化、就労支援窓口の周知についてですが、雇用への対応、さらには取引先事業者への影響なども想定されますことから、既にハローワークや北海道振興局等と連携しまして、状況に即して体制を準備しています。

いずれにしましても、事業主体である日本ホワイトファームの工場再建に向けた今後の方針を注視しながらとはなりますので、本件に関連した家計・生活支援への対応が必要な状況につきましては、現時点では生じていませんが、関係機関とも情報共有を密にしまして、適宜、影響等を把握しながら、必要に応じて検討を行ってまいります。

○古都宣裕議員　わかりました。

次に、給食・福祉施設への影響把握と代替調達支援について伺いたいと思います。

学校給食については、先ほどお話があったのですけれども、高齢者施設や障がい福祉施設など、鶏肉や鶏肉加工品を使用する公共部門でも影響が出る可能性があると思います。

市として、現時点での給食への影響認識、代替調達の確保、コスト増への対応など、どのように考えているか、伺いたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長　市内の学校給食・福祉施設などへの影響についてです。

まず、学校給食については、先ほど深津議員の質問に対する答弁でもお答えをさせていただきましたが、市内の各調理場においては、鶏肉から豚肉を使ったメニューへの変更により対応した日もございましたが、その後も11月中は国産の鶏肉を利用し、ほぼ計画どおりの給食メニューが提供されており、現時点での影響は出ていません。

また、幼稚園や認定こども園、保育所及び介護施設、障がい福祉施設における給食につきましても、一部において産地の変更や使用する鶏肉部位の変更はあるものの、予定された献立の変更やコスト増といった影響は出ていません。

○古都宣裕議員　わかりました。

次に、地域経済への影響把握と必要な支援検討について伺いたいと思います。

年末に向け、市民の消費はさらに落ち込む可能性があり、小売・飲食店では売上減少の声が既にあります。

今回の火災は、物価高騰と合わせて、地域経済の冷え込みを加速させるおそれがあります。

市として、小売・飲食・サービス業の売上動向の把握、商工会議所との連携、必要に応じた支援策の検討、市民への情報発信を進めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

○北村幸彦観光商工部長　小売・飲食・サービス業の売上動向の把握につきましては、商工会議所や金融機関が実施している景況調査や意見交換を通じて把握しているところですが、長期化する物価高騰の影響もあり、地域経済を取り巻く環境が厳しさを増していることも認識しています。

今回、罹災いたしました日本ホワイトファームの工場再建に向けた今後の方針を注視しながらとはなりますが、地域経済にとって欠くことのできない事業者であることは言うまでもございませんので、被災から復興に向け、いかにその時間軸を短くするかが何より肝要と思うところであり、サプライチェーンの再構築を求めてまいりたいと考えています。

○古都宣裕議員　今回の火災は、単なる事故ではなく、市民生活・雇用供給・給食・地域経済、多方面に影響を及ぼす可能性があります。

だからこそ、市として迅速な実態把握と情報収集、そして、必要な支援の検討が、地域の安心と信頼につながるものと考えます。

日本ホワイトファームは、これまで長年にわたり地域経済を支え、網走市に大きく寄与してきた重要な企業だと思っております。

今回の状況を、企業・行政・地域、それぞれの立場で支え合いながら乗り越えていけるよう、市には心ある早期の対応を期待することを申し上げ、次の

質問に移らせていただきます。

次に、市長交際費の透明性・公平性・公益性について伺いたいと思います。

市長交際費という制度は、市長が内外の関係者と信頼関係を築き、市政を円滑に進めていくために不可欠なものであります。

しかし、同時に、この費用は市長という個人の裁量が最も大きく働く領域でもあります。だからこそ、市民の皆様に誤解されることがないよう、どのような基準で、どのような手続で使われているのかを、丁寧に説明していただくことが何よりも大切だと考えています。

今回の質問は、決して批判のためのものではありません。交際費という制度そのものを否定するものでもありません。

むしろ、市長交際費が本来持つ役割をより健全に、透明に、より市民にとってわかりやすい形にするために、どう改善できるのかを真摯に検討していただきたいという思いから、質問をさせていただくものです。

まず、決裁フローの可視化について伺いたいと思います。

行政がお金を使う際には、どのように支出が決定されたのかという手続の流れを文書として残すことが、極めて重要だと思います。

当然の手法として、起案があり、担当課で確認が行われ、課長・部長・副市長、そして、最終的に市長が決裁する。こうした行政内部の手続は、税金の使い道について市民に説明責任を果たすための大切な根幹部分であります。

今回、私は市長交際費について情報公開請求を行いました。その範囲は、あくまでも市長交際費の使い道に関するものであり、起案や決裁の手続そのものを請求したわけではありません。

そのため、開示された資料は支出の一覧表に限られており、起案者名や決裁者名、決裁経路、決裁日時など、行政手続の根幹となる部分をまず質問しようと思います。

現時点では、市民や議会はその手続の妥当性を客観的に検証することが難しい状況にあります。そこで、まず、正式な決裁の流れを、市として明らかにしていただきたいと思います。

市長交際費の支出に当たり、どなたが起案し、どなたが確認し、どのような決裁ルートを経て支出が確定しているのか、正式な決裁フローをわかりやすく御説明ください。

○秋葉孝博企画総務部長　交際費の支出に当たりましては、基本的に市長の指示に基づき、秘書係員が起案し、秘書係長が内容を確認、企画調整課長が決裁をしております。

○古都宣裕議員　今の答弁だと、最終決裁は秘書課長になるのですか。

○秋葉孝博企画総務部長　企画調整課長です。

○古都宣裕議員　わかりました。

次に、市長指示による起案の実態について伺いたいと思います。

担当課への聞き取りの中で、市長の指示を受けて秘書係が起案しているというお話があり、今の答弁の中でも、まず、市長の指示があって起案をすると。

もしもこのような実態があるとしたら、秘書係には妥当性を審査する権限がなく、市長の判断をそのまま文書化するだけの構造になってしまうのではないかなと思います。

これは、行政の内部統制という観点からすると、非常に大きなリスクを抱えていると思います。

なぜなら、起案も市長というところでいくと、本来であれば、先ほど企画調整課長が最終決裁になると言っていましたけれども、市長が起案を指示して流れてきているものを課長クラスで止めるというのは、なかなか難しいのではないかなと思うからです。内部の支出の妥当性をチェックする機能が失われているのではないかなと思うわけです。

市長の判断そのものを否定するわけではありません。ただ、市民の税金を扱う以上、行政内部での二重チェックや検証は不可欠であると思うわけですけれども、市長交際費の起案は市長の指示に基づいて秘書係が行い、秘書係には妥当性を判断する基準や拒否権がないという理解でよいのか、行政としてどのような見解なのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　交際費の執行は、先ほど答弁したとおり、市長が判断いたしますが、職員においても過去の事例、行政実例、判例などと照らし合わせ、事務手続を進めているところです。

○松浦敏司議長　古都議員、ちょっとお待ちください。

ネットの関係がうまくいっていないものですから、ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続

行いたします。

古都議員の質問から。

○古都宣裕議員　次に、決裁文書の公開について伺いたいと思います。

交際費の透明性を高めるためには、使った結果だけではなく、使うまでの過程も示す必要があります。

起案書や決裁文書には、どの部署が判断したのか、どの段階で確認が行われたのか、最終判断は誰がどの時点で行ったのかが記録されています。これは市民への説明責任を果たす上で、非常に重要な情報です。

もちろん、個人情報や特定の企業情報については、黒塗り対応が必要なことも理解しています。しかし、決裁経路そのものは、個人情報ではなく、市民の知る権利に属する部分です。これを公開することは、行政への信頼を高める大切な一歩になると考えます。

そこで、伺います。

市長交際費の決裁文書について、個人情報を適切に除いた範囲で、起案部署や決裁経路など、意思決定過程を公開する考えはないのか、市の見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　決裁文書を公表する考えはございませんが、決裁過程につきましては、先ほどお答えしたとおりです。

情報公開請求に対しましては、個人情報や個人の利益の保護に配慮した上で公開しております。

○古都宣裕議員　そこで、その黒塗り部分に対してまた質問させていただくのですけれども、情報公開資料では個人名が黒塗りとなっており、これは個人情報保護の観点から一定の理解はできます。

しかし、今回の聞き取りの中で明らかになったのは、市として市長個人の交友関係と公務上の関係を区別する基準が存在していないのではないかという点です。

基準がなければ、仮に市長個人の友人の葬儀であっても、公費で香典や花を出すことが、実務上、可能になってしまいます。

また、市民や議会が黒塗りの資料を見ても、どこまでが公務でどこまでが私的なのかを検証することはできません。これは市民から見て大変誤解を生みやすい構造です。

そこで、整理のために伺いたいのですけれども、市長交際費における相手方が市長個人の交友関係なのか、市長という公的立場に基づく関係なのか、その区別はどの基準で、誰がどのように判断しているのか、明確に示してください。

○秋葉孝博企画総務部長　交際費は網走市長として支出されるものであり、個人的な支出はございません。

支出に当たりましては、過去の事例や行政実例などを踏まえ、総合的に市長が判断しております。

○古都宣裕議員　今の話だと、総合的に市長が最終判断するというふうになるのですけれども、この判断というのは全部市長任せになってしまうのではないかなと。

だから、ほかの人がチェックするところとか、ルールとかを明確にやらないと。

例えば、経済状況がすごくよかったときは、結構大きく見てくれていた部分もあると思いますけれども、今、経済状況が必ずしもよいとは言えない状況下で、しっかり細かく見る必要がある中で、総合的に判断できるのが決裁権者、最終的に市長がそのまま判断するのが、決裁を指示する人間が総合的に判断していては、それはいけないのではないかなと思うのですけれども、改めて、その見解を伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　先ほどお話をしておりますが、決裁の起票は秘書係員が行い、係長、企画調整課長が決裁をしておりますので、当然、職員におきましても、判例や実例を踏まえた上で、起票、決裁をしているということですから、そこで最終的な判断が市長になるというのは、市政におきましては、いずれにしても市長が最終決裁者ということになります。

○古都宣裕議員　最終決裁者なのはわかるのですけれども、この支出はと言えるような構造がないことが問題ではないのかなということで、先ほどから指摘させていただいています。

民間企業であれば、その社長の指示に従って、下が上げていくのはありますけれども、なかなかそうだとしても、社長の指示で起きた決裁において、下の人間がこれは違うのではないかなというのは難しいと思います。

だからこそ、市役所という場所、公費は別に稼いだお金ではなくて、市民の税金から集めたお金ですから、そこはルールをしっかりと明確にした上で、違うのではないかなと言える体制を築くことが大切だと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　市長が最終決定者だから

何も言えないということはございません。

基本的に、その支出に特に問題がないので、これは市として支出しているということですから、そこは市長の交際費なので、部下が何も言えないということではございません。

○古都宣裕議員　議論が平行線になるのかなと思うので、次、慶弔費の線引きについて伺いたいと思います。

市長交際費の中でも、慶弔費は最も線引きが難しい分野であるのかなと思います。

資料を見ると、香典・生花に毎年一定額の支出をされておりますが、その相手方は黒塗りとなっており、市としての判断基準もなかなか見えてこないため、公的な支出なのか、個人的な交友による支出なのかが、第三者からは全くわかりません。

市長は前職が市議であり、地域で長く活動されてきたことから、個人的な交友関係も広いと思います。

だからこそ、公費との区別は丁寧に行う必要があります。市民の大切なお金を使う以上、説明可能な基準が求められると思います。

そこで、慶弔費について、市長個人の関係と職務上の関係をどのように区別し、どのような基準で公費支出の妥当性を判断しているのか、説明してください。

○秋葉孝博企画総務部長　慶弔費についてでありますが、これまで現職か否かを問わず、国会議員、地方自治体の長、道議会議員、市議会議員、市職員のほか、公平委員、教育委員、農業委員、選挙管理委員などの各種委員、区長、消防団長、文化賞受賞者など、こうした方々の御本人、または御親族を対象として支出しております。

○古都宣裕議員　親族までというところがちょっとよくわからなくて、この親族というのは何親等までを指しているかというところまでの基準はありますか。

○秋葉孝博企画総務部長　この件に関しまして、基準は持ち合わせておりません。その支出ごとに判断しています。

○古都宣裕議員　網走は決して大きいまちではないので、親族という言葉で片付けてしまわず、明確に何親等とかまでしないと、誰と誰は親戚だというのはかなり広く取れると思うので、ここはしっかりとルールを明文化していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長　その都度、判断してまいりたいと考えております。

○古都宣裕議員　その都度、判断するのではなく、人によって何親等までででは困るのですよ。

税金の使い道ですから、部署内のルールでもいいので、しっかりと明示すべきだと思うのですけれども、改めて見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　市の功労に対する慶弔費に当たりますので、ケースバイケースで、何親等というのをあらかじめ決めるものではないと考えます。

○古都宣裕議員　支出先が各委員だとか、国会議員とか、首長とか、道議会とか、市議会、職員とかもありますけれども、そうした中で決められる。

では、その人に関わったものの中で、親等が遠い人まで含めるのか否かというのは、別に決められないことではないと思いますし、その都度、ケースバイケースとおっしゃいますけれども、五親等も離れているような人を対象にする人が仮にいたとして、二、三親等までの人もいれば、それぞれ出てくるという話ですけれども、その対象となる人の親等は限られてくると思うのですよね。

その周りで、この人は対象で、この人は対象にならない。極端な話、おじやいとこまで対象にするのかというような話が出てくるのではなくて、この人の周りにそうした対象となる人がいるかどうかというのは、親等まで制限すれば、明確ではないですか。なぜそれができないのですか。

○秋葉孝博企画総務部長　そもそも、それほど離れた方にお出しするというのは、一般的な常識としてないと思います。

今、私が断言しないのは、例えば仮に本人が亡くなっていて、子供が喪主になるとか、家族それぞれの関係性があると思いますので、具体的に申し上げられないと。その都度、判断したいということを申し上げているのであって、かなり離れた方に対して慶弔費を支出するという考えはございません。

○古都宣裕議員　それがあり得ないというのをルール化していただきたいという話です。

それが平行線だということで、また次に伺いたいかなと思うのですけれども。

次、お土産や贈答品について、市外との交流や来客対応に必要な場面もあるとは思います。

しかし、市内企業への挨拶、お中元、お歳暮、定期的な訪問時の手土産のような場面がもし含まれている場合、これは明確に公選法違反になってくると思います。

寄附行為と誤解される可能性がありますし、また、公費で手土産を渡した相手から市長個人に返礼品が届くような構図になるとも思います。

市民感情としても、ちょっと誤解を生みやすいものではないのかなと考えるのですけれども、お土産品費は毎年支出額も比較的大きく、市民が最も気になる費目ではないのかなと思いますが、土産品・贈答品について、市として対象者や目的、金額の上限をどのような基準で判断しているのか、また、公職選挙法上の寄附行為との関係についてどのように整理しているのか伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　土産品や贈答品の進呈先は、友好都市などの関連自治体、誘致企業、合宿企業、イベントの協賛企業、観光・交通企業、医療などの既に当市に関わりのある企業に加え、今後、さらに連携を深めたい、あるいは、新たに進出を期待する企業などを対象としております。

金額は、土産品では3,000円程度、贈答品では１万円程度を目安としております。

なお、市内の方に対しての土産品や贈答品はなく、網走市長としてお贈りしている物であり、公職選挙法で定める寄附行為には当たらないと認識しております。

○古都宣裕議員　なるほど。ただ、黒塗りだから、本当に関わっていないかどうか、私では判断できないところがあるのですけれども、挨拶に回る部分でお土産というのは、ある程度、理解できる部分はあるのですけれども、お中元、記載では年末に市内挨拶回り土産品みたいに書いてあったのですけれども、果たして、それが本当に必要なのかというのがよくわからない。

企業として挨拶に行くのは理解しますが、年末、網走市役所にもいろいろな企業の方が挨拶回りに来るけれども、土産品を持ってくるところは当然なく、普通は今年もお世話になりましたという挨拶程度で、毎回、わざわざ土産品を持ってくるというのはなかなかないのかなという認識でいますが、市として、それはどのように考えているのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長　全てに贈答品を贈っているわけではございません。非常に市と関わりのある企業等にお贈りしています。これにつきましては、社会通念上の儀礼の範囲に当たると考えております。

○古都宣裕議員　毎年、渡していた人に途中でいきなりやめるというのは、なかなか難しいと思います。

そうしたら、どんどん増えていくのではないかなという懸念があるのですけれども、その辺の整理というのは、１回関わりがあったから、ずっと支出して、毎回、挨拶回りのときにお持ちするのか、何かしらの基準や線引きが存在しているのか、その辺のルールは何かあるのですか。

○秋葉孝博企画総務部長　どこに出しているか、具体的なお話はできませんが、どんどんそれが増えているというような状況にはございません。

○古都宣裕議員　ここはブラックボックス行きのところがあるので、なかなかつっつきにくいのですけれども、次に、物品購入に関わる公平性の確保について伺いたいと思います。

市長交際費の運用について、市民の皆様から寄せられる声の中で、私もちょっと考えるところがあったのは、交際費の物品購入が特定の店舗で多いのではないかという疑問が、情報公開の資料を見ていくと思うのですよね。

市長交際費では、お土産品や贈答品、花、酒類など、様々な物品が購入されていますけれども、市内にはこれらの商品を取り扱う複数の店舗が存在し、それぞれに特徴があって、丁寧な商売をされていると思います。

その一方で、年度を通じて見ると、特定の店舗に購入が集中しているように見受けられる箇所がございます。

もちろん、実務の現場でも、いつも頼んでいるお店に行ったほうが、対応もすぐしてくれるだろうというところもありますし、市長の好みなどを把握しているため、手配がスムーズといった理由があるのかもしれません。

そのような事情が理解できないわけではないのですけれども、ここで使われているのは、市長個人のお金ではなくて、市民の税金です。そうである以上、行政は実務の効率性と同じか、それ以上に公平性・中立性・透明性を確保していなければならないと考えます。

市民の立場からすれば、なぜ毎回あのお店ばかりなのだろうとか、市長と特別な関係があるのではなかろうかといった疑念を抱くのは自然なことだと思います。

公金の支出において特定店舗への偏りが続くと、行政が特定の事業者に利益を与えるのではないかという誤解を招き、行政への信頼を損なう危険性もございます。

特に、同じ商品が複数店舗で取り扱われている場

合や、明確にその店でしか買えないという事情がない場合には、なおのこと、公平性の確保が求められると考えております。

そこで、この点について確認させていただきますが、市長交際費における物品購入について、特定の店舗に支出が偏らないよう、行政としてどのように公平性を確保しているのか、その判断基準・考え方を伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　土産品は、網走産、網走にゆかりがある物、それから、ふるさと納税の返礼品などを念頭に選定しております。

こうしたことから、取扱店舗が限られるケースもございますが、そうでない物は複数の店舗から順に購入するようにしております。

○古都宣裕議員　だから、そうした特徴的な物を特定の店でしか買えない場合は理解しています。

ただ、それ以外のところを見ても、土産品のみならず、物品購入において、偏っているところがあるのではないか、ほかのお店でも同じような物を買えるのではないですかというところが見受けられるので、質問しています。

自分たちの中で、ほかのお店では売ってないからここで買っているのだという理解でやっていたのか、毎回頼みやすかったからやっていたのか、どういう形なのですかという質問です。

それをクリアした上でやっていますという考え方だったということですかね。

○秋葉孝博企画総務部長　さきに答えたとおりですが、特に水産物に当たっては、物の確保ができる、できないということもありますので、そうしたことで店が限定されるケースもあります。

決してどこかに偏って注文しているということはございません。

○古都宣裕議員　私が見た限り、どうかなと思う部分もあったのですけれども、市はそういう気持ちでは買っていないということなので、また個別で見ていったときにあれば、改めて指摘させていただきたいと思います。

次に、協賛金の二重支出の可能性について伺いたいと思います。

市長交際費から協賛金を支出している例が確認されました。これ自体、直ちに問題とは言いませんけれども、例えば、同じ団体に市の施策予算として補助金や負担金を出している場合、交際費の協賛金と合わせると、公金の二重支出になる可能性があります。

さらに、市長名義の協賛は寄附行為と受け取られるおそれがあります。

公選法上も慎重な運用が求められる部分だと思うのですけれども、交際費から協賛金を支出する基準、補助金などとの重複支出の回避、公選法との関係について、市の見解、整理をどのようにしているか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　補助金は団体の運営を支援する者、事業の実施を支援する者、個人に対して何らかの負担軽減を図る者など、様々な目的がございますが、交際費から協賛金として支出したイベントに対して、市から補助金を支出した事例はございません。

また、交際費は、網走市長として公費にて支出しているものであり、公職選挙法で定める寄附行為には当たらないと認識をしております。

○古都宣裕議員　市の見解は理解いたしました。

ここまでの質問は、最初に申し上げましたけれども、市長交際費そのものを否定するものではありません。必要な場面で交際費が使われることは、市政を円滑に運営する上で欠かせないと思います。

しかし、基準がちょっと曖昧なことで誤解が生まれ、手続が見えないことで信頼が揺らぐのであれば、その部分は丁寧に直していく必要があると思っております。

市民の理解と市政の信頼を高めるために、制度整備は必ずプラスに働くと思います。

そこで、伺いたいのですけれども、市長交際費の支出基準要綱の整備、決裁文書の部分公開、公選法のガイドラインの作成など、透明性向上のための制度整備について、改めて市として進めていくお考えがあるかどうかというのを伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　交際費の公開に法的な義務づけはなく、詳細を明らかにすることは、市政運営上、適当ではないと考えております。

交際費の支出に当たりましては、国の通知、判例、過去の事例、行政実例などを踏まえ、引き続き適正な執行に努めてまいります。

○古都宣裕議員　網走市は情報公開請求をすれば見せていただけるのですけれども、積極的に自分たちでは公開していない現状の中で、僕はしっかりとその部分もしていくべきだという考えでいるのですけれども、ここまで世間でも騒がれている中で、市はいまだそこは検討段階にも上がらず、公開はしてい

かない考えだというふうに改めて答弁頂いたと思うのですが、その認識でいいですか。

○松浦敏司議長　暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

○秋葉孝博企画総務部長　これまで、さきの議会からも市長交際費の公表ですとか、御指摘を受けた部分につきましては、他市の事例があるということですので、それを踏まえて検討させていただきたいと思います。

○古都宣裕議員　ちょっと変わって前向きになってきたのはいいことだと思います。やはり、ここは透明性が求められて、市民の声も非常に大きいところですから、しっかりと考えて対応していただきたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

政治資金パーティーの在り方と市政の信頼性について、伺いたいと思います。

６月の定例会では、市長の政治資金パーティー、特にビールパーティーの販売方法や、市役所庁舎内での取扱いについて、市民の信頼性の観点から質問いたしました。

市長からは、後援会が主催であること、自らは庁舎内で販売していないことなど、後援会の販売状況については把握していないとの説明がありました。

しかし、その後も市民からは、販売経路がよくわからない、行政と関係のある企業がどれくらい購入しているのか気になるといった声が寄せられており、疑問が完全に解消されたとは言えない状況が続いていると思います。

そうした中、今年10月に再び市長名義のビールパーティーが開催されました。

前回、議会で透明性について議論した直後であることを考えると、再開催に当たって、何らかの改善や配慮が行われたのではないかなと考えております。

本件は市長の政治活動そのものを問うのではなく、政治活動が行政の公平性、市役所内の環境、市民の信頼にどのような影響を与えているのかという市の一般事務に関する観点から伺わせていただきたいと思っております。

政治資金パーティーそのものは制度として認められていますが、市長という行政の長が開催する場合、一般の政治家以上に慎重さが求められると思います。

市長には市の予算や事業に関する決裁権があり、その立場の強さから、企業や団体が市長から頼まれたら断りづらいと感じる状況がどうしても生まれると思います。

特に、市と取引のある企業や補助金対象の団体がチケットを購入すると、市民からは公平性は大丈夫か、誤解を招かないかという不安が起きやすくなると思います。

６月に議論した直後に再度パーティーが行われたのであれば、当然ながら、販売方法については前回より慎重な対応が取られたものと思います。

市長の政治活動が市政への公平性や行政判断への信頼に影響してはならないという観点から、10月に開催されたビールパーティーにおいて、販売先や販売方法について、どのような改善や配慮を講じられたのか、伺いたいと思います。

○松浦敏司議長　暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時33分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

古都議員の質問から。

○古都宣裕議員　答えていただけると、市民の疑念が少しでも解消されてよかったのかなと思うのですけれども、市の一般事務には当たらないという整理なので、その辺は理解させていただいて、次の質問に行きたいと思います。

まず、庁舎内での販売・働きかけ方法の確認について伺いたいと思います。

市役所は行政の中立性を象徴する場所だと思います。そのため、市長の政治資金に関するチケットが庁舎内で扱われると、たとえ個人の判断であっても、市民から見れば、公務と政治活動の線引きが曖昧に映る場合があります。

前回、市長は、自分は庁舎内では売っていないと述べられましたが、後援会がどこでどのように販売したかは把握していないとの答弁でした。

しかし、販売が庁舎内で行われていないのであれば、その確認方法や担保の仕方が市民にとって重要なポイントになると思っています。

行っていないという言葉だけで、市民は安心できません。どのように確認し、どう担保したのかという具体性が必要だと思います。

庁舎内での販売や職員関係団体への働きかけが一

切行われていないことを、どのように確認し、どのように担保されたのか、伺いたいと思います。

○水谷洋一市長　庁舎内の販売ということですが、後援会がやっていることですので、私は存じておりません。

外形的に申し上げれば、新庁舎において職員以外は執務室に入ることができませんし、当然、チケット販売や物品の販売、勧誘はできないものだと承知をしておりますので、庁舎内では、外形的には全く販売することができないものだと考えております。

○古都宣裕議員　窓口に行って、何々部長をお願いします、何々課長をお願いしますと言ったら、窓口に来てくれますから、全くできないわけではなくて、そうした声かけが起きないように、自分の後援会にも働きかけをしているだとか、そうした答えが欲しかったなと思ったのですけれども。

○水谷洋一市長　そういう疑念があるというような、この場でお話をされること自体が、私はちょっとおかしいのではないかと思って、非常にナンセンスだと思っております。

先ほどから申し上げておりますように、外形的に庁舎内で物品販売なりチケット販売などというものが、窓口で売るなんていうことができるとお思いですか。私はできないと思いますよ。

そういうことがあるとするならば、それはおかしいと思いますね。

ですから、なぜそういう指摘になるのか。外形的に窓口に来て、課長を呼べば売れるのではないかみたいな話というのは、実際に御覧になったことがあるのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○古都宣裕議員　では、逆にお伺いしたいのですけれども、今、庁舎内において、特定の団体の新聞みたいな物が、自宅において支払いが行われていて、庁舎内ではそうした販売とか、お金の受け取りとか、そういったものは一切行われていないと。

以前の庁舎ではあったというふうに思うのですけれども、新庁舎になってからは一切そういうのもあり得ませんよというのが、市長の見解だということでいいですか。

○水谷洋一市長　非常に面白い指摘だと思います。今、言った、特定の新聞が売られているという実態があるかどうか、私は把握しておりません。

窓口に来て、料金の受け取りをしているとかということは、外形的に、今までの庁舎とは違うわけですから、なくなっていると思います。

私のチケット販売において、そういう実態を目撃したとか、そういうことであれば、御質問についてお答えできると思いますけれども、そういうことが考えられるというお話でされるのであれば、それは質問としてちょっと違うのではないかと思います。

○古都宣裕議員　今、特定の物について私は把握しておりませんと言いながら、自分の物は絶対にないと言い切る。これはちょっと理論になってないのではないかなと思います。

僕は、あくまでもないですよね、ないために手段を講じているのですよねという話をしているわけで、ないことが前提で僕は話しています。

あってほしいからこそ、そうした手段を講じているし、講演会にも厳明していますよというような話があれば、それで終わりではないですか。なぜそこがないのか。

○水谷洋一市長　後援会は私のものではございません。後援会は第三者の団体であります。そこで私がそういうことを許可したとか、やってほしいとか、言ったことはございませんので、やっていない。こういうことであります。

○古都宣裕議員　わかりました。

私にはその部分でいろいろ声が寄せられているので、その声を具体的に落とし込んで、また今度、話をさせていただきたいと思います。

○水谷洋一市長　市庁舎内で私の後援会がチケットを売ったという声が聞こえているということですか。ありません。やっているのですか。聞きたいです。

○松浦敏司議長　市長の反問権ということですね。

ただいま、市長から議員の質問に対する反問がありました。

古都議員は市長の反問に対して答弁をしていただきたいと思います。

○古都宣裕議員　今回は、地方自治法の何条だというのをおっしゃらないのだなと思いましたけれども、私に声が届いているので、それをちゃんと検証して、もしそういうのがあれば、また改めますという話をしただけであって、別にそういったことで話しているわけではなくて、もう１回ちゃんと僕のほうでもその声に対して確認してみますよという話をしただけです。

○水谷洋一市長　７条３項に基づいて、反問のお答えを頂いたことに感謝を申し上げます。

つまり、あったという事実ではなくて、あったら駄目だよねということを聞いているから、私に尋ね

たという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○古都宣裕議員　次に、行政と関係のある企業・団体による購入把握について伺いたいと思います。

政治資金に関する疑念の多くは、どのような関係の相手がどれだけ購入しているのかという観点から生まれます。

例えば市の公共工事を受注している企業、補助金交付を受けている団体、委託事業を担っている業者、こうした行政と直接関わりのある相手が多くチケットを購入していると、市民は公平な行政判断ができているのかなと心配になります。

逆に、もしこれらの企業・団体が購入していないのであれば、それを確認して伝えていただけるだけでも、市民の不安は大きく和らぐと思います。

つまり、この把握は市長の利益ではなく、市の事業の在り方が作為的に歪められている可能性を払拭することで、市民の安心を得るためのものです。

公共事業や補助金交付など、市と関係のある企業・団体によるチケット購入状況について、どのように把握・整理されているのか、伺いたいと思います。

○松浦敏司議長　暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時48分再開

○松浦敏司議長　この際、私から古都議員に述べさせていただきますが、今の質問については、理事者として答弁しようのない内容でありますので、質問の内容を変えて質問していただきたいと思います。

○古都宣裕議員　わかりました。

こういう部分については、後日、またいろいろと考えてみたいと思います。

最後に、政治資金の透明性は法律に違反してないという説明だけでは、正直、不十分です。

市民が不安にならないことが大切であり、そのためには必要に応じて積極的に情報を開示する姿勢が求められると思います。

市長は行政の長であり、その影響力の大きさから、ほかの政治家以上に透明性が求められる立場です。

政治資金の透明性の問題は、法令遵守の範囲にとどまらず、市の事業や契約、補助金交付等が公正に行われていると市民が安心できる状態をつくることが、行政の説明責任だと考えます。

この観点から、販売ソースや販売先を一定範囲で整理・公表することは、市民の不安を払拭し、市政への信頼を維持するための行政対応の一つとして有効であると考えます。

行政運営の透明性確保という観点から、後日であっても、整理・公表に取り組んだほうがいいということを申し伝えて、質問を終わります。

○松浦敏司議長　ここで、昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後１時といたします。

午前11時50分休憩

午後１時00分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。古田純也議員。

○古田純也議員　－登壇－　研政会の古田です。通告書に従い、質問させていただきます。

網走市の除雪は民間委託によって行われていますが、労働力不足、高齢化により、担い手が減少しています。

除雪は市民の生活に直轄する基盤的な業務であり、遅れや不備があれば、安全・安心に直結する。民間委託では労働力不足が難しく、突発的な大雪や長期的な人材不足に対応し切れないことが懸念される。

そこで、質問させていただきます。

現在の民間委託体制における労働力不足の実態を、市はどのように把握しているのか、お伺いします。

○立花学建設港湾部長　民間委託体制の実態把握についてでありますが、今年度、道路管理共同組合の事業者１社の撤退がありましたが、既存事業者の協力により、例年規模の体制は維持しているところです。

持続的な除雪体制を維持するためには、新たな事業者の参画が必要と考えています。

○古田純也議員　１社は抜けたけれども、維持しているということで、把握いたしました。

今後、除雪を担う業者が不足したときに、市民の生活に支障が出ないようにするには、市はどのような対策を検討しているのか、お伺いいたします。

○立花学建設港湾部長　市民生活への影響に対する対策についてでありますが、今後、除雪業者や担い手が不足となった場合、安全な道路交通を確保していくことができなくなると認識しております。

そのため、新たな事業者の発掘、担い手の確保、オペレーターの負担軽減策などの検討を進めているところです。

○古田純也議員　しっかり認識されているというところで、新たな業者の発掘の部分でありますが、除

雪事業を民間の担い手不足に関しまして補うという部分では、一部直営化に移行したほうがいいのではないのかと考えています。

その一部直営化に移行する可能性について、市として検討したことがあるのか、お伺いいたします。

○立花学建設港湾部長　現在の民間委託の体制につきましては、平成30年から行っておりますけれども、一部直営化に戻すことについては、現在のところ、検討した経過はございません。

○古田純也議員　考えてはいないということですが、実際に一部直営化にした場合、得られる効果について、例えば人材確保、対応とか、雇用の創出という部分に関しまして、市としてはどのような評価をお持ちか、お伺いいたします。

○立花学建設港湾部長　一部直営化により得られる効果についてですが、民間委託においても、また、一部直営化といたしましても、除雪体制を維持できる人材の確保という点が非常に大きな問題であると考えています。

そのような中にあって、一部直営化による効果は見通せないものと思っております。

○古田純也議員　両方効果があるという部分に関してだと思うのですが、今後の人口減少・高齢化を踏まえ、実際に持続可能な除雪の体制を、今後、どのように構築していくかという部分に関しての見解をお伺いします。

○立花学建設港湾部長　持続可能な除雪体制の構築についてでありますが、除雪体制を維持していくためには、現在の除雪事業者の継続や、新たな事業者が参画するための効果的な施策が重要であると思いますが、人口減少・高齢化が進む中においては、これまで携わってこなかった若年層や女性、外国人など、多様な人材の参加促進、地域コミュニティーによる共助の意識醸成も必要と考えております。

今後も持続的な除雪体制の構築につながる検討を進めてまいります。

○古田純也議員　今、御答弁頂いた中で、携わってこなかった新たな若年層、外国人への呼びかけというのはどのようにイメージしているのか、ちょっと確認したいです。

○立花学建設港湾部長　具体的にどのような施策が効果的かといったところまでは、まだ持ち合わせていないのですけれども、現在の事業者に外国人を雇う意思はあるかとか、若年層を雇用するためにはどのような対策が必要であるかとか、そういった聞き取りを行っている状況です。

なかなか直接的に若年層、外国人を雇用できる施策としては、まだ持ち合わせていない状況です。

○古田純也議員　今後、持続可能な除雪は、暮らしを守るだけでなく、地域の連携という部分でも大切になってくると思いますので、市民と行政が知恵を出し合って、持続可能な除雪体制を構築していくことに大変期待をしまして、私の質問は以上とさせていただきます。

○松浦敏司議長　理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後１時10分休憩

午後１時11分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。金兵智則議員。

○金兵智則議員　－登壇－　まず、質問に先立ちまして、昨晩、発生いたしました八戸市三陸沖の地震で被災をされた皆様にお見舞いを申し上げます。

その後、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されましたけれども、網走市も対象に含まれているということで、本日の11時頃、網走市からも発信がありましたが、１週間は十分な注意を払わなければいけないということでありますので、今後も情報の発信に努めていただけたらと考えるところであります。

それでは、さきに通告をいたしました２項目について、質問をいたします。

まず、１項目目は、令和８年度予算編成についてであります。

今年も残すところあと僅かになりましたけれども、この議会が終われば、今後、来年度の予算編成に向けた作業が始まってくるのだと理解しております。

来年度は水谷市長の任期最終年となります。今任期においては、公約に掲げられた子育て支援への取組が目立っていたのかなと感じるところでありますけれども、ここまでを振り返ったときに、公約全体に対する達成度について、市長御自身はどのように受け止めていらっしゃるのか、見解をお伺いいたします。

○水谷洋一市長　金兵表議員の御質問にお答えしたいと存じます。

令和４年の市長選挙におきまして、さらに前へ未来へ網走の子供たちの未来のためにと題して、20の項目を重点項目としてピクトグラムで表現し、選挙公約としたところです。

成果につきまして、濃淡はあるところですけれども、おおむね着手し、その成果も得てきているものと考えています。

特に給食費の無償化につきましては、保育園、幼稚園から小中学校まで実施したところでもあり、また、高校生までの医療の無償化も実現することができました。

農林水産業につきましては、その年の天候や環境によって、生産高が大きく変わる事態も発生しているところでありますが、その対策においては、国と北海道と十分連携を取りながら、対処しているところであります。

特に農業分野におきましては、補正予算を活用し、近年、作付が大きく増えている豆の乾燥貯蔵施設の建設も始まり、来年の出来秋に間に合うよう、現在、鋭意取り組んでいると伺っているところでもございます。

ごみの広域化につきましても、１市５町の合意が得られ、事務作業も進んでいることは、１年前を振り返ると、大きく進み、乗り越えてきたものと考えております。

医療提供体制につきましては、金兵議員から、適宜、御指導頂いておりますけれども、小児科を標榜する開業医誘致が決定し、来年夏頃にはつくしケ丘地区で開業が始まり、２次医療機関における整形外科医の確保もめどがつけられるなど、市民の不安に応えることができたのではないかと思っております。

企業誘致につきましては、昨日、上川大雪酒造の酒蔵建設の地鎮祭が執り行われるなど、５年の時間を要しながらも、確実に一歩を進めることができたものと考えます。

高規格道路や旧市役所庁舎跡地の活用についても、国に対して強力に要請活動を行っているところであり、網走経済の活性化のために、その実現に向けて、これからも邁進してまいりたいと存じます。

今後とも公約の実現と取組について力を尽くしてまいりたいと思いますので、御指導賜りたく存じます。

○金兵智則議員　現状をお伺いして、それらを踏まえて来年度の予算編成に入っていくのだなと思うところでありますけれども、網走市の財政状況につきましては、９月に行いました決算審査特別委員会でも種々議論をさせていただきましたが、新聞報道によって、将来負担比率が全道の３位、実質公債費比率が全道２位であることが明らかとなり、市民の注目を集めることとなりました。

一方で、これまでは報道で取り上げられることがなかっただけで、順位自体は上位にあったことが改めてわかりました。

将来負担比率は令和２年度から減少傾向でありましたけれども、令和５年度から若干の上昇傾向という状況です。

順位を見ていきますと、令和２年度から７位、６位、５位、４位、３位と上がってきている状況です。

実質公債費比率は令和２年度から17.4、16.9、16.7、16.1、15.8％と、少しずつ改善傾向にありますけれども、順位は令和２年度からの５年間２位ということで、変化のない状況です。

このような状況を、市としてどのように認識をされているのか、お伺いしたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　令和６年度決算の将来負担比率は、123.9％で全道35市中２位。私どもで把握しているのが市の数になりますので、今、議員がお話されたのは、町が含まれていますので、若干順位が違うことは御了承ください。

ピークの平成19年度は240.5％で全道７位。比率としては116.6ポイント改善しておりますが、順位は悪化しております。

同じく、実質公債費比率は15.8％で全道２位。ピークの平成19年度は19.4％で全道８位。比率としては3.6ポイント改善していますが、こちらも順位は悪化しております。

夕張ショックを契機に各自治体の健全化が進んでいることから、順位の改善には至っておりません。

これまで財政健全化に取り組みつつも、必要な公共施設等の老朽化対策に取り組んできた結果と捉えております。

○金兵智則議員　順位の改善は見られないけれども、財政健全化は進んでいるといった答弁だったと理解させていただきます。

そして、今後、大型事業としては消防庁舎の建て替えが決定しています。

その他、現在、議論が進められている廃棄物中間処理施設の建設も行われることになっておりますし、先日、運動公園再整備構想の中で建て替え再整備の方向性が示された総合体育館や、現状はまだ方向性が示されていない市民会館の耐震化不足への課題がある中で、将来負担比率や実質公債費比率の今後はどのような見通しなのか、お伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　令和８年度の予算編成に

当たりまして、あらかじめ令和７年度から令和11年度までの中期財政収支見通しを作成しております。

試算の前提として、この期間に見込まれる建設事業として、今、お話にありました消防本部庁舎、市営住宅、総合福祉センターの移設、廃棄物中間処理施設の整備などを含めて、今後10年間の実質公債費比率をシミュレーションしておりますが、緩やかな減少傾向となっております。

将来負担比率につきましては、公債費算入や特定財源、基金残高など、将来推計の困難な数値があり、推計をお示しすることは困難でありますが、改善基調に変わりはないものと認識しております。

○金兵智則議員　改善の方向で変わりはないという答弁を頂きました。

実質公債費比率ですけれども、収入が減少すると、数値が上がってくるというのはお示しのとおりですが、財政の重要な収入源の一つは市税ですけれども、今年度、網走の重要な基幹産業である農業や漁業は、議会冒頭の市長からの報告の中で、農業生産取扱額が前年と比較しても約4.2％の減、漁業は取扱金額で網走市漁協が対前年比25％の減、西網走市漁協が６％の減と、収入が大きく減少するという報告があったところであります。

そこで、お伺いいたしますけれども、今年の収入の減少は来年度の市税収入にどの程度影響すると考えられるのか、見解をお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　漁業不振による令和８年度の個人市民税への影響についてでありますが、10月末時点の両組合の漁獲高は約112億1,700万円、対前年比77.2％となっております。

現在、予算編成の作業中ですので、具体的な影響額はお示しできませんが、数千万円の減少の影響があるものと捉えております。

○金兵智則議員　数千万円の影響があるという答弁でありましたけれども、さきにも述べたとおり、農業・漁業ともに収入が前年を下回っております。

特に漁業は、サケが全道的に不漁となっていることが大きな原因なのかなと考えるところでありますけれども、改めてその状況についてお伺いをいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　本年度の漁業の状況についてですけれども、総額については先ほど御説明させていただきましたが、今、議員がお示しのとおり、主要漁種の漁獲量、それから、金額について減少しておりまして、大きなもので言うと、サケが対前年で漁獲量23％、金額も35％。

それから、ホタテの稚貝につきましては、漁獲量が対前年で53％、金額で52％。ホタテ成貝につきましても、漁獲量が76％。こちらの金額については142％と、非常に好調になっておりますけれども、そのような状況になっております。

○金兵智則議員　わかりました。

もう１点、心配な状況としまして、９月に起きた暴風により、網走湖底部に層をなしていた無酸素の海水が川に流入し、魚が酸欠になり、大量の死骸が打ち上げられました。

その中には捕獲予定だったサケも450匹ほど確認され、計画的な捕獲や採卵ができなくなっており、将来的にも多くの不安を残す形となってしまいました。また、網走湖での漁業も青潮の発生により、大きな被害を受けているというお話も伺っております。

シジミやシラウオ、ワカサギなどを含めて、漁業への影響はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　９月21日に発生しました青潮による漁業への影響ということですけれども、この青潮につきましては1972年に次ぐ記録的な強風、これは最大風速で21.5メートル毎秒ということで、そういう風が吹いて、網走湖の出口から呼人漁港までの大規模なものであったと認識しております。

青潮による湖全体の被害状況は確認できておりませんけれども、網走川にある北見管内さけ・ます増殖事業協会の親漁捕獲施設、通称ウライと言いますけれども、こちらにおいて確認されましたへい死の魚というのは、９月21日と11月１日の強風の合算になりますけれども、サケが668尾、ボラが3,661尾、コイが1,127尾、ウグイが1,461尾となっております。

また、青潮発生後に西網走漁協で実施された調査によりますと、青潮発生前と比較いたしまして、ワカサギが約７割、シラウオについては約８割の資源の減少が確認されております。

また、シジミにつきましても、漁場によっては口が開いて弱った個体が確認されるなど、今回の青潮の影響が非常に大きなものであったことが推測されております。

○金兵智則議員　大変大きな影響があったのだなというところですけれども、漁業への影響は、仲買人をはじめとする加工業者や商品を取り扱う流通業者にも影響を及ぼすことになります。

さらに、能取湖のホタテ稚貝の育成も今年はよく

なかったというふうに伺っておりまして、網走漁業協同組合及び西網走漁業協同組合全体にも、経営的な影響が生じる事態になってくるのかなと考えるところでありますけれども、このような状況に対し、網走市はどのように対応していくお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　両漁協への対応についてということですけれども、サケ、ホタテ、ホタテ稚貝の漁獲量の減少による漁業協同組合、それから、漁業者への影響は、非常に大きいものだと認識しております。

特にホタテの稚貝業者につきましては、昨年の採苗不振の影響により、網走漁協で５割、西網走漁協に至っては３割まで水揚げが減少しておりまして、今後の漁家経営に大きな影響を与えるものではないかと考えております。

市といたしましても、網走漁協、西網走漁協と協議を行って、適宜適切な施策・対応を実施してまいりたいと考えております。

○金兵智則議員　積極的に進めていただけたらなと思うところでありますけれども、網走市の基幹産業である農業・漁業の収入源による来年度の市税収入の影響については、さきに伺ったとおりでありますが、特に漁業を取り巻く状況が変化している中で、今後、網走市の財政に対する影響はどのようになっていくと予測されるのか、見解をお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　先ほど令和８年度の個人市民税への影響について、数千万円の減少と答弁をさせていただきましたが、財政への影響では、地方交付税制度により、市税の減少に対し、交付税が増額となりますので、総体ではこの減少金額の25%にとどまるものと考えております。

○金兵智則議員　わかりました。

財政についてはその分の補填があるという御答弁でしたけれども、だからといって、収入源がいいという話にならない。ここはちゃんと回復できるような対応を、今後、お願いしたいと思いますけれども、網走湖で青潮が発生することは、さきの答弁の中でもありましたけれども、幾度となく発生しております。

これまでも様々な対応をしてきているのではないかと認識していますけれども、さらなる水質改善に向けて、管理する国に対し、市としても積極的な働きかけや取組を行っていく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　網走湖の水質改善に向けた国への取組についてということですけれども、今回の青潮の発生を受けまして、10月17日に北海道開発局を訪問し、漁業被害の状況報告及び今後の対策について、関係機関と共に意見交換を実施しております。

また、11月27日には地元網走開発建設部、それから、北見河川事務所と漁協及び北見管内さけ・ます増殖事業協会において、今後の網走湖水環境改善や大曲堰の運用について、意見交換を行っているところです。

今後も、引き続き網走開発建設部及び地元関係機関と協議・検討を進めるとともに、適宜、国に対しても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○金兵智則議員　わかりました。

北海道も巻き込みながら、国に要望というのは、積極的な働きかけを今後もやっていってほしいなと思います。

次に、第５次行政改革推進計画についてお伺いしたいと思います。

この計画の期間は令和３年度から令和７年度までの５年間として策定されております。いよいよ今年度が最終年度となるわけですけれども、まず、今年度の予算の執行状況についてお伺いをいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　予算の執行状況についてですが、一般会計の10月末の予算現計は283億7,879万7,000円です。

歳入の状況は、収入済額が115億703万3,000円、予算に対する収入率は40.5%です。

歳出の状況は、執行済額が117億782万8,000円、予算に対する執行率は41.3%です。

歳入歳出差引きでは、２億79万5,000円の収支不足となっております。

これは農業共同利用施設建設工事の前払いによるものですが、この不足額へは基金の繰替運用により、対応しておりますので、一時借入金は生じておりません。

○金兵智則議員　一時借入金を使用していないということで、おおむね順調なのかなと感じるところでありますけれども、第５次行政改革推進計画は、令和３年度当初予算を基礎として、令和７年度までの中期的な財政収支が約28億円不足すると試算され、立案・実施されてきたものであります。

第５次行政改革推進計画の進捗状況と、今年度の決算見込みを含めて、どのような評価や実績になる

と見込まれているのか、現状、わかる範囲でお答えを頂ければと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　今、議員がお話のとおり、第５次行革は、その計画期間としまして、約28億円の収支不足に対して、事務事業の見直し、予算執行努力、ふるさと納税などの歳入確保により、収支の改善を図るとともに、デジタルトランスフォーメーションなどの概念も踏まえながら、市民満足度の向上に取り組むこととしております。

令和６年度末の状況といたしまして、取り崩し可能な基金残高は、計画、約22億円に対し、決算は約42億円と20億円の増となり、主な要因はふるさと寄附金の増です。

市債残高では、計画、約333億円に対し、決算は約366億円と33億円の増です。主な要因は新庁舎の建設、郊外地区の道路改修、小学校のエアコン整備などによるものです。

国庫補助金の確保や交付税措置のある起債メニューの活用など、財源確保に努めており、今後の収支に影響を及ぼすものではないと認識しております。

次に、市民サービスの向上としての観点では、これまでに給食費の無償化、高校生以下の子供医療費の無料化、開業医の誘致、どこバスの運行、ＧＩＧＡスクール構想の推進、書かせない窓口の導入、証明書のコンビニ交付、キャッシュレス決済の導入などに取り組んでおりまして、一定の成果があったものと認識しております。

次に、令和７年度の決算見込みについてでありますが、現時点では財政運営に支障を来すような事象は生じておりませんので、例年並みの決算となる見通しですが、今後の降雪状況などに注視してまいります。

○金兵智則議員　今年度が終わらないと、正確な評価や実績は出ないのかなと思いますけれども、おおむね順調だという答弁だと理解したいと思います。

この５次行革ですけれども、今年度が計画の最終年度であることから、新たな計画の策定が必要な状況にあるのではないかなと考えております。

網走市の財政状況を示す財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率、将来負担比率など、各種指標にはそれぞれ増減がありますけれども、市民に対してよりわかりやすく財政状況を説明していくことが信頼につながると考えますが、現在の網走市の財政状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　初めに、わかりやすい財政状況の説明についてでありますが、広報あばしりでの決算状況のお知らせでは、専門用語の使用を極力避け、グラフを用いるなど、わかりやすい表現に努めておりますが、改めて市民の皆様に伝わることを念頭に、表現の工夫に努めてまいります。

令和８年度の予算編成に当たり作成した、令和７年度から令和11年度までの中期財政収支見通しでは、期間中の収支不足額を26億8,000万円と見込んでおります。

これを念頭に、予算編成に当たりましては、事業の取捨選択、事業費の精査、国庫補助金の確保、財政的に有利な起債や基金の活用などにより、収支の改善を図り、財政の健全化と市民サービスの向上を目指してまいります。

○金兵智則議員　７年から11年の５年間では26億8,000万円の収支不足に陥り、財政の健全化を今後も続けていかなければならないということでしたけれども、例えば市民会館や総合体育館、スキー場などの社会教育施設や学校などについて、施設の存廃や統合などを含めた検討を進めていかなければならないと考えます。

現状、総合体育館や学校については考え方や方向性が示され始めたと受け止めておりますけれども、そのためには、現在、進めている廃棄物中間処理施設のような広域での取組も含まれると考えております。

特にスキー場のように季節的な利用にとどまる施設は、その候補になり得るのではないかと考えますけれども、このような社会施設の今後について、財政問題を念頭に、行政改革の一環として検討することになるのではないかなと考えますが、見解をお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　これまで耐震基準を満たしていない旧市役所本庁舎、西庁舎、総合体育館、市民会館、消防本部庁舎につきまして、同時期に全施設を対応することは現実的に困難なことから、庁舎と消防本部庁舎を優先し、整備を進めてまいりました。

この基本となった計画は、平成31年２月に策定した公共施設耐震化等報告書ですが、この間、コロナ禍を経て、さらなる人口減少に起因する様々な課題が山積する中、建設費の高騰が続き、現状ではあらゆる物価が上昇しております。

こうした社会経済情勢の大きな変化や、当市の財政状況に加えて、これまで協議会などで御議論頂い

た経過、提言なども踏まえて、公共施設等総合管理計画に定める総量の縮小、広域的な観点も含めたエリアでの検討、既存ストックの利活用などの基本的な考え方の下、改めて慎重な検討が必要と考えております。

第６次行政改革での位置づけにつきましては、今後、策定作業の中で整理をしてまいります。

○金兵智則議員　作成作業の中でという答弁を頂いたと理解させていただきます。

それと、様々な自治体で公共施設の使用料や行政サービスの手数料の有料化、もしくは値上げを検討していることが多くなっていると感じております。

物価高騰による施設運営費の増加などを理由に挙げられるところが多いのですけれども、例えば帯広市では、火葬場や学校開放での教室利用に対して、無料対応していたものを有料化にすることなどを検討しているとのことでありましたし、その他、最近ですと、岩見沢市や旭川市、札幌市、美幌町なども新聞報道がされておりました。

以前、公共施設の利用料については、物価高騰の影響はあるけれども、現時点で値上げの検討を行う考えはないという答弁を頂いております。

しかしながら、行政改革推進計画の更新時期に価格改定を考える可能性が高まるのではないかと考えるところでありますけれども、現在も考え方については当時と変わらないのか、改めてお伺いさせていただきます。

○秋葉孝博企画総務部長　使用料・手数料の見直しについてでありますが、初めに、これまでの経過について御説明させていただきます。

平成18年策定の第２次行政改革では、施設を利用する方としない方及び役務の提供を受ける方と受けない方との公平性の観点から、基本的な利用者の負担水準を、使用料では施設の維持管理経費の半分として、手数料では役務の提供経費の全額として、また、この際、急激な負担増とならないよう、上限率を使用料では20％、手数料では50％と定め、見直しを行っております。

その後の第３次行革、第４次行革では、消費税率の引上げがあり、第５次行革ではコロナ禍となり、これまで市民負担への配慮から、使用料・手数料の見直しを見送ってきたところです。

第６次行革計画の策定作業はこれからとなりますが、使用料・手数料については、コストや利用状況などの実態、負担水準や課題を把握し、社会情勢も踏まえた見直しの検討が必要と考えております。

○金兵智則議員　やはり、見直しの検討はしなければならない。見直すという答弁ではなかったと思いますけれども、検討は６次行革の策定の中で行っていくということで、推移については見守りたいと思います。

さらにもう１点、来年度から新たに収入の一つとなるのが宿泊税です。網走市では宿泊者１人につき１泊200円を納めていただく形になります。

以前も条例制定時の議論の中で、見込額について議論はされておりますけれども、昨年度の決算状況や今年度の観光状況を踏まえて、見込額に変化があるのか、改めてお伺いいたします。

○北村幸彦観光商工部長　令和８年度の宿泊税収見込みにつきましては、現時点での試算となりますが、直近３か年の宿泊数実績から6,840万円程度を見込んでおります。

積算の考え方といたしましては、令和８年度の宿泊者数を38万人と見込み、そこから課税免除の対象となる修学旅行等の宿泊数と、課税対象外となるキャンプ場での移動式テントによる宿泊数を除きまして、さらに、初年度におきまして、翌年度分として納入されます３月分の宿泊者見込数を除いた数値に200円を乗じて、6,840万円としたところです。

○金兵智則議員　以前の議論の中で、約7,000万円程度という議論があったと思いますので、大きく変わりはないのかなと思います。

宿泊税導入に関して、網走市が足並みを揃えてきた北海道は、北海道観光機構の要望を受け、災害時の観光振興などに備えて、税収の一部を基金に積み立てるといった考え方が示された一方で、道議会との調整が進んでいないため、足踏み状態であるということが報道で明らかになりました。

網走市は、宿泊税の目的として、地域社会及び経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるためというふうにしておりますけれども、どのような観光施策にどのように活用していく考えなのか、現状をお伺いしたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　宿泊税の使途につきましては、令和６年10月に税の導入について検討を進めていただく網走市宿泊税に関する検討委員会から、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり、受入れ環境の充実に充てることが妥当であるとの答申を受け、内容につきましては、昨年10月31日開催の総務経済委員会にて御説明させていただ

いたところです。

また、この答申内容を基に、本年８月には観光関係団体や観光施設、宿泊事業者等により構成しました網走市宿泊税使途に関する懇話会を開催し、宿泊税の具体的な使途についての御意見を頂いたところであります。

委員からは、個人客に対応した２次交通の充実や閑散期対策の取組強化、景観整備、ガイドの育成や体験型観光の充実、酒蔵を生かした食のツーリズム造成、インバウンド対策などに宿泊税を活用すべきとの意見がありました。

こうした意見を基に、現在、具体的な取組や予算規模などを精査して予算編成作業を進めているところでございまして、宿泊税を活用した施策内容につきましては、令和８年第１回定例会にて御提案させていただきたいと考えております。

○金兵智則議員　今、内容の精査中ということで、明らかになるのは予算特別委員会なのかなということがわかりました。

さらにもう１点、これまで様々な議論の経過があったガソリン税の暫定税率廃止ですけれども、廃止法案が今国会で可決、成立いたしました。

これにより、本年12月31日をもって、ガソリン１リットル当たり25.1円上乗せされていた暫定税率は廃止されることとなります。

物価高にあえぐ市民にとっては朗報である一方、網走市を含めた地方自治体では税収が減ることとなります。

今後、行われる令和８年度予算編成にも、少なからず影響が出てくる可能性もあるのではないかと心配するところですけれども、暫定税率廃止により見込まれる減少額と、それによる財政への影響はどの程度あるのか、見解をお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長　ガソリン税の暫定税率が廃止された場合、地方では地方揮発油譲与税に影響があります。令和７年度予算ベースでは、約800万円の減額となる見通しです。

全国市長会を通じて、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するよう求めるとともに、引き続き国の動向を注視してまいります。

○金兵智則議員　わかりました。

暫定税率の廃止は決定しましたけれども、それの補填分というのは、まだ議論されている最中だと理解していますが、ここは要請をしていくということですね。

そして、令和７年度ベースでいくと、マイナス約800万ということですが、たしか譲与税が5,200万くらいでしたか、令和７年度であったと思いますので、そのうちの800万というと、大きな額になりますので、ここの部分はしっかり補填されるような取組を今後もしていっていただきたいと思います。

ここまで来年度の財政に影響があると思われる事項について、様々な質問をさせていただきました。

そして、令和８年度は水谷市長の今任期最終年ということになります。

ここまでの議論を含めて、令和８年度の予算編成の基本的な考え方、方向性についてお伺いをいたします。

○水谷洋一市長　令和８年度の予算編成の方針を示しまして、今、編成作業に着手をしているところです。

国の経済対策を活用した補正予算と一体的に進めることで、より一層、地域課題の解決を目指す予算となるよう、編成の指示をしたところです。

重点施策といたしまして、地域医療の維持と充実、物価高騰下における市民の負担軽減、福祉施設の機能の充実、あばしり電力を活用した再生可能エネルギーの推進、１次産品・製品の競争力の強化、宿泊税を活用した観光振興、その人材の確保と育成、消防本部庁舎の建設、広域廃棄物中間処理施設の整備、地域公共交通の構築、そして、関係人口、市民サービスなどのデジタル化を推進するまちに向けて、重点を置くように指示したところです。

人口減少を起因とする様々な課題が山積しておりますけれども、将来を展望した施策を展開して、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えているところです。

○松浦敏司議長　理事者入替えのため、暫時休憩します。

午後１時47分休憩

午後１時48分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

金兵議員の質問から。

○金兵智則議員　それでは、２項目めはスポーツ合宿・部活動について伺います。

まずは、合宿についてお伺いしたいと思います。

北海道の自治体におけるスポーツ合宿が好調との報道がありました。年々上昇傾向にある気温への対策なのかなと考えるところですけれども、北海道も

随分暑くなったとは思いますが、それでも本州などから比べれば、まだ冷涼になるのだと思います。

網走市もコロナから回復している状況というふうに伺っておりますけれども、今年度の合宿の実績と来年度の見込みについてお伺いいたします。

○伊倉直樹社会教育部長　令和７年度スポーツ合宿の受入れ実績につきましては、合計で60団体、1,015名となり、昨年度と比較いたしまして、４団体、104名の増加となっております。

競技別では、陸上競技が最も多く、43団体、734名を受け入れております。

このほか、ラグビーにつきましては、１団体、80名、女子サッカーチーム３団体の合宿を受け入れたほか、車椅子レーサーやスピードスケートナショナルチーム、ローイング競技、障がい投てき競技など、幅広い競技の合宿を実施していただいており、団体数・参加人数ともに堅調に推移しております。

来年度の見込みにつきまして、現時点で確定しております合宿は、Ｊリーグの柏レイソルです。

女子サッカーにつきましては、日程に関するお問合せを頂いており、また、陸上競技をはじめとするその他の競技につきましても、例年同様に合宿を実施していただけるものと考えております。

さらに、ラグビーにつきましては、社会人チームから網走での合宿を検討している旨の御連絡を頂いており、今後も各チームと連携を図りながら、実現に向けて調整を進めてまいる所存です。

このように、令和７年度は着実に実績を伸ばしており、来年度につきましても、引き続き各競技団体との連携を強化し、スポーツ合宿の誘致を積極的に推進してまいります。

○金兵智則議員　今年度はとても順調だったと。それを踏まえて、来年度はさらなる見込みがあるよという答弁だったのかなと思いました。

今、部長からも答弁がありましたけれども、来年度、Ｊリーグの柏レイソルが網走で合宿を行っていただけることになりました。大変うれしく、ありがたいニュースでした。

この時期のＪリーグ加盟チームの合宿は初めてなのかなと思っておりますけれども、どのくらいの規模で来ていただけるのか、また、来年度のＪリーグの日程も先日発表されたばかりですので、合宿の時期も含めて、もしかするとまだわからないことが多いかもしれませんが、新規団体が増えることにより、宿泊施設が不足するというような問題が起こらないのか、お伺いしたいと思います。

○伊倉直樹社会教育部長　Ｊリーグ柏レイソルの網走合宿につきましては、本市のトレーニング環境がプロレベルにおいても高く評価された結果であると認識しています。

現時点におきまして、合宿の具体的な参加人数や正確な実施時期は未定でありますが、一般的にＪリーグトップチームの合宿では、選手、監督、コーチングスタッフ、メディカルスタッフなどを含めまして、総勢でおおよそ50名から60名程度の規模になると想定しております。

また、宿泊施設のキャパシティーにつきまして、柏レイソルが利用を予定している施設は、他競技の合宿では使用されていない施設であることから、同時期に他競技が合宿を行う場合におきましても、宿泊施設確保に影響を及ぼすことはないものと考えているところです。

○金兵智則議員　とりあえず、問題はないという答弁だったと思います。

時期とかも未定だということでありましたけれども、たしか来年度は８月９日くらいでしたかね、８月上旬にＪリーグが始まるというような日程も発表されておりますので、その前になるのかなと思いますけれども、現時点でＪリーグのチームの合宿については、北海道で見ると、苫小牧市が名古屋グランパス、白老町がＦＣ東京、東川町がセレッソ大阪、そして、網走市が柏レイソルということで決定しております。

また、道南３市町の函館市、北斗市、七飯町が、大宮アルディージャ、東京ヴェルディ、川崎フロンターレと連携しながら、調整をしているという報道もありました。

Ｊリーグの日程が変更になり、合宿を北海道に誘致しようという契機が高まったときから、Ｊリーグの各チームからは練習試合が行える環境に対しての要望もあるということで、新聞報道がされておりました。

現在のところ、網走市の近隣自治体でＪリーグの合宿が行われるといった話が出ていないように感じておりますけれども、現状では練習試合の開催は難しいのかなと考えるところでありますが、チームからそういった要望はなかったのでしょうか。

また、再来年以降、合宿の継続を行っていただくために、近隣自治体の連携という考えも必要なのではないかと考えますけれども、見解をお伺いいたし

ます。

○伊倉直樹社会教育部長　柏レイソルから、合宿の期間中、近隣自治体でＪリーグチームの合宿が実施されない場合には、北海道内の大学や社会人チームとの練習試合の実施を検討できないかとの要望が寄せられております。

これを受けまして、先日、北海道サッカー協会を訪問し、練習試合の日程が決定した際には、大学・社会人チームを御紹介頂けるよう、お願いをしているところです。

また、再来年以降を踏まえた近隣自治体との連携につきましては、これまでラグビー合宿の受入れにおいて培ったノウハウを生かし、Ｊリーグの夏季合宿誘致においても、地域全体の魅力を一体的に発信していく必要があると考えておりますが、それぞれの自治体の事情もあり、課題があるものと考えております。

その上で、練習試合の対戦相手を確保するためにも、近隣自治体との広域的な連携を図り、移動負担の少ないトレーニングマッチの機会を提供できるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○金兵智則議員　来年度については、Ｊリーグが来なければ、大学・社会人とのトレーニングマッチでも何とかという要望があったので、それに対応していると。

再来年以降につきましては、近隣自治体にＪリーグのチームが来ていただければ、トレーニングもしやすくなりますし、継続にもつながっていくと思います。

なので、道南３市町は、二つの市と一つの町で共同して取組をしているところもありましたので、ここはぜひとも、網走市は決定しましたので、先陣を切ってやっていってほしいと思います。

それと、来年のジュビロ磐田のキャンプ地に決定をしました姉妹都市の沖縄県糸満市では、これまでＦＣ東京やプロ野球の千葉ロッテマリーンズが春季キャンプを行っております。

以前、担当されている職員の方から少しお話を伺ったことがあるのですけれども、要望のレベルも高く、例えば土の件に関しては、他部署の協力を頂きながら対応していると当時の担当者がお話されておりました。

また、北海道内の自治体のＪリーグキャンプ誘致に関する新聞報道にもありましたけれども、キャンプ地に求められるレベルも高いというふうに、その記事には書いてありました。

網走市でも、チームからの要望にはでき得る範囲での対応が必要となってくると考えますけれども、現在のところ、どのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

○伊倉直樹社会教育部長　柏レイソルの合宿実施に向けて、現在、チーム側と練習グラウンドやトレーニング機器などの設備、並びに受入れ環境についての確認を進めております。

チーム側からの要望として、非公開練習を実施するための目隠しフェンスの設置がございました。この点につきましては、ラグビー場の道路側にフェンスを設置することとしております。

また、トレーニング機器につきましては、スポーツ・トレーニングフィールド内のトレーニング室に最低限必要な機器が揃っているとの評価を頂いておりますが、追加の機器に関する要望があった場合には、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○金兵智則議員　他部署との連携もありますけれども、これから来年度の予算編成が始まってくるというやり取りも先ほどさせていただきましたので、必要な分につきましては予算要求をしていただいて、しっかりと対応していただきたいなと考えるところであります。

せっかく男子プロサッカーチームが合宿に来ていただけることになりましたので、これまで来ていただいている女子サッカーチームに来年度も来ていただけるようにという答弁も先ほどありましたけれども、その中で子供たちとの交流を行ってくれているのは、いつも新聞でもいろいろと取り上げられていると思いますが、シーズン前の忙しい時期に無理にとはお願いできませんけれども、可能であれば、網走はサッカーも頑張っておりますので、プロと子供たちの交流の場の創出に向けた取組について、少し御尽力頂けないかなと考えるところですが、見解をお伺いいたします。

○伊倉直樹社会教育部長　Ｊリーグチームの合宿は、シーズンに向けたコンディション維持や戦術確認が最優先であり、特にリーグ開幕直前の合宿は非常にデリケートな時期でもありますので、子供たちとの交流の場の創出が実現できればよいと思っておりますが、練習の見学や練習試合の観戦など、選手の活動を妨げない形での交流について、チーム側にお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市としましては、チームのスケジュールやコンディションを最優先するという前提の下、可能な範囲での協力をお願いしたいと思っております。

○金兵智則議員　あくまでも可能な範囲で、絶対にやってほしいというわけではないのですが、本物を間近で見られるという、しかも、この網走市で見られるというのは、大変大きな財産になると思いますので、何とか御尽力頂けないかなと思います。無理にとは言わないですけれども、お願いいたします。

○松浦敏司議長　ここで、暫時休憩いたします。

再開は、２時10分といたします。

午後２時00分休憩

午後２時10分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

金兵議員の質問から。

○金兵智則議員　それでは、次に部活動についてお伺いをいたします。

令和４年に国で策定されました、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおきまして、令和５年度から令和７年度までを改革推進期間として、休日の部活動の地域展開を目指し、持続可能な部活動への取組を行ってまいりました。

そして、本年10月には、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドラインの骨子が示されました。

そこでは、令和８年度から令和13年度までの６年間を改革実行期間として、休日活動はこの期間内に原則として全ての部活動の地域展開を目指すという方針になっており、平日については課題解決を図りながら、地域の実状に応じた多様な改革を推進していくことが重要とされております。

網走市も改革推進期間の３年間をかけて、できる競技から行っていくという方向性がやっと示され、クラブ登録制度を行いながら進めていくということが、さきの決算特別委員会で明らかとなりました。

現状、決算特別委員会時から何か進展があるのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長　地域展開の取組につきましては、今年度中に網走市における方針の取りまとめに向けて、部活動地域移行検討協議会におきまして、方針（案）の内容についての協議を行っているところです。

また、引き続き受皿となる地域クラブを確保するため、各種目競技団体等との協議を続けている状況です。

また、クラブ登録制度につきましては、現在、協議中の地域クラブに説明を行っておりまして、この方針を示すタイミングで運用を開始したいと考えているところです。

○金兵智則議員　形になってきたということなのだと思います。

部活動の地域移行についての課題は、練習場所の確保、指導者の確保、クラブチームとして活動していくための経費で、それらがクリアできれば地域移行に協力できる団体を把握できていると。

今、協議されている団体がそうなのだと思いますけれども、これらの課題解決に向けて、市はどのように対応を行っていくお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長　令和６年度に実施した少年団等へのアンケートの結果、回答者のおよそ６割が指導できる、また、条件次第により、今後、指導できる可能性があるとの回答を頂いたところです。

練習場所・指導者・運営経費の確保につきましては、全国的に大きな課題となっているところですが、練習場所につきましては、小中学校施設の利用ですとか、学校開放制度の運用によりまして、確保していきたいと考えています。

指導者につきましては、地域展開の受皿となることで、クラブチームの指導者だけでは不足することも考えられますので、解決に向けて、高校や大学などとの連携についても意見交換をしているところです。

また、安定的なクラブ活動を支援するため、地域クラブ認定制度におきまして、クラブ運営に係る経費の一部補助を検討しているところです。

○金兵智則議員　やっと動き出したところですけれども、場所の確保に向けた小中学校の利用、指導者の確保については、高校や大学にも協力をということで、進み出すといろいろな面で早いなと感じるところもありますが、そのような対応をされていると。

経費については、一部補助できるような体制をつくっていきたいという答弁でしたけれども、先ほど来、ずっと言っていますが、令和８年度予算編成がこれからですので、必要な分はしっかりと確保していただきたいと思うところであります。

この経費の面について言えば、生徒や保護者の立

場としても、地域移行した場合に、移動手段の確保や経済的不安などが課題として挙げられております。

ある団体が行った調査によれば、中学生のスポーツ機会や中学校入学前からのスポーツの機会は、世帯年収により差があり、地域クラブでの活動は部活動と比べて費用が約３倍かかることが判明いたしました。

日本スポーツ協会会長でもある国会議員は、地域展開に取り組む自治体に、財政支援を行うための法整備を検討しているという発言もしていました。

そのような状況もある中で、何か金銭的なものについて考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長　地域展開による家庭の経済的負担についてですが、文部科学省の令和８年度予算概算要求において、経済的困窮世帯の生徒への支援が計上されたところです。

当市では、現在、運用を開始しようとする地域クラブ認定制度におけるクラブ運営に対する支援により、クラブへの参加費自体を低減させることが、まずは家庭への負担軽減にもつながるものと考えているところです。

また、大会への参加費等に関しましては、現行の中学校体育文化振興補助で引き続き支援をしてまいります。

就学援助世帯などへの直接的な支援に関しましては、今後、国や北海道の動向を注視するとともに、適切な支援の在り方について研究してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員　わかりました。

なかなかこれは難しい課題だと思います。みんなに手当をしてあげられるのが一番いいのかもしれませんが、財源には限りがあるわけでして、全員にはならないにしても、地域移行によって諦めることがないような状況は考えていただきたいなと。

部活動であれば続けられたけれども、クラブチームへ地域展開になると、クラブの団体に補助をしたところで、参加費が必要であるとか、例えば月謝が必要になってくることも、今までの部活ではないようなことがあるのかもしれませんし、移動にしたってそうですよね。

移動のお金がもしかすると必要になってくる可能性もあるので、その辺はちょっと調査した上で、検討材料というか、協議材料の中に残しておいていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長　今、議員がおっしゃるとおり、現行の子供たちが行っている中学校での部活動に、どの程度、経費が必要とされているのかというところももちろんですし、既存の地域クラブチームにどの程度の経費がかかっていて、個人負担がどうなのかというところも見ていかなければならない部分ですし、そういった面も調べているところではございますので、極力、今、部活動として行っている子供たちの経費、いわゆる部費と同程度で抑えるような仕組みをつくりたいとは思っているところですが、なかなか地域クラブによっては遠征ですとか、様々な部分がありますので、その辺の経費格差は今後も研究をしていきたいなと考えています。

○金兵智則議員　部長の思いを信じて、今後も見ていけたらなと思います。

それから、決算特別委員会でもお話をさせていただきましたけれども、子供たちを含めた市民活動の助成制度である中学校体育文化振興補助金、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、それと、スポーツ振興報奨金事業、文化芸術振興報奨金事業というものが行われております。

令和８年度からは、文化芸術振興報奨金も含めて、運用に公平性が保たれることについては、高く評価をしたいなと思います。

そのときにもお話をし、協議を行っていくという答弁もありましたけれども、いよいよ地域移行、地域展開が進みそうな状況において、近隣町との助成制度統一に向けたスケジュール感の共有ができるような会議体の設置などの取組を求めたいと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長　地域クラブ活動におきましては、現在も複数の自治体から参加している生徒がいる状況であり、地域展開と少子化の進展に伴い、今後、ますますこの傾向が増していくと想定されます。

現在は、同じ大会に参加しても、お住まいの地域によって支援が異なるなどの状況がございます。

近い将来、単独の自治体では子供たちのスポーツ・文化活動の機会確保が困難となることを見据え、現在、網走ブロック市町村教育委員会協議会事務局におきまして、協議・検討を進めているところです。

助成制度の統一につきましては、それぞれまちごとに違いがあり、全てのまちで実施することは難しいものですが、大会参加費や交通費、宿泊費のような基本的な部分については、統一していく方向性で協議を進めているところです。

○金兵智則議員　わかりました。

最低限、交通費でも、やっているところ、やっていないところ、穴埋めができる、できないというのが、決算特別委員会の中でもありましたけれども、市民が３人しかいないのに、うん十万円のバス代というようなものもありましたが、その辺を上手に近隣自治体と補填し合えるような制度の構築が、まずは必要なのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、地域移行に関して、以前、お隣の北見市で大会などの参加を希望しない生徒向けに、短時間エンジョイ型活動を導入するという新聞報道がありました。

北見市では、来年度の中学三年生の部活動引退後から地域展開を始めることとしておりまして、大会やコンクールの参加を希望する生徒は、地域クラブで活動し、エンジョイ型活動も時期を合わせて導入し、教員の勤務時間内に各校で実施するそうであります。

活動時間については、平日１時間程度で、休日や長期休暇の間は行わず、活動内容は生徒の希望に合わせて各校が決定するそうであります。

地域クラブでまではやらないけれども、何か活動をしたいと考える生徒の受皿になり得る取組で、大変重要な取組なのではないかなと考えるところでありますけれども、網走市として、このような取組を行う考えについてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長　中学生のスポーツ・文化活動においては、より上のレベルを目指したい生徒や、友人と楽しく活動したい生徒など、様々な動機があり、そのどれもが大切なものであると認識しています。

現在、受皿となっていただける可能性のある一部の地域クラブとは、いわゆるエンジョイ型の活動も実施できないかという御提案をし、協議を進めているところです。

一方で、このような体制を整えるためには、学校の理解や協力が不可欠であり、実施に当たっては教員の負担も増えることが想定されますことから、どのような形がよいのか、引き続き検討協議会の中で協議・検討してまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員　条件が整えばやっていく方向だという答弁だったのかなと思いますけれども、今、教員の負担というお話がありましたが、教員の方へのアンケートによると、部活動指導に負担を感じている方が８割を超える状況の中においても、部活動の指導を継続したいという方々もいることがわかりました。

兼職兼業という形で行っていくのだろうと思いますが、様々な課題も考えられる中で、どのように進めていくお考えなのか、お伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長　部活動の地域展開は、第一義的には子供たちの活動機会の確保が主たる目的ですが、一方で、教員の負担を軽減し、子供たちの学びの質を向上させていくことも大変重要です。

議員がお示しのとおり、今後も部活動の指導を継続したいとの希望をお持ちの教員もいらっしゃるという認識をしております。

こうした状況を踏まえますと、職務上、支障のない範囲で、指導者として地域展開に関わっていただくことが、可能な体制を構築することが、教員にとっても、子供たちにとっても、望ましい環境であると考えられるところです。

地域クラブの指導に携わるためには、網走市教育委員会から兼職兼業の許可を受ける必要がございますので、こうした教員の地域クラブへの関わり方について、今後、学校及び教員と具体的な協議を進めてまいりたいと考えているところです。

○金兵智則議員　部活動の顧問がやりたくて先生になるといったような話もありますので、そこはちゃんと対応していただきたいと思う一方、地域クラブや学校の先生と生徒たちとの距離感というのはまた違ってくるので、ここに新たなトラブルが発生しないような形で進めていっていただきたいなと思います。

あと、最後にお伺いいたします。

地域クラブ活動に関する認定制度の要件の一つ目に、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であるということが挙げられておりますけれども、このことをクラブチームの方々が受け入れるには、何となく壁があるように感じております。

決してクラブチームの活動に教育的意義がないとは言いませんけれども、そもそもの立ち位置にクラブチームと部活動では違いがある中で、これを引き継いでいかなければならないというのは違和感を覚えるところがあるのですけれども、地域クラブ側の受け止めと市の考え方についてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長　令和７年９月に、スポーツ庁・文化庁より、地域クラブ活動に関する認定制

度のイメージ案が示されたところです。

この中では、認定要件としまして、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであることとされております。

部活動はこれまで学校教育の一環として行われ、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等との好ましい人間関係の構築を図り、多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高いものでした。

地域クラブでの活動に際しましても、そのような子供たちの望ましい成長につながる活動が期待されるものと認識しています。

この部活動の地域展開は、生徒の活動機会の保障、教員の働き方改革、地域コミュニティーの活性化などが目的とされておりますが、また一方で、課題も多くございます。

競技性や成果のみに偏重しない環境の中で、子供たちが地域クラブに自由かつ主体的に参加し、活動することで、目的が達成されるものと考えております。

○金兵智則議員　詳しく説明を受けましたので、始まってみなければわからない部分もあるのかもしれませんが、人間関係の構築であったり、学びの場の保障であったりするものを、本当に地域クラブに求めていいのかどうかという課題があると思います。

そこまでの責任をクラブチームに負わせるのかといった考え方も、地域クラブ側にはあるはずです。私がもしそういう立場だったら、そこまでこちらに求めてくるのかというふうに考えてもおかしくないかなと思います。

そこの、妥協点と言っていいのかどうかはわかりませんけれども、そういったものを探していかざるを得ないのかなと思いますが、地域クラブへは押しつけにならないような体制を取っていただきたいと思いますし、始まってからになってしまうのかもしれないですが、その辺の心配は本当にないのか、最後にもう一度、御答弁を頂ければと思っています。

○高橋善彦学校教育部長　地域で受皿となるクラブチームと言いますか、その団体に、当然、押しつけでやっていただくという考えはございません。

今、申し上げたものに関しては、国の認定制度といったところでお話をさせていただきましたけれども、市の考え方としましては、そういったところも踏まえてではあるのですが、網走市における部活動の在り方に関する方針がありますので、そういったところを遵守と言いますか、それに沿った形で活動していただける団体にお願いしていきたいと言いますか、認定していきたいと考えているところです。

○金兵智則議員　わかりました。

いよいよ始まりそうな雰囲気の中で、網走市としては、より柔軟な対応をしながら、進めていくといった答弁だと受け止めまして、私の質問を終わりたいと思います。

○松浦敏司議長　ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時32分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。永本浩子議員。

○永本浩子議員　－登壇－　公明クラブの永本です。

初めに、昨夜の地震で亡くなられた方、被害に遭われた方、寒い中、避難されている方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告させていただきました、３項目について質問させていただきます。

まず、１項目めの青潮による漁業被害についてお伺いいたします。

先ほど金兵議員から相当質問がありましたので、かぶっているところがかなりあるかと思いますけれども、私からも質問させていただきます。

本年９月21日、９月としては過去５番目に強い暴風が吹き荒れ、網走湖で大規模な青潮が発生。そのため、塩水層が網走川に流れ出し、酸欠状態となった魚の大量死が発生いたしました。

その後も、断続的に青潮が発生し、11月１日の強風でも被害が出たと思います。

まず、この青潮発生による被害状況をお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　まず、今年の網走湖の青潮の発生状況についてですけれども、５月２日、８月26日、９月21日、９月30日、10月28日、11月１日ということで、５回発生しております。

そのうち、特に、今、お話にありました９月21日に発生した青潮につきましては、非常に強い強風が吹いたということで、大規模な青潮が発生したと認識しております。

この青潮による湖全体の被害状況は把握できておりませんけれども、特に増協の親魚捕獲施設、先ほども通称ウライと説明させていただきましたけれど

も、そちらで確認されたへい死魚が、サケ、ボラ、コイ、ウグイなどを合わせて約7,000尾に及んでいると。

これは、ワカサギなど、ウライを通り抜けるような小さな魚を除いた数となっておりますけれども、非常に大きな数の魚がへい死し、増協でもサケのへい死魚の回収、それから、処分など、親魚の捕獲作業への支障が出たほか、西網走漁協についても、ワカサギが７割、シラウオが８割の資源減少が確認されておりまして、また、シジミにつきましても、漁場によって弱っている個体があるとか、あと、漁場の水深の深度が、通常、その強風前までは2.5メートルということで漁をやっていたのですけれども、それが１メートルにならないと捕獲できない状況になったと確認しております。

○永本浩子議員　先ほどの部長のお話ですと、今年に入って６回でしたけれども、青潮がたびたび発生しているということで、私も10月31日に我が党の参議院議員、道議員と共に視察をさせていただきましたが、ウライ捕獲場に漂着した、大量にへい死した魚の写真は衝撃的でした。

今、部長から漁種別のへい死数等が言われましたけれども、そのときに聞いたのは重さで言うと、９月25日、26日の２日間だけでも6.1トンという大量の魚がへい死したということで、その後も９月30日、10月28日、11月１日と三度も青潮が発生して、さらなるへい死につながったものと思います。

また、ワカサギやシラウオの資源量の減少も、７割、８割という大変に厳しい状況だったことがよくわかりました。

ただでさえ、近年の異常気象、温暖化で不漁が続いている秋サケですけれども、そこに追い討ちをかけるような今回の青潮による被害で、10月29日時点では秋サケの捕獲数５万9,537尾、昨年の同じく10月29日時点の17万3,650尾と比べると、34.3％という非常に厳しい落ち込みでした。

青潮発生の前日、９月20日には、ウライの下に数千尾のサケが遡上していたそうですけれども、青潮の影響で相当数のサケが戻ってしまったとも聞いております。

捕獲数の激減により、良質な卵を取るためのいい親を選べないので、今後の秋サケ漁並びに卵の質の低下等による資源づくりにも大きな影響が出ると思われますが、どのような受け止めをしているのか、お伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　秋サケの影響ということですけれども、本年は全国的な来遊不振となっておりまして、網走でも来遊が大幅に減少しているため、青潮による遡上親魚への影響を昨年の遡上尾数と比較することにより、一概に評価することはできませんけれども、議員のお示しのとおり、11月26日現在で網走湖のサケの親魚の捕獲尾数は、対前年比34.9％となっております。

また、青潮が発生した期間は、先ほどお話がありましたとおり、サケが川からいなくなったとともに、青潮による溶存酸素の低下が解消された後も、数日間、遡上が見られないということがあり、あと、青潮の発生直後に捕獲された親魚につきましては、卵質が悪くて、通常の卵よりも発眼率が低く、死卵も多いと聞いております。

良質な卵を取るためには、計画的に多くの親魚からよい親魚を選別することも必須と聞いておりますので、今回の青潮による影響がサケの増殖事業にもたらす影響は非常に大きいと認識しているところです。

○永本浩子議員　今、お話がありました、10月29日から約１か月後の11月26日、対前年比34.9％ということで、0.6％増えたようですけれども、それにしても非常に厳しい数字だと思います。

視察に伺ったときもおっしゃっていましたけれども、採卵のときに手で触った感じだけでも、既に卵が固くて、いつもと全然違う感触ということでした。

ここからどれだけふ化するのか、親魚になったとしても果たして健康な親魚に育つのか、また、三、四年後の資源づくりに非常に影響があるのではないかと、漁業者の皆様は大変不安に思っていらっしゃいました。

発眼率も低く、死んでいる卵も多いということで、増殖事業への影響は、この先、かなり続くものと思われます。

また、11月24日からワカサギ漁が解禁になりましたが、先ほど言われたように、資源量が７割減少したために、本来なら１か月のところを１週間に漁が短縮されました。

また、１月上旬からの氷下漁は休漁となり、シラウオも資源量が８割も減少したため、休漁が決定いたしました。

網走の冬の風物詩として、市内外の皆さんが楽しみにしているワカサギ釣りの大会もできないのではないかと心配をしております。

シジミについても、せっかく産卵するようになって喜んでいたところに、今回の青潮でダメージが大きいのではないかと心配するところですが、どのように受け止めていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　網走湖のワカサギ、シラウオ、シジミ漁などの影響ということですけれども、議員がお示しのとおり、今回の青潮でワカサギ・シラウオ資源に大きな影響が出ておりまして、資源保護のための休漁等の対策が取られることになっております。

一方で、ワカサギの遊漁につきましては、地域経済への影響を勘案いたしまして、１月上旬から２月11日まで、期間を短縮して解禁される予定であると聞いております。

シジミにつきましては、深い箇所のシジミが弱っていることが確認されておりまして、また、稚貝への影響も懸念されておりますけれども、貧酸素層によるシジミのへい死はすぐに発生しないということが言われておりますので、現段階で被害状況は不明となっております。

○永本浩子議員　今のお話ですと、ワカサギもシラウオも大変厳しい状況ではありますけれども、遊漁ということは、ワカサギ釣りとか、また、大会は、開催していただけるということでよろしかったでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　非常に厳しい状況で、ワカサギにつきましては、秋漁も船での漁につきましても11月24日から11月30日ということで１週間に短縮しておりますし、親魚の影響があります氷下漁も親魚確保のために休漁を行うと聞いておりますけれども、やはり地域経済、先ほどお話がありましたワカサギ釣りをしに網走市へ来ていただく方々のこともいろいろ勘案いたしまして、期間は短縮しますけれども、解禁すると。遊漁の漁については行うということで聞いております。

○永本浩子議員　本当に毎年このワカサギ釣り、また、大会を非常に楽しみにしてくださっている方が、市内だけでなく、市外からもたくさん来ていただいておりまして、皆さん、この話には大変喜ばれるものと思います。

また、経済効果も大きいかと思いますので、市としても大変ありがたいことでありまして、この大変な状況の中で英断してくださった漁業関係者の皆様には、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、シジミに関しては、すぐにはわからないということでしたけれども、正確な被害状況がわかるのはいつくらいになるのでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　シジミにつきましては、来年６月に実施をいたします資源量調査、それから、分布調査まで、正確な被害の状況についてはちょっとわからない状況になっております。

○永本浩子議員　シジミに関しては、来年６月ということで、しっかり注視していきたいと思っております。

また、サケは網走川と斜里川で7,700万粒の卵を根室や胆振などに出しておりまして、ワカサギも網走湖と湯沸湖で採卵し、受精卵の出荷は全道の８割以上、全国各地にも供給していると思います。

今回の青潮による道内外への影響は、どのように捉えているのか、お伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長　サケの道内外への影響ですけれども、網走川は道内有数のサケの親魚の捕獲河川となっておりまして、近年のサケの来遊数の減少により、道内各地で採卵計画を達成できない河川が数多くあり、そちらに種卵を供給していると聞いておりますけれども、本年度につきましては、根室や胆振などを中心とした他地域の需要に十分対応できないことが予想されています。

○永本浩子議員　そうしますと、これまで網走として供給してきたところには供給できない、ワカサギもなかなか受注に対応することができない可能性があるということですけれども、まず、網走の分は大丈夫ということでよろしかったのでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　サケも、ワカサギにつきましても、網走の自分のところの供給は達成できると聞いております。

○永本浩子議員　その上で、今まで供給してきた道内、また、全国の他地域の分というのは、どうなるのでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　他地域分につきましては、助け合いというか、融通し合ってということで聞いておりますので、網走市から出せない部分については、他地域からさらに融通するということになりますけれども、全道的に来遊数が減少しておりますので、それが賄い切れるかどうかというのも懸念されているところです。

○永本浩子議員　本当に全国的に来遊数が減っている中で、今回の一大供給拠点だった網走湖・網走川の青潮の影響というのは、かなり全国的にも大きな

ものがあるのではないかと心配するところであります。

また、網走湖はオホーツク海の海水が流れ込む汽水湖であるために、塩水層と淡水層の２層構造になっていて、強風が連続して吹くと、風下に淡水層が吹き寄せられて、その反動で風上に下層の無酸素状態の塩水層が上昇するため、青潮が発生するということで、本来だったら、塩淡境界層の水深を６メートルから７メートルに保っていたいということでしたけれども、年々、淡水層が下から上がってきており、青潮が発生した直前には３メートルだったという測定値もあったようです。

何とか青潮を発生させないための対策としては、どのようなものがあるとお考えでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　青潮を発生させない対策についてですけれども、ただいま議員から御指摘のとおり、青潮は無酸素層の水が強風により湧昇することによって発生しまして、今までの調査の結果により、塩淡境界層の水深が浅いと発生しやすく、また、風の強さと風の吹く時間によって発生頻度が決定すると言われております。

したがいまして、青潮を発生させないためには、塩淡境界層の水深を深く保つか、曝気や酸素注入により無酸素水を解消するか、もしくは湧昇を誘発する風の流れを防ぐことなどが考えられております。

○永本浩子議員　塩水層までの水深を深くする、塩水層の無酸素状態を解消する、または強風が吹いても塩水層が上がってこないようにするという、全くそのとおりですけれども、そうするための具体的な対策はどういうものがあるのか、お聞きしたかったのですけれども。

○佐藤岳郎農林水産部長　既存の施設により可及的速やかに対応することは、なかなか難しいのですけれども、今、冬季のみで運用しております大曲堰を周年運用することによって、塩淡境界層を深く保つことができるのではないかという説明を国から受けております。

国としても、今後、この堰の周年運用に向けた検討を開始すると伺っておりますので、その動向に注視していきたいと考えております。

○永本浩子議員　この大曲堰の通年運用という話は、視察のときにもお聞きしまして、これは大変ありがたいことだと思っております。

ただ、まだ青潮の発生を防ぐ根本的解決にはならないかと思います。

先ほど部長もおっしゃいましたし、前に私もお聞きしたことがあるのですけれども、塩水層に酸素を注入して酸素を増やしていくとか、曝気するとか、ただ、かなりの金額がかかるということで、実現するにはなかなか難しいのかなと思っております。

ただ、青潮の発生を防ぐことは、網走としてもしっかり取り組んでいかなければいけない大事な課題だと思います。

近年は塩水層の上昇によって、ワカサギとシラウオのすみ分けも難しくなってきておりまして、シラウオを獲ろうと思ったら、そこにワカサギの稚魚が入ってしまうとか、この根本的解決のための協議体の設置が必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　この根本解決のための協議体の設置についてですけれども、現在の網走湖に関連する協議体につきましては、大曲堰の事業評価を行います、網走湖水環境モニタリング検討会、それと、汽水環境の保全を図るための総合的な方策を検討します、網走湖汽水環境保全方策検討会が、国によって設置されているところであります。

国では今回の大規模な青潮の発生を受けて、関係機関と協議を進めておりまして、新たな検討組織の設置に向けて検討を進めているというふうに伺っております。

市といたしましても、国及び関係機関と協議を進めて、新たな検討組織の設置及び課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○永本浩子議員　新たな検討組織の設置を考えてくださっているということで、大変うれしく思います。

大曲堰のモニタリングも、既に23回もやっていただいておりまして、基礎データの蓄積にはなっていると思いますけれども、その知見をどう生かして青潮の発生を防いでいくのか、また、網走湖・網走川の水産資源をどうやって守っていくのか、市にとっても大変重要な課題だと思いますので、新たな検討組織の設置を早急にお願いしたいと思います。

また、11月25日付の水産経済新聞には、北海道、３年魚僅か33万尾、来年は衝撃的な予測値にとの見出しで、秋サケの来遊数を前年同月比61％減の618万尾だった今年から、来年はさらに減少して500万尾を下回り、もしかしたら300万尾、200万尾という数字も十分にあり得るという大変衝撃的な予測が出ていました。

国としても、秋サケの記録的な不漁が続いている

ことに、不漁対策として５億円の補正予算を組んで、そのうち１億5,000万円が北海道分とされていたようですけれども、単年度ということで、市といたしましても、継続確保のための要請活動や、河川の環境保全に向けた国への積極的な働きかけが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

また、道としても、このたびの秋サケの漁期が終わり次第、持続可能なさけ増殖事業検討会を新たに立ち上げるとお聞きしております。構成メンバーや人数などは掌握できているのでしょうか。

また、今回、青潮被害に遭った網走市こそ、どこよりも積極的に関わって、両漁協やさけ・ます増協の皆さんの意見もよく聞きながら、検討会が機能していくようにするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　国への積極的な働きかけについてということですけれども、今回の青潮の発生を受けて、10月17日に北海道開発局を訪問いたしまして、漁業被害の状況の報告、それから、今後の対策について、関係機関と共に意見交換を実施しております。

また、11月27日には地元網走開発建設部、北見河川事務所と漁協及び管内さけ・ます増協にて、今後の網走湖水環境改善と、それから、大曲堰の運用について、意見交換を行っておりまして、今後も引き続き地元の自治体として積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、持続可能なさけ増殖事業検討会についてですけれども、今年の急激なサケ来遊資源の減少を踏まえまして、新たに全道増殖事業団体、それから、試験研究機関などにより、持続可能なさけ増殖事業検討会を立ち上げることになっております。

この検討会につきましては、道総研、水産研究・教育機構、北海道さけ・ます増殖事業協会、全道９地区にある、さけ・ます増殖事業協会、それから、北海道定置漁業協会で構成されまして、来年１月から２月に設置されると聞いております。

北海道が設置する検討会のため、市が直接的に関与することはできませんけれども、北見管内のさけ・ます増殖事業が参画するとともに、現在の北海道さけ・ます増殖事業協会の会長が網走漁協の組合長であることなどからも、当地域の現状につきまして十分反映されるものと考えています。

○永本浩子議員　今、新谷組合長が参画されるとお聞きしまして、少し安心しましたけれども、市もぜひこの検討会の進展状況を共有しながら、真剣に取り組んでいっていただきたいと思います。国への積極的な働きかけも、ますますよろしくお願いしたいと思います。

また、今、網走市内の飲食店では、サケやイクラが大変高額になっておりまして、数も少ないということで、手に入らず、困っているところもあるようです。

昨年のサケの漁獲高68億円が、今年は22億円に下がるということもお聞きしておりまして、漁業関係者がまちに出て落としてくれるお金も確実に減るのではないかとの心配の声があります。

水産加工業やふるさと納税の返礼品等にも影響が出てくるのではないでしょうか。

時を同じくして、中国による日本産水産物の禁輸が始まり、今後、一昨年のホタテの大量へい死や、昨年の稚貝の生育不良の影響も重なってくると、地域経済や、市税に関しては先ほど数千万円の減少ということでしたけれども、深刻な影響を及ぼすのではないかと危惧しております。

まず、市としては、こういったことをどのように捉えているのでしょうか。また、どのような対策を考えているのか、御所見を伺います。

○北村幸彦観光商工部長　まず、地域経済への影響についてですが、サケの記録的な不漁やホタテの漁獲量の減少、ホタテ稚貝の採苗不振などの影響によりまして、量・金額ともに昨年を大きく下回っており、関連する加工・流通業などへの影響も懸念されるところですが、実際にふるさと寄附の返礼品を取り扱っていただいている事業者からは、昨年と比較して数量が確保できない、あるいは、寄附額の調整に関するお話を頂いている状況です。

また、中国の禁輸措置につきましては、返礼品の調整に際し、情報を収集しておりますが、当市の加工事業者はＥＵ及び対米国ＨＡＣＣＰ認証を受けておりまして、もともと中国へ出荷している数量が多くなかったことなどを背景に、特段の影響はないと伺っているところです。

いずれにしましても、原材料の確保に関する課題がありまして、市場への供給にも大きな支障が出るものと認識しておりますほか、関連の事業者にもたらす影響も大きいと考えておりますので、関係機関等との連携を密にして情報収集を行いながら、適切な対応と支援の検討を行ってまいります。

○永本浩子議員　ふるさと納税の返礼品も確保でき

ないと、地域経済にも相当影響していくのではないかと思います。

その中で、中国の禁輸に関してはあまり影響がないということで、少し安心をいたしました。

ただ、今だけでなく、この先、２年、３年、さらにその先を考えると、地域経済に及ぼす影響も、市税収入の減少はさらに深刻なものがあるのではないかと思いますので、その辺をしっかりと見極めながら、対策も取っていただきたいと思います。

そして、また、今までやったことのないことに挑戦していくことも必要なのではないかと思っております。

例えば、今、羅臼の寒ブリが、有名な氷見の寒ブリと変わらないくらい高値で売られております。ネットで調べてみると、８キロから10キロ、１尾で5万8,000円という金額が出ておりました。

そのポイントは船上活締め。捕れたての魚を活締めすることで、味がぐんとおいしくなることから、羅臼では全ての船が電気マットを使って魚がバタバタしないように、バタバタすると鮮度が落ちて味が悪くなるということで、電気マットでバタバタしないようにしてからすぐに活締めをして、知床らうす産船上活〆鰊として、ブランド化に成功しております。

網走でも温暖化によってブリがたくさん捕れていますが、適切な処理方法や流通ルートが確立されておらず、ブランドではないので、商品価値が低い状態だと思います。

しかし、羅臼のようにブランド化ができれば、秋サケやホタテ等の減収を補えるのではないでしょうか。

ブランド化するには、一、二か所だけやってもできないので、例えば150万円の電気マットを個別に助成するのではなく、組合が購入して、市が組合に助成して、組合が貸し出すなどの方法も考えられるのではないかと思います。

先日も、250キロのクロマグロが揚がったり、今やフグも北海道が一番の産地になったりしております。

こうした、今までと違った魚種を活用してブランド化することによって、漁業者の所得増につながり、地域経済の活性にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　今までと違った魚種のブランド化についてですけれども、近年、議員がお示しのとおり、海洋環境の変化により、今まであまり漁獲されなかったフグやブリ、マグロなどが漁獲されるようになってきておりますけれども、当市においては、漁獲量、漁獲時期、品質などがまだ安定していないこともありまして、現段階ではブランド化まで進んでいない状況になっております。

一方で、海洋環境は確実に変化しておりまして、漁種が変わってきていることは間違いありません。

市では、漁業者や加工事業者が取り組むブランド化について、水産業パワーアップ事業補助金にて支援を行っているところであります。

市といたしましては、新たな魚種の漁獲状況を把握しながら、関係機関、組合等の意見も聞きながら、ブランド化について研究を進めてまいりたいと考えております。

○永本浩子議員　これからというところかと思いますけれども、ちなみに、網走でブリはどれくらい捕れていて、単価は幾らくらいでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　ブリの漁獲量についてですけれども、令和４年からのデータでお示ししたいと思うのですが、令和４年は漁獲量が31トンで、金額が665万円。令和５年につきましては、140トンで、5,166万2,000円。令和６年につきましては、ちょっと減りまして78トン、金額にしますと2,113万9,000円。令和７年10月現在になりますけれども、漁獲量が69トンで、金額につきましては2,362万円。

単価につきましては、令和４年以降、200円台、それから、200円台から300円の後半にかけてとなっています。

○永本浩子議員　確かに、漁獲量はまだまだ安定していないのだなというのがよくわかりましたけれども、例えば単価がキロ300円台後半として、400円だとしても、10キロで4,000円。羅臼のブリは８キロから10キロの１尾で５万8,000円ということになりますと、相当な、十何倍、ちょっと計算ができないですけれども、違いがあることになるかと思います。

新しいことを始めるのは、そう簡単なことでもありませんし、今まで長年やってきたものから変えるということも大変だとは思いますけれども、網走の大切な１次産業であり、基幹産業である漁業の火を消さないためにも、サケやワカサギ、ホタテ等の資源量の確保、網走湖・網走川の環境保全、温暖化による漁種の変化への対応など、漁業者の皆さんと共に協議をしながら、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

○松浦敏司議長　ここで、暫時休憩いたします。

再開は、３時15分といたします。

午後３時06分休憩

午後３時15分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

永本議員の質問から。

○永本浩子議員　それでは、次に健康寿命延伸への取組についてお伺いいたします。

本年10月、文教民生委員会の行政視察で熊本県天草市に伺い、高齢者の自主活動としての通いの場の推進を視察させていただきました。大変勉強になりました。

少しでも当市に生かせればとの思いで、質問させていただきます。

天草市は平成18年に２市８町が合併し、面積は県内最大となり、集落は点在し、離島も多い。一方で、高齢化率は43.3％、地域によっては57.3％という超高齢化。とても市が出向いてケアするのは難しいため、住民が主体となって自分の足で歩いて行けるところに、自主的に通いの場を立ち上げられるように取組を進め、現在、182か所にまで広がっております。

その中心になっているのは、高知市が高齢者の筋力アップのために開発した、いきいき百歳体操。

高知市は平成14年に開発したこの体操を、全国どこの自治体でも使ってくださいということで、現在、43都道府県、549市町村、１万9,000か所の会場で使われております。

高知市でも、開始当初は２か所だった体操会場が、今は360会場を超えるまでに広がっているとのこと。

北海道では滝川市が最初で、平成18年から行っており、つい先日、北見市留辺蘂の温根湯温泉福祉センターで、いきいき百歳体操に取り組む通いの場が誕生したとの報道にびっくりいたしました。

私も天草市にお電話して、ＤＶＤを送っていただき、自宅でやってみましたが、高齢者がついて来られるように、ゆったりとしたテンポでわかりやすく、１回やっただけでしたが、これは効くなと思いました。

視察のときも、立ち上がるのも大変そうだった96歳の高齢女性が、この体操を週２回、３か月続けたら、すっと立ち上がって、すたすた歩けるようになった動画を見て、びっくりでした。

天草市でも、効果を実感できるから楽しく続けられるとのことでした。

当市でもいきいき百歳体操を導入して、高齢者の筋力アップに取り組んでみてはいかがでしょうか。

また、高知市には口腔機能をアップして誤嚥を防止するかみかみ百歳体操や、認知機能を鍛えるしゃきしゃき百歳体操もあり、これらの活用も検討する価値があると思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長　いきいき百歳体操などの活用についてですが、御承知のとおり、当市ではオリジナル体操として、平成19年にあばしり健康カニチョッ筋体操を創作しまして、以降、子供から高齢者まで、様々な場所や機会でこの体操が導入され、広く市民にも浸透しているものと考えております。

このカニチョッ筋体操は、スポーツ科学の観点から効果を検証した結果、下肢の筋肉量の増大など、健康効果が実証されております。

現在では、創作当時のオリジナルに加え、様々なバージョンを追加することにより、より取り組みやすいものとなっておりますので、御提案のいきいき百歳体操の導入ではなく、カニチョッ筋体操の一層の普及に努めてまいりたいと考えております。

また、口腔機能や認知機能への対策につきましては、地域リハビリテーション活動支援事業での介護予防教室や、健康推進課による歯科対策事業において、口腔体操などを行っておりますので、それらを活用し、引き続き口腔機能や認知機能の向上に努めてまいりたいと考えております。

○永本浩子議員　今回、私も改めて網走のカニチョッ筋体操のＤＶＤを見てみましたけれども、多分、高齢者向けだというと、カニチョッ筋音頭になるのかと思いますが、いきいき百歳体操が椅子に座ったままできるのに対して、カニチョッ筋音頭は立ったまま、そして、下半身の屈伸や結構広げるなど、そういった動作がありまして、元気な高齢者にはできても、先ほど紹介したような、立ち上がるのも大変な96歳の高齢女性にはとても無理だと感じました。

また、曲に合わせて一連の流れで体操をするので、どこかでつまずくと、その先が続かなくなるのに対して、いきいき百歳体操は大変ゆったりとしたテンポで、一つ一つの体操ごとに、何に効くのかの解説があってから、せーの、３、２、１、はいみたいな感じで声をかけて体操に入るので、誰もが心構えをしながらついてこられるのではないかと思います。

カニチョッ筋体操ができたのは平成19年ということですので、そろそろ20年近くになるのではないか

と思います。この辺で見直してみることも大切なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長　カニチョッ筋体操を作ってから10年目には音頭バージョンを作って、御高齢の方でも運動しやすいような形にしました。

現在も普及に当たって、あばしり健康カニチョッ筋体操普及委員会というものを、健康推進員の協議会と網走市で構成して、毎年、普及や対策について協議を行っております。

その中でも、協議会としては音頭バージョンの普及に力を入れていきたいということで考えております。

この体操を全てやり切るということではなくて、できる姿勢で、できるところを運動していくということだけでも、十分に効果はあるだろうと考えております。

それも含めて、今後、普及・啓発を図っていきたいと思いますが、仮に御高齢の方で、例えば座っていることしかできない、なかなか立位を保持することができない方がいらして、体操がしづらいというような御意見を頂戴するのであれば、それは今後の中で、例えば新しい形の体操の創作を検討するだとか、その辺は考えていきたいなと思っています。

○永本浩子議員　高齢者でもできる椅子を使ったバージョンとか、いろいろと工夫をしていただきながら、例えばこの普及委員会の方たち、関係者の方と、ぜひいきいき百歳体操も見ていただき、やってみていただき、カニチョッ筋音頭もやってみていただいて、どういったものがいいのか、両方のいいところを組み合わせられないかなど、様々な検討をしてみていただいて、今後の超高齢化社会に備えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長　カニチョッ筋体操を座ったままでやるバージョンもございますので、そういった活用も含めて、どういうことができるかということは考えていきたいと思っております。

○永本浩子議員　ぜひお願いいたします。

天草市では、通いの場の登録要件に、いきいき百歳体操の実施を推奨しているのですけれども、その他のメニューは自由で、脳トレやお手玉、昼食会、歌や茶話会など、自分たちがやりたいものをやっています。

しかし、市内182か所の通いの場のうち、143か所に脳いきいきサポーターが在籍し、活躍しております。

当市にも認知症サポーターと健康コンシェルジュ匠の皆さんがいらっしゃいますけれども、その人数と活躍の状況について、お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長　厚生労働省は、認知症サポーターを、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で支える応援者としており、その活動は座学の講座で学んだ知識を基に、日常生活の中で偏見なく接し、困っている人に声をかけることなどが中心となります。

厚生労働省の事業要項に基づき、おおむね90分の認知症サポーター養成講座を受講することで、認知症サポーターとなり、当市では令和６年度末で3,817人の方が講座を受講されております。

また、健康コンシェルジュ匠は、健康や運動に関心のある、おおむね60歳以上のシニアを対象にした養成講座を修了し、合格することで認定をされまして、これまで保健師が行う健康教育において、運動に関する指導を行うなど、シニア世代を中心とした地域の健康づくりの推進役を担っていただいております。現在、57名の方が認定されております。

○永本浩子議員　3,800人を超える認知症サポーターと、健康コンシェルジュ匠も57人いらっしゃるということで、すばらしいことだと思います。

ただ、当市と天草市との違いは、当市はこの90分の養成講座を受講すると認知症サポーターになれますけれども、天草市ではＮＨＫにも出演している理学療法士の川畑智先生に委託して、２週間に一度、４か月、全８回の認知症講座を受講し、認知症に関する基礎知識から最新情報、関わり方、パズルやカードを使った現場ですぐに使える認知症予防ツールまでを学んで、脳いきいきサポーターになれます。

現在、556人のサポーターを養成し、その７割が通いの場・サロン・老人会などで活躍しており、通いの場の８割に脳いきいきサポーターが在籍しているとのことでした。

当市の認知症サポーターや匠の皆さんも、誰かのお役に立ちたいという志のある方ばかりだと思います。そういう方たちがさらに地域の中で活躍できるよう、養成講座の在り方や活躍の場づくりを検討することも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長　認知症サポーターにつきましては、厚生労働省の事業要項に基づくステップアップ講座の受講を勧奨し、さらに知識を深め、より実践的な支援を学んでいただいており、これまで当市では154人の方がこのステップアップ講座を修

了しているところです。

今後はステップアップ講座修了者を中心に、認知症カフェやチームオレンジによる通いの場に参加していただくことを検討しております。

健康コンシェルジュ匠につきましては、東京農業大学の御協力を頂き、養成講座とスキルアップ講習会をそれぞれ隔年で実施しており、健康や体の仕組みについて、座学、エクササイズや軽スポーツなどの実技を学んでいただく機会を設けております。

匠の皆様には、本年度、今後の活動に関するアンケートを実施いたしました。この結果を基に、これまでの活動に加え、新たな取組についても検討してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員　新たな取組も検討したいということで、ステップアップされた認知症サポーターの方やスキルアップした匠の皆様にも、存分に活躍していただけることを期待しております。

また、当市にはふれあいの家という素晴らしい取組があります。これこそ、住民主体の完全ボランティアでスタートし、今日に至っております。

しかし、今、課題になっているのが、この素晴らしい取組をどうやって次世代に継承していくのかということです。

もう25年近く取り組んでいる高知市にお電話をして、どのように継承されているのか、お聞きしたところ、いきいき百歳サポーターには会場運営のサポーターと声かけのサポーターもいるということで、年３回、丸２日間かけて行っているサポーター養成講座に先輩サポーターが後輩を送り込んで、申込みをしてくるそうで、その理由は、いきいき百歳体操の効果を実感しているから、これをなくしたくないという、みんなで集まるのが楽しいからという思いが強いからとのことでした。

当市でも、ふれあいの家でこれまで取り組んできた内容にプラスして、これからどのような形になるかはわかりませんけれども、そういった体操を教えるサポーター等が、継承と拡大に結びつけていけるようになったらいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長　ふれあいの家の継承に関しましては、運営するボランティア団体の担い手などが課題となっていると認識しております。

地域の健康推進員や匠の皆さんに御協力を頂いて、体操という取組を通じて関わる人を増やしていくことは、課題解決の一つの端緒になるとも考えられますので、先ほど申し上げましたカニチョッ筋体操の普及・啓発と合わせて、運営団体とも意見交換をさせていただきたいと思います。

○永本浩子議員　ぜひお願いいたします。

また、大変好評のあばしり健康ポイントですけれども、アプリ登録者が７月からの５か月間で既に1,400名を突破し、商品券交換分が今回の追加補正の議案で提出されたところです。

私も７月30日にスタートして、脳ドッグや特定健診を受けたので、これだけで一気に3,000ポイントがたまりまして、10月14日には5,000ポイントを達成し、商品券を頂きました。

ところが、達成後は幾らやっても一向にポイントがたまらず、表示は０ポイントのままなので、正直に言って、モチベーションが下がりました。

商品券を頂けるのはうれしいことですが、皆さん、それだけではなく、自身の健康のために取り組んでいる人がほとんどだと思いますし、市もそこが目的の事業だと思います。

5,000ポイントを達成した後も、ウォーキングや食事、脳トレに励めるように、ポイントが増え、金券でなくても、何万ポイント達成カードなど、お金がかからずモチベーションが上がり、みんなが健康になれる仕組みを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、健康アプリのデータを活用するためにも、5,000ポイントで切ってしまわないほうがよいのではないかと思いますが、この点もいかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長　あばしり健康ポイント事業のアプリ版のポイント表示につきましては、5,000ポイントを上限としまして、年間5,000ポイントの交換後は加算されないものとなっております。

これは、利用者がアプリ上で交換可能なポイントを確認できるようにしているものですけれども、ポイントの加算はないものの、例えば歩数のランキングだとか、ウォーキングチャレンジをはじめとしまして、そのほかの機能は当然のように継続して御利用頂けます。

一方で、議員が御指摘の交換後のポイント表示につきましては、利用者からも同様の意見を頂戴しておりますので、今後、実施を予定しております利用者アンケートなどによりまして、今後も継続して利用していただくための仕組みを研究してまいりたいと思います。

○永本浩子議員　同じ思いの人がいたということで、

大変心強く思っておりますけれども、ぜひ検討していただいて、みんなが楽しく継続できるようにお願いしたいと思います。

また、先日、うれしいことに、網走市と札幌医科大学との連携協定が締結されました。

これからどのような形で具体化されていくのか、大変楽しみにしておりますが、今後の展望についてお聞かせください。

○結城慎二健康福祉部長　市では、本年度に開催いたしました地域医療講演会を機といたしまして、札幌医科大学と10月27日に包括連携協定を締結いたしました。

この連携協定は、市民の健康と福祉の向上、スポーツの振興及び競技力の向上、医療人材育成に寄与することを目的としており、今後は健康分野、スポーツ分野を中心に、札幌医科大学と連携を図ることとしております。

具体的な取組につきましては、札幌医科大学の関係教員と当市担当者により、連携協定推進運営会議を設置し、協議をしていくこととしておりますが、札幌医科大学が有する専門的な知見により、市が進める健康増進やスポーツ振興、合宿誘致などの取組に対し、御助言、御協力を頂けるものと考えております。

これによりまして、将来的には地域医療を支える施策や地域の振興につなげてまいりたいと考えております。

○永本浩子議員　市民の健康向上、スポーツ合宿、地域医療にまでということで、大変期待するところです。

私も新庁舎開庁記念の健康講座には、毎回参加させていただいておりますけれども、網走の皆さんはとても健康志向が高いことに感心しております。

今でも網走市の健康寿命が全国平均よりもかなり高いことは、前回の一般質問で確認させていただきましたけれども、ここに専門的な知見と指導が加われば鬼に金棒ということで、いよいよ超高齢化社会に突入するこのときに、札幌医科大学と連携協定を結べたことは、網走市民にとって大変うれしいことだと思います。今後の展開に期待しております。

それでは、最後に、ＡＥＤに三角巾をということで質問させていただきます。

ＡＥＤは心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対し、電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための医療機器です。

心停止後、再び心臓が動かなければ、救命率は１分ごとに約10％ずつ低下するとされております。

一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率は、ＡＥＤが使われず通報のみだった場合は8.2％、通報と心肺蘇生だけだった場合は12.2％、ＡＥＤを使用した場合は53.2％と、約６倍にまで増加すると言われております。

網走市内におけるＡＥＤの設置箇所の状況と、これまでの使用状況についてお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監　ＡＥＤの設置状況ですが、小中学校で14か所、その他の公共施設で50か所、さらに、市が市内のコンビニに設置している10か所の合計74施設に設置しており、直近３年間での使用実績はありません。

そのほか、市が把握している官公庁や民間施設でのＡＥＤの設置場所については42か所で、使用実績についての調査は行っておりませんが、消防への聞き取りの結果、直近３年間での福祉施設を除く使用実績はありません。

○永本浩子議員　小中学校、公共施設、コンビニ、民間施設等で、全部で116施設に設置されているということで、素晴らしい設置率ではないかと思います。

福祉施設を除き、過去３年間で一度も使用されていないということは、むしろいいことだとも言えると思います。

ただ、使われるときというのは、人の生死に関わる大事なときなので、万が一のときに命が失われないための配慮は必要だと思います。

このＡＥＤには操作手順が示されており、音声ガイドも流れるので、操作はさほど難しいものではないかと思いますけれども、パッドの装着については、肌に直接つけるため、人命救助といえども、救助者の素肌を出すことに、特に女性の方を救護しようとしたとき、救護する側にも、救護される側にも、一定の抵抗がある方もいらっしゃるのではないかと思います。

しかしながら、命に関わることなので、ちゅうちょせず、ＡＥＤを使うことを目的に、美幌町ではＡＥＤと一緒に三角巾を常備するようになりました。

三角巾自体はさほどお金もかかりませんので、当市でもぜひ常備を検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監　ＡＥＤ使用時のプラ

イバシーへの配慮は、救助者がちゅうちょなく行動するためにも、また、救護を必要とする方の尊厳を守る上でも、重要であると認識しております。

網走消防署が行うＡＥＤを使用した救命講習会においても、プライバシーへの配慮の方法として、服を全て脱がさなくてもＡＥＤを使用できることや、上着などで体を覆うことを周知しております。

また、全国では三角巾を常備する自治体もあると承知しております。

ＡＥＤの使用に当たり、最も重要なことは、命を救うことでありますので、その中でプライバシー保護の方法につきまして、消防との意見交換などにより、研究してまいりたいと思います。

○永本浩子議員　私も東京にいたときに、救命講習会に参加したことがありました。

そのときは人形を使った講習ではありましたけれども、もし自分が救護される側だったら、ちょっと抵抗があるなということを正直に思いました。

命がかかっているときに、そのようなことは言っていられないのですけれども、いつも近くにタオルや上着があるとは限らないので、三角巾にこだわるものではありませんけれども、プライバシー保護のための何らかの配慮があるとうれしく思うところです。

現場を一番よく知っている消防の皆さんとぜひ検討していただいて、救命率アップにつながる有意義な意見交換をお願いしたいと思います。

私からは以上で終わらせていただきます。

○松浦敏司議長　ここで、暫時休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時42分再開

○永本浩子副議長　議長を交代いたします。

休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。村椿敏章議員。

○村椿敏章議員　－登壇－　日本共産党議員団の村椿敏章です。

昨夜、発生した青森沖の地震による被害に遭われた方々に対して、お見舞いを申し上げたいと思います。

通告に従い、質問してまいります。

まず、除雪事業についてです。

一つ目に、高齢者が安心して暮らせる地域づくりということで、質問していきたいと思います。

これまで、市の除雪による間口除雪の質問を繰り返してきましたけれども、除雪の体制が弱くなっている中で、除雪事業での間口除雪をする体制は取れないとの答弁でした。

しかし、高齢化が進む中で、今までは間口除雪を手伝ってくれていた近所の人々が、だんだん高齢化してきて減っている状況があります。今までできてきたことができなくなる状況が、どんどん進んでいるのです。

高齢者の間口除雪は、福祉部の高齢者除雪の登録件数が一つの目安だという答弁がされてきたところです。

しかし、私たちのアンケートの結果によると、そのようなことはないと考えております。もっと多いのではないかと考えております。

高齢化率ですけれども、2010年は22.7％、2020年は31.6％と進んできております。

また、後期高齢者数については、2012年が4,893人で、市民の12.8％でしたが、2024年は6,130人、19.5％となっています。高齢化が急激に進んでいる状況がわかります。

冬の暮らしに欠かせない間口除雪について、網走市はどのようにして高齢者が安心して暮らせる地域づくりをしようと考えているのか、伺います。

○結城慎二健康福祉部長　高齢者などが安心して暮らせる地域づくりの取組といたしまして、高齢者のみの世帯、身体障がい者を含む世帯、要介護認定者を含む世帯のうち、除雪をすることが困難な世帯に対し、避難路の確保などを行う高齢者等除雪サービスを提供しております。

令和６年度は、シルバー人材センターの会員、民間事業者９社、町内会17団体により、除雪サービスを実施しております。

今後、後期高齢者や独居高齢者の増加が予測され、高齢者等除雪サービス利用者も増加すると予測しておりますが、引き続き除雪を実施していただける町内会の増加を図るとともに、新たな事業者から参入可能であるとの連絡を頂いておりますので、それらにより、今後も安定したサービスの提供体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員　昨年度に策定した第９期の介護保険計画に当たってのアンケートでは、５番目のところの、日常生活でのあなたと周りの人の助け合いについて、手助けしてほしいことで最も高い割合だったのは除雪で37.9％です。次いで、災害時の手助け、誘導などが16.9％であったとなっています。

次に、第７期からのアンケートの推移状況を見る

と、手助けしてほしいという方は、７期が24％、８期が17％、そして、９期が37.9％と急激に増えています。

また、手助けできるという方は、７期が24％、８期が26％、９期が16％と急激に減っている状況です。これが現実ではないでしょうか。

介護保険事業計画の冒頭、水谷市長は超高齢社会における課題等を踏まえ、高齢者の方々が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、生き生きと暮らすことのできる地域づくりを目指すと言っております。

この計画に沿った除雪体制になっていないのではないかと思います。計画にずれがあると思いますが、そのずれをどう改善していこうと考えているのか、伺います。

○結城慎二健康福祉部長　高齢者等の事業計画の関係ですので、私から御答弁をさせていただきますが、介護保険事業計画に沿った除雪計画・体制につきまして、第９期の計画は、高齢者が健康で生きがいを持って、生き生きと安心して暮らせる地域社会づくりを基本理念に、令和６年３月に策定しております。

その計画に基づく具体的な施策として、先ほど申し上げました、高齢者等除雪サービスがありまして、利用者等の計画を掲載しているところです。

令和６年度の除雪サービス実利用世帯数は、計画275世帯に対し、実績271世帯と、おおむね計画どおりの利用実績となっております。

また、町内会の受託数については、計画20団体に対し、実績17団体と達成はできておりませんが、シルバー人材センターの会員、民間事業者も含めた除雪体制により、必要な世帯へ除雪サービスは提供されているものと考えております。

○村椿敏章議員　除雪サービスは維持できているという回答です。

実際にはもっと多いのだろうなと思っているところです。そうした中で、高齢者除雪の状況について伺います。

毎年少しずつですが、多くなってきた状況があると思います。高齢者除雪の申込状況の推移について伺います。

○結城慎二健康福祉部長　高齢者除雪申込みの推移についてですが、この除雪サービスは申込みを頂き、要件等を確認した後、登録決定を行っておりますので、申込件数と登録件数はほぼ同数になっております。

登録世帯数は、令和２年度296世帯、令和３年度325世帯、令和４年度349世帯、令和５年度348世帯、令和６年度344世帯となっています。

一方で、実際に利用した世帯数は、令和２年度236世帯、令和３年度275世帯、令和４年度263世帯、令和５年度298世帯、令和６年度271世帯となっており、登録世帯数と乖離している状況にございます。

○村椿敏章議員　今の答弁でいくと、令和６年度までの申込件数ということですけれども、令和７年度の申込件数は何件あったのか、そして、登録件数が何件あったのか、伺いたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長　先ほど申し上げましたとおり、申込件数と登録件数はほぼ同数ですので、登録件数で申し上げますと、今年度は352世帯です。

○村椿敏章議員　今の答弁でいくと、かなり、昨年度が271の登録件数でいいのですか。もう一度お願いします。

○結城慎二健康福祉部長　令和６年度の登録件数は344世帯です。実際に利用した世帯が271世帯です。

先ほど申し上げました今年度の登録件数が、352世帯です。利用実績はまだこれから動きますので、お答えできませんが、352世帯は登録件数です。

○村椿敏章議員　失礼いたしました。

その352世帯の中で、新規に申込みをされた方は何件あったのか、伺いたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長　申し訳ありません。今、手元にその資料はございません。

○村椿敏章議員　新規で申し込まれた方が多いという話をちょっと聞いていたものですから、質問させてもらいましたけれども、この高齢者除雪はこれからも多くなるだろうと思います。

その体制を維持するための取組について、伺いたいと思います。

また、さらに強化する必要があると思いますが、強化策について検討されているのか、伺います。

○結城慎二健康福祉部長　繰り返しの答弁になって大変恐縮ですが、令和６年度はシルバー人材センターの会員、民間事業者９社、町内会17団体により、除雪が困難な高齢者世帯などの除雪を行っております。

引き続き、町内会への周知などによりまして、除雪を実施していただける町内会の増加を図るとともに、新たな事業者から参入可能であるとの連絡も頂いておりますので、それらによりまして、今後も安定したサービスの提供体制の構築に努めてまいりま

す。

○村椿敏章議員　そういう取組をどんどん進めているというのは理解します。

これからも高齢者の除雪の件数が増えることは、当然、想定されますので、そうした体制の維持、体制をつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○永本浩子副議長　村椿議員の質問の途中でありますけれども、ここで申し上げます。

やがて定刻となりますが、まだ時間を要しますことから、会議時間を延長しますので、御了承願います。

○村椿敏章議員　次に、除雪体制の状況について伺います。

まず、間口除雪を応援するという意味で、公園を間口除雪の雪置場にする取組ですけれども、この取組は広がっているのか、伺います。

また、個人の空き地を雪置場として活用させてくださいという取組については広がっているのか、伺います。

○立花学建設港湾部長　公園の雪置場の取組についてでありますが、令和５年度からモデル事業として開始したところですけれども、令和５年度７公園、令和６年度５公園、合わせて12公園を雪置場として活用していただいております。

今年度においては、今のところ、公園の利用希望はありません。

個人の空き地の活用につきましては、これまで幾つかの問合せがありましたが、現在のところ、活用する個人空き地はない状況です。

引き続き事業内容を周知し、活用に結びつけていきたいと考えているところです。

○村椿敏章議員　今の公園の件数ですけれども、令和５年度が７で、令和６年度が５。これに同じ公園の数が含まれてはいないのですか。

○立花学建設港湾部長　令和５年度に活用していただいた７公園に加えて、令和６年度は５公園が新たに加わったということで、合わせて12公園を、現在、活用していただいているということです。

○村椿敏章議員　そういう意味ですね。わかりました。

12公園利用されているということで、さらに公園の数を増やしていただきたいと思います。市もしっかりと町内会の方々に周知をしていただいて、増やしてほしいと思います。

次に、オペレーターの高齢化の課題があります。オペレーターの年齢と人数について伺います。

そして、高齢化の問題が改善されているのか、伺います。

さらに、取組について伺いたいと思います。

○立花学建設港湾部長　民間業者の借上車両のオペレーターの人数についてでありますが、今年度の体制では50名のオペレーターがおり、業者の撤退などがございましたが、令和３年度の担い手の人数52名の体制から若干少なくなっている状況です。

年齢構成は、40代以下が11名、50代が22名、60代以上が17名となっており、60代以上の方に代わって50代の方が増加傾向にある状況です。

将来的には、担い手不足と高齢化が懸念されるのではないかと考えております。

道路管理協同組合加盟事業者への取組といたしましては、就労者支援に関する補助制度の説明や、外国人就労者の活用の可能性などの聞き取りを行っているほか、除雪の担い手に関するアンケートの実施、除雪に携わる各事業者や機械を所有する事業者に対して、組合参画の可能性について聞き取りを行っているところです。

○村椿敏章議員　入れ替わりも結構あるのだろうなと受け取らせていただきました。

ただ、50代の方が少し増えたというところでしょうけれども、40代の方も11名しかいない。そういう意味では、まだまだ危機的な状況なのかなと思います。さらにこのオペレーター人材確保のために力を尽くしていただきたいと思います。

次に、これまでアンケートなどもされていると思いますけれども、それ以外にもオペレーターの人材確保のために、事業者を訪問し、依頼しているということも答弁にあったところです。

これまで訪問してきた状況について伺います。

そして、協議の中でどのような課題が出てきているのか、伺います。

○立花学建設港湾部長　事業者との協議内容、課題についてですけれども、公共施設の除雪業者や建設業、水道業者など、八つの事業者と除雪業務への参画の可能性について協議を行っております。

事業者からは、道路除雪に参画するには車両の取得、本業との併用、時間的制約などの課題が挙がっているところです。

一方で、公共施設の除雪事業者からは、従業員を通年雇用しているため、公共施設除雪の拡大や除雪

サービス事業への参画の可能性について、前向きな事業者がいることがわかってきたところです。

このような事業者をどのように除雪業務につなげていくことができるか、検討を進めているところです。

○村椿敏章議員　そうした取組の中でいろいろな課題が出てきて、その課題を一つ一つ解決していっていただきたいと思います。

本当に高齢化が進む中で、大変な除雪体制を維持していくかというところだと思います。

初めに私は高齢者が安心して暮らせる地域づくりということで質問してきましたが、本当に高齢化が進んでいて、今まで頑張って除雪してきた高齢者もできなくなっている状況が、様々なところから聞こえてきております。

そこははっきりしてきておりますので、今までも除雪体制の強化に向けてということで答弁されてきたと思いますけれども、さらに検討していただきたいと思います。

そうした強化をしていく計画、これまでも質問していますが、そういう計画をつくる予定はありますか。

○立花学建設港湾部長　高齢者除雪サービスに関する今後の見込み、あるいは、体制の強化につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりです。

○村椿敏章議員　高齢者が安心してという部分ですから、そういう回答になるということですね。理解しました。

次の質問に移ります。

次は、広域ごみ処理について伺います。

一つ目に、中間処理施設の内容についてです。

これまでの経過として、昨年７月に市長町長会議で、中間処理施設はメタンコンバインド方式で決定したという報告がありました。

それに対して、私たち議員は、施設の規模も金額も幅があり、案が出されても、よいか悪いかも判断できず、早急に見積書の金額を出すように求めていた経過があります。

そうした中で、建設予定地のボーリング調査が夏に行われ、さらに掘削調査をした結果、産業廃棄物が出てきて、北海道と協議したところ、産業廃棄物の処理をするように求められたため、昨年12月に建設位置は白紙撤回となりました。

結果的に、１市５町で進めてきたこれまでの計画書の作成や調査費など、8,900万円の税金が無駄となりました。

さらに、その後、建設位置の再検討が行われ、美幌町が建設予定地になったと報告され、今年７月の文教民生委員会では、施設はメタンコンバインド方式ではなく焼却方式で、大きさは１日50トンのごみを燃やす焼却炉とし、工事費は122億円とのことでした。

環境省は地球温暖化を考え、二酸化炭素の排出量の少ないものを勧めています。ですから、焼却炉はできるだけ小さな物を造るように勧めています。

その意味では、当然、１市５町の生ごみを燃やすのか、堆肥化するのか、検討したと思います。

７月の文教民生委員会の資料、課題と求められる対応では、生ごみ処理の課題の検討という欄で、網走市・斜里町・小清水町・大空町は生ごみを堆肥化しているが、一定レベルの堆肥化率の維持、堆肥提供先の安定確保の困難性が課題だとしています。

課題の対応と脱炭素につながる処理について、検討が必要であるとしています。

その検討した結果について、伺いたいと思います。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　御案内の課題と求められる対応において、構成自治体共通の認識として、高齢化によるごみ分別負担への対応と、廃棄物従事者の人材・人手不足の顕在化傾向への確保方策が必要としたところです。

また、生ごみ処理の課題として、一定レベルの堆肥化率の維持と堆肥の行き先の安定確保を続けていくことも課題としております。

分別の簡素化・集約化が、高齢化によるごみ分別負担への対応、収集作業員・収集車両の少数化対応にもつながり、人手不足の対応になるとの考えから、焼却処理となるときからは、可燃ごみの中に生ごみを入れることとしたところです。

脱炭素への対応については、焼却施設で発生する熱等のエネルギーを有効活用して、化石燃料の使用削減を図るもので、一般的に発電による電気利用が可能な１日の処理量が70トン以上の焼却規模の施設でなくても、可能な限り熱等のエネルギー利用が図れるよう、事業者選定に当たっては、メーカー提案を取り入れるなどを考えているところです。

○村椿敏章議員　今の御答弁では、高齢化による分別の負担の対応と、その分別の数を減らしたいというのが理由の一つ。

そして、もう一つは、収集作業員の確保、要は働く人たちが少なくなるという部分で、生ごみは堆肥

化をやめて燃やそうという判断に至ったのでしょうけれども、それはそれとしての問題、課題があると。

ただ、この生ごみの処理について、網走市の生ごみの堆肥化というのは、８割が堆肥化されていて、非常にうまく進んでいると思います。

ここは網走市民も感じているでしょうし、そういう面からいくと、先ほどの課題の解決とは別に、堆肥化ができていないというわけではないですから、そういう意味で、今回、生ごみを燃やすという考えになったのは、私として、または市民の中でも、理解できないのではないのかなと思います。

収集作業員の確保などについて、この問題は前からあったと思います。これまで作業員の確保について、どのような取組をしてきたのか、伺いたいと思います。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　収集運搬作業につきましては、民間に委託しておりますので、民間事業者で手を尽くしてやっていただいているところです。

○村椿敏章議員　私もこの部分については、これまでも何か回答があったような気がしたのですけれども、例えば週休２日制の体制を取るとか、要は働く人が働きたくなる環境をつくり上げるようなことも必要だと思います。

そういうことも事業者から提案があったと思うのですけれども、そういう提案はあったか、なかったか。そして、それに対してどういう対応をしてきたのか、伺いたいと思います。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　今、ごみの収集につきましては、月曜日から土曜日まで行っているところでありますけれども、なかなか働く方にとって、これから働く方にとって、どうしても土日が休みでないとという意見があるのは伺っています。

そうしたことからも、土曜日の収集をというところはありますけれども、収集につきましても、そこの部分をなくすと、ほかのところに負荷がかかる。

どういう負荷がかかるのか、どういう体制でいけるのか、そういったところも見極めつつ、また、広域になって分別の変わるところもありますので、変わるタイミングを何度もすると、なかなか混乱が生じますので、そういったタイミングを見ながら、収集体制についても検討していくというふうにしております。

○村椿敏章議員　生ごみも合わせて集めるのではなく、堆肥化するための今までの体制を取れるような検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　今後、総合的に判断していきたいと考えております。

○村椿敏章議員　総合的に判断するということですけれども、今の生ごみの堆肥化は十分進んでいますから、ぜひしっかり検討してほしいと思います。

もう一つは、高齢化の分別の負担の対応についてです。

これについて、現在、生ごみの分別はしっかりとできていると思います。それができなくなるからというのであれば、そのときにごみを燃やすような判断というのも考えられるのではないのかなと思います。

今はできていますから、今は集めて、そして、堆肥化するほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　一部分ができているからというところではなくて、先ほど申し上げたように、総合的に課題もあり、これから高齢化率もまたさらに上がっていくというところもありますので、そういったところから分別の集約を考えたところです。

○村椿敏章議員　将来できなくなるだろうということなのでしょうけれども、最初にちょっとお話させてもらった、なるべく焼却場は小さくすることが大切だと思います。

二酸化炭素の排出も少なくて済みますし、工事費自体も少なくできると思います。

そして、これから人口減少が進んで、ごみの量は減ります。

最初は全連続運転という形にしようと考えていると思いますが、ごみが減れば、準連続運転、さらにバッチ運転と、ほかのまちではそのような形になっていっている状況があります。

それは、これから網走市も、この１市５町の斜網地区も、同じ状況をたどるのではないかと思います。ですから、その分、燃焼効率はさらに悪くなります。

最初にできるだけ小さい焼却炉を造るということは、当然、検討しなければならないわけですが、そこの一番検討しなければならないというところで、これまでも進めてきたのだと思いますけれども、そして、また、網走市で６トンが堆肥化されているのが生ごみですから、市民は、これまで分ければ資源になる、ごみは減らせるというのが実感だったと思

います。

そして、生ごみの分別は簡単で、市民の協力率はかなり高い状況です。堆肥化できて、有効活用ができて、とてもいい施策だと思います。

いいことは、やはり続けたほうがいいと思います。これまで網走市が進めてきた堆肥化は、まさにこれから生かされるときだと思います。

しかし、先ほども言っていますが、生ごみを堆肥化した場合と燃やした場合の検討資料が、いまだに市民に示されておりません。

なぜ市民に対して資料を出して、市民的な議論をしないのか、何か不都合なことがあるのか、伺います。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　先ほど答弁をいたしましたけれども、分別の簡素化・集約化が課題と捉え、高齢化によるごみの分別負担への対応、収集作業員・収集車両の少数化対応にもつながり、人手不足の対応となるとの考えから、焼却処理となるときからは、可燃ごみの中に生ごみを入れることとしたところです。

また、８月から９月に市内９か所で開催したまちづくりふれあい懇談会において、広域のごみ処理について御説明をしており、供用開始後の家庭ごみ分別収集体制案の説明の中で、現在の生ごみは埋立てごみの中の可燃ごみと紙おむつと合わせ、燃やせるごみに変更となり、処理方法については焼却処理とする御説明をさせていただいているところです。

○村椿敏章議員　そういう説明もしてきたということですけれども、説明会、そして、まち懇などで説明されているということも十分承知はしておりますが、やはり、これは全市民に知らせる必要があると思います。その懇談会に来てくれた方だけに説明するのではなくて。

市民の皆さんが本当にみんな燃やしてしまうというふうに感じているかと言ったら、その辺はまだまだ感じていないのではないのかなと思います。

今後、そうした市民的にも理解を得られるようなことをやっていく必要があると思うのですけれども、それについての検討をしたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　これまでも広域化で進めてきたごみ処理につきましては、議会、また、市の広報、まちづくり住民懇談会などで御説明をしておりますので、引き続きそのような御説明をしていきたいと考えております。

○村椿敏章議員　引き続きというのは、これまでもやってきているから、これ以上は市民全体に知らせることはしないということですか。

そうではなくて、市民に知らせていこうとしていますという話ですね。もう一度お願いします。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　これまでも決まったことを、節目のところで御説明させていただいていますので、そのことについては、引き続き同じようなことをやっていきたいと考えております。

○村椿敏章議員　引き続きの方法ですけれども、まち懇とかだけではなくて、全市民にしっかりと示していく必要があると思います。

それと、先ほど言っていた、検討した内容、生ごみを燃やした場合と燃やさなかった場合の工事費がどういう形になるのか、そして、ＣＯ２の発生がどれほど変わるのか、また、維持管理費がどのように変わっていくのかなどという資料は、これまでも出されていません。私たちにも出されていない。

ですから、そこはしっかりと示すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　前回の協議会で、約50トンで計画をしているということで、まだ約というところがついておりますので、内容については調整中で、方針が決まりましたら、御説明させていただくというふうになっております。

資料をそろえて、また、所管の委員会で資料要求があれば、そういったところも含めて、御説明をしていきたいと考えております。

○村椿敏章議員　検討した資料も示して説明していきたいよということはわかりました。

ただ、いつ頃までに検討した資料は出てくるものなのでしょうか。来年４月には立ち上げようという話をしていますから、ずるずると引き伸ばされてしまっては、こちらも対応できないと思います。

いつ頃までにそういう資料は出てくる予定なのでしょうか。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　４月というのは組合を立ち上げる段階でありますので、そこまでではなく、資料の準備ができましたら、早急に御説明をしていきたいと考えております。

○村椿敏章議員　その示す時期については、今は示せないということですかね。

ある程度、もうできてきていると思います。ごみの量もほぼ決まってきているのではないのかなと思うのですけれども、そういった意味では、早急に出

したほうがいいかなと思うのですけれども、いかがですか。

○田邊雄三廃棄物広域化推進室長　資料ができているところもあるのですが、庁内で調整をするところもありますので、また、１市５町でやっているところもありますので、そういった状況が整ったらということで、ただ、そこまで時間をかけてもいられませんので、そこは早急にしたいという考えです。

○村椿敏章議員　１市５町のこともあるとは思います。しかし、網走市は網走市の市民の理解を求めなければならないと思います。

ほかの町との協議がありますから、網走も一緒に燃やすなどということはないと思います。なぜなら、網走市は堆肥化がうまくいっているからです。ここは間違えないでほしいと思います。

次の質問に移ります。

本議会で、一部事務組合の設立に向けた規約案が出されていますが、その内容については、今回、文教民生委員会でも審査されてきたところです。

私としては、もう少し深掘りさせていただきたいと思っております。

○永本浩子副議長　暫時休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時30分再開

○永本浩子副議長　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○村椿敏章議員　先ほど規約について若干触れようかと思ったのですけれども、そこは委員会で審査しているので、これ以上、規約のことについてはしないでおきます。

もう一つ、ちょっと聞きたいことがあったのは、先ほどの検討した資料については、これから示していくよということだと思います。

ですから、それを早めに示して、そして、議論できるようにしてもらいたいと思います。

議員の方々、委員会の方々も待っていると思いますし、市民の方々も、とにかくここはしっかり出してくれという声がありますから、それを受け止めていただきたいと思います。

もう一つ聞きたかったのは、先ほどの網走だけで６トン減らせば、私たちが計算したところでは網走市の負担率42％あったのが34％くらいまで減るような数字ですよね。

実際、燃やす量も50トンから44トンに減ることになりますから、その分だけでも、非常に建設費も落ちる。

さらに、１トン当たりの交付金の額、１トン当たり1.34億トンから1.54億トンに増えますから、当然、交付金の部分も増える形になります。

そこはしっかりと示していただきたいと思います。質問しようと思いましたけれども、やめました。そこをちゃんと示して議論するよう、求めます。

次の質問に移ります。

市長交際費についてです。

古都議員もされておりました。私もこれを出した手前、質問しなければならない部分があります。

公表については、市長からも検討しますよという回答を頂きました。そういう面では一歩進んだのかなと思っております。

私の質問の内容は、まず一つ、９月の議会で、市長交際費を全道34市のうち29市が公開していますよと、網走市はなぜ公開しないのですかと質問したところ、市長には企業誘致に係る市長自らのトップセールスや交渉事が含まれているため、詳細を明らかにすることは、市政運営上、適当ではないと考え、公表していないという答弁でした。

まず、聞きたいのは、企業誘致に係る市長自らのトップセールスという案件は何件あったのか、伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　市長のトップセールスの訪問先は、誘致企業、合宿企業、イベント協賛企業、観光・交通企業、医療など、当市と関わりのある企業に加え、今後、さらに連携を深めたい、あるいは、新たに進出を期待する企業などです。

市長の出張は複数業務を兼ねておりますので、正確な数字は把握しておりませんが、年間で30件程度、５年間の訪問件数は150件を超えるものと捉えております。

○村椿敏章議員　かなりの件数に行っているということがわかりました。

次にお聞きします。

香典として支出した案件が、令和６年度では32件あり、支出額は32万6,500円でした。

香典を渡した相手の名前は全て黒塗りでした。なぜ黒塗りなのかを伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　情報公開条例の規定に基づき、特定の個人を識別できる情報を不開示としたものです。

○村椿敏章議員　では、市長交際費から支出された

香典は、水谷市長個人からの香典ではなく、市民を代表しての香典という認識でよろしいですか。

○秋葉孝博企画総務部長　交際費の支出は、香典に限らず、網走市長として支出したものです。

○村椿敏章議員　先ほども古都議員が言っていましたが、市民を代表して、香典として公金を出すわけですね。その届ける上で、どのような個人が対象になっているのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　先ほどもお答えしておりますが、繰り返させていただきます。

現職か否かを問わず、国会議員、地方自治体の長、道議会議員、市議会議員、市職員のほか、公平委員、教育委員、農業委員、選挙管理委員などの各種委員、区長、消防団長、文化賞受賞者など、こうした方々の御本人、または御親族を対象に支出しております。

○村椿敏章議員　先ほども頂いていました。すみません。

それで、９月の一般質問でも質問しましたけれども、改めて確認したいのですが、網走市では市長交際費を支出する際の支出基準といったルールを条例などで設けていますか。

○秋葉孝博企画総務部長　交際費の支出につきましては、過去の事例や判例実例、そうしたもので判断をしているという答弁を、これまでさせていただいております。

交際費は、地方自治法施行規則第15条に定める歳出予算に係る節の区分の一つであります。

対外的に活動する地方公共団体の長、その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部と交際上、要する経費とされております。

幾つか判例を挙げさせていただきますと、最高裁の判例では、普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、事務を遂行し、対外的折衝等を行う過程において、長またはその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともに、その際に祝い金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上の儀礼の範囲で、事務に随伴するものとして許容される。こうしたものがあります。

このほか、地方公共団体の予算に基づき支出され、市を代表して行っているものは、公職選挙法199条の２第２項の寄附に該当しないとした地裁の判例、国や他の地方公共団体等に対する公費接待が可能か否かについては、社会通念により許容されている範囲の接待を交際費で行うことは、社会通念上、相当と認められるとした東京高裁の判例、こうしたものが様々ありますので、こうしたものを参考に判断しているところです。

○村椿敏章議員　そうした判例などを参考にしているということですね。

では、確認しますが、令和６年度の市長交際費支出内訳に記される香典は、どのような基準に沿って支出したのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長　答弁の繰り返しになりますけれども、現職か否かを問わず、国会議員、地方自治体の長、道議会議員、市議会議員、市職員のほか、公平委員、教育委員、農業委員、選挙管理委員などの各種委員、区長、消防団長、文化賞受賞者など、こうした方々の御本人、または御親族を対象としております。

○村椿敏章議員　相手がどういう方かというところで支出しているということですね。理解しました。

次、監査事務局にお聞きしたいと思います。

９月の一般質問で、市長交際費は監査の対象にならないのかと尋ねました。

答弁では、監査は適法性の観点から行っているとの答弁でした。

使途については、全国都市監査委員会の市長交際費については、経費の性質に鑑み、内容に立ち入って監査することは適当でないとの見解を示した上で、網走市としては、市長交際費の支出内容については監査していないという回答でした。

監査では内容について監査していませんよということですが、改めて確認しますが、網走市の監査では、今後も市長交際費の支出内容を監査対象としない考えでよろしいでしょうか。

○高橋勉監査事務局長　本年９月の第３回定例会において御答弁申し上げましたとおり、全国都市監査委員会や国（総務省）より見解が示されておりますことから、今後においても支出の内容に関わる監査を行う考えはございません。

○村椿敏章議員　これからも内容については監査しないということですけれども、今回、市長から、交際費の公開に向けて検討するという御答弁がありました。

さらに、先ほど言っていた基準をつくっていく方向も必要だと思います。

そうした意味でも、監査委員が内容について監査すべきだと私は思います。

監査委員には議会選出の議員もいらっしゃいます。

議会選出の小田部議員の見解を伺いたいと思います。

○永本浩子副議長　暫時休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後５時02分再開

○永本浩子副議長　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

先ほどの村椿議員から監査委員である小田部議員への質問ですけれども、小田部議員は答弁者ではありませんので、今の質問を取り下げていただきたいと思いますが、村椿議員、いかがでしょうか。

○村椿敏章議員　大変申し訳ありませんでした。その質問は取り下げさせていただきます。

市長交際費については、市長も前向きな答弁をしていただいたので、これからもぜひ透明な網走市政を見ていただくということで、引き続きお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、食品工場の火災についてです。

これは先ほど深津議員も古都議員も質問していて、かなり重複するところがありますので、簡単に、短めにさせていただきたいと思います。

去る11月９日、知床工場から出火し、工場が全焼しました。網走消防署は必死の消火に当たりました。

現在、工場で働く従業員は300人以上いると聞きます。これからどうなるのか、不安を抱えています。

また、鶏を飼う鶏舎の従業員、鶏の搬送部の従業員、関連する企業などがあり、関係する従業員も含めると、500人以上いると聞きます。

ホワイトファームは11月17日に、工場の従業員に対して説明会を開いたということです。

そして、工場の再開までには２年以上かかるのではないかと言われています。

網走と日本ハムの関係は、系列会社の北海ミートが1982年に進出を決めたところから始まります。

その３年後に安藤市長と松井議長が日本ハムにブロイラー工場の網走進出を要請しています。

そして、85年６月に誘致が決まり、飼育実験鶏舎の建設が始まります。

1986年にはブロイラー工場の進出が正式に決定し、従業員は250名。地元採用と発表されております。

11農場の建設、1987年にはブロイラー食品工場が完成しております。

その後、38年間、多くの網走市民がブロイラー食品工場で働き、熟練の従業員の下で知床どりのブランドをつくり上げてきたものと思います。

こうした日本ハムとの関係を踏まえて質問いたします。

一つは、火災が発生しましたが、その火事の出火原因は何だったのか、わかる範囲でよろしいです。お聞きします。

○北村幸彦観光商工部長　火災の出火原因についてですが、警察・消防が現場検証を行ったものの、出火原因は明確になっていないと伺っております。

○村椿敏章議員　わかりました。

次に、食品工場の再開に向けて、どう考えていらっしゃるのかということも、先ほども御答弁がありましたが、工場や農場の機械の修繕、そして、車などの修繕、燃料や資材などに関わる事業者への影響が大変大きいと思います。

そうした意味でも、影響についてしっかりと調べるべきであると思います。

そして、事業者から影響を聞き取り、市の経済にどれほど影響があるか、調査する必要があると思います。

先ほどの御答弁では、まだその辺までは行っていないのかなというふうに受け取りました。

ここについて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○北村幸彦観光商工部長　今回の火災に伴いまして、関連事業者を含めた状況や影響に関する把握につきましても、日本ホワイトファームと連携しまして、情報共有しながら、商工会議所や金融機関をはじめとする関係機関と共に連携して、把握に取り組んでまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員　ぜひしっかり情報交換して、進めていただきたいと思います。

今回の火事の影響は、網走市の経済にとって大変大きな影響があると思います。何年後に再開できるか、不透明な状況があると思います。

誘致をしてきた経緯や、そして、市民や事業者への影響が大きいことから、再開を求めていかなければならないのではないでしょうか。

市長にお聞きします。

ホワイトファームの親会社である日本ハムを訪問し、食品工場の再開を求めていただきたいと思

います。市長の御見解を伺います。

○北村幸彦観光商工部長　工場再開に向けてというお話ですが、事業主体である日本ホワイトファームの工場再建に向けた今後の方針を注視しながらとはなりますが、網走市にとって欠くことのできない事業者であることは言うまでもありません。

　被災から復興に向け、いかにその時間軸を短くするかが何より肝要と思うところですので、サプライチェーンの再構築を求めてまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員　工場の再開をぜひ求めていただきたいということを最後に申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

　ありがとうございます。

○永本浩子副議長　ここで、お諮りいたします。

　本日の議事日程であります一般質問は、まだ終了しておりませんが、本日はこの程度とし、明日、一般質問を続行することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

　異議がありませんので、本日はこれをもって延会といたします。

　再会は、明日午前10時といたしますから、参集願います。

　御苦労さまでした。

午後５時10分延会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長　　松　浦　敏　司

網走市議会副議長　　永　本　浩　子

署名議員　　立　崎　聡　一

署名議員　　山　田　庫司郎

１２月１０日　（水曜日）　第　４　号

令和７年第４回定例会

網 走 市 議 会 会 議 録 第 ４ 日

令和７年 12 月 10 日（水曜日）

○議事日程第４号

令和７年12月10日午前10時00分開議

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 （平賀議員、栗田議員）

○出席議員（１５名）

石 垣 直 樹	
井 戸 達 也	
小田部 照	
金 兵 智 則	
栗 田 政 男	
里 見 哲 也	
立 崎 聡 一	
永 本 浩 子	
平 賀 貴 幸	
深 津 晴 江	
古 田 純 也	
古 都 宣 裕	
松 浦 敏 司	
村 椿 敏 章	
山 田 庫司郎	

○欠席議員（１名）

澤 谷 淳 子

○説明のため出席した者

市長	水 谷 洋 一
副市長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
市民環境部長	田 邊 雄 三
健康福祉部長	結 城 慎 二
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
観光商工部長	北 村 幸 彦
建設港湾部長	立 花 学
市民環境部次長	寺 口 貴 広
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	日 野 智 康
財政課長	小 西 正 敏
税務課長	稲 垣 一 寿
生活環境課参事	八百坂 則 勝
健康推進課長	坂 上 貴 幸
健康推進課参事	今 野 多賀子
社会福祉部長	清 杉 利 明
農林部長	古 田 孝 仁
農林水産部参事	江 口 優 一
商工労働課長	中 村 幸 平
観光商工部参事	鈴 木 崇 之
都市整備課長	村 上 雅 彦
・・・

○松浦敏司議長　日程第１、一般質問を続行いたします。平賀貴幸議員。

○平賀貴幸議員　－登壇－　網走市議会議員の平賀貴幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入りますが、最初に、12月８日の深夜に起こった青森沖での地震で、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、対応に当たられた関係者の皆様に敬意と感謝をお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

そして、初めてとなる北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、今後、１週間程度は、確率は１％ほどと決して高くはありませんが、巨大地震発生の確率が高まるとのことであります。

何事もないことを祈りつつ、必要な準備を最低限しておきたいと思うところです。

さて、網走市のまちづくりについて、何点か伺ってまいります。

最初に、網走市で長年貢献してきた企業において、11月９日午前４時20分に、大規模な火災が発生いたしました。

罹災された日本ホワイトファームには、心よりお見舞いを申し上げるとともに、早期の事業再開を心から願っております。

実は、亡くなった母が元気な間は、長年、勤めておった職場でもございまして、大変お世話になった記憶がございます。子供の頃からの関わりもあったものですから、個人的にも思い入れの強い企業の一つになります。

まずは、この火災についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

経済面、雇用面、網走市の財政面など、影響は大きなものだと考えます。網走市として、支援策を含めた対応、これは企業側に対してはもちろん、連鎖的な影響を受けかねない取引先、さらには、それらで働いていた労働者に対する支援策も必要になると考えられます。

まず、これらに対する水谷市長の基本的な認識と見解を伺いたいと思います。

○水谷洋一市長　平賀議員の御質問にお答えをしたいと存じます。

昨日、深津議員に対しましても、冒頭で申し上げたところですが、このたびの日本ホワイトファーム株式会社の火災に対しまして、この場を借りて改めてお見舞いを申し上げたく存じます。

発災の翌日に事業所を訪問させていただき、私自身、会社側の社長を含めた経営者層と数回にわたる協議も行ってきたところです。

その後、現場レベルでの情報共有をしながら、対応させていただいています。

工場を取り巻く全ての環境に影響があるものと考えておりますことから、１日も早い復興に向け、被災された会社の皆様と協議をしながら、取り組んでまいりたいと思います。

また、昨日、北村部長からも答弁をしているところですが、被災から復興に向けて、いかにその時間軸を短くするかということで、現在、対応・協議をしています。

サプライチェーンの１日も早い復興を、会社と共に取り組んでまいりたいと思っております。

○平賀貴幸議員　改めて市長からの見解を伺いました。

昨日も複数の議員から御質問がありましたので、ダブるところは可能な限り割愛しながらやっていきたいと思います。

罹災した企業の経済的な損失、また、取引のあった網走市内の企業への影響についての推測を伺おうと思っていましたが、これについては、なかなか現状では難しいという昨日の答弁がありましたので、割愛させていただき、次の質問に進みます。

同じく雇用の影響、それから、取引のあった企業への雇用の影響についても、現時点ではなかなか推しはかるのが難しいということでしたので、こちらも割愛させていただきます。

また、網走市への財政的な影響がどのくらいと試算されるのか、それから、罹災した企業及び取引のあった網走市内の企業のそれぞれの試算についてどのようになるのか、昨日もちょっと答弁がありましたけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　税収の影響についてでありますが、現時点では固定資産税に影響があるものと認識しております。

影響額につきましては、企業の税情報となりますので、具体的な金額はお示しできません。

また、取引先など、関連する企業・個人にも影響が及ぶものと認識をしておりますが、現状、市税への影響を把握することは困難ですので、その旨、御理解頂きたいと思います。

○平賀貴幸議員　現状では困難、しかしながら、確実に影響はあるということが、答弁から推しはかれ

るわけであります。

罹災した企業、それから、取引のあった企業、市内の企業に対する支援策も、やはり検討しなければいけないのだと思います。

現在の網走市には各種支援制度が様々ありますが、それらを総動員すること、そして、新たな取組も検討する必要があると思いますけれども、考え方を明らかにされたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　罹災されました企業及び取引先企業に対する支援についてでありますが、当該工場におきましては、食肉のサプライチェーンが失われたところであり、工場を取り巻く全ての環境に影響があると考えておりますので、今後の方針を注視しながらとはなりますが、日本ホワイトファームと協議しながら、復興とサプライチェーンの再構築に向け、行政としての取組を進めてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員　現状では、これというのをまだ示せないけれども、何らかのことは検討していただけるということでしたので、状況を見守ろうと思います。

昨日も雇用面での対策が必要だというお話が各議員からありました。私もそこは全く同感ですが、１点だけ、網走市にも臨時対応窓口、相談窓口、ハローワークを中心としつつも、必要だと思っています。

特に、年末年始に必要ではないかというふうにも考えておりますけれども、改めてその辺の考え方を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　臨時対応や相談窓口の設置についてでありますが、既に昨日もお答えしておりますけれども、ハローワークや北海道振興局とも連携しまして、状況に即して体制を準備できるように執り進めているところです。

このほか、当該事業者からの各種相談につきましては、現在、観光商工部が窓口となり、対応しているところです。

議員がお示しになりました、年末年始という話もございますが、雇用面につきましては、現在のところ、解雇という状況ではございませんので、その辺の状況を見た中で、今後、窓口を開設しなければならないときには、早急に対応したいと考えております。

○平賀貴幸議員　状況を適切に判断しながら、ぜひ対応していただきたいと思いますが、年末年始を中心に、こういったことの不安は増大していくと思いますので、御配慮を頂きたいと思います。

次に、罹災した企業においては、廃棄物の処理も課題になると考えております。

どのような種類の物が、どの程度、発生し、それに対する対応はどのように進める考えでしょうか。網走市の見解を伺います。

○田邊雄三市民環境部長　工場火災に伴う建物の瓦礫や機器などの罹災廃棄物のほか、操業停止による鶏や卵の処分に伴う廃棄物も発生するものと把握しております。

いずれも膨大な量に及ぶ見込みであり、また、多くが産業廃棄物に該当することから、北海道などの関係機関と連携し、処分先の確保に向けて協力していくこととしております。

○平賀貴幸議員　１点、確認させていただきますが、網走の廃棄物最終処分場もいろいろな形で逼迫して、様々な対策をしてきているわけですけれども、そこに対する影響等は、現時点ではまだ推しはかれない状況だと理解してよろしいでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長　市の最終処分場につきましては、産業廃棄物を入れられませんので、産業廃棄物事業者に引き取っていただくことになります。

○平賀貴幸議員　そこは確認させていただきました。

今、鶏や卵ということで、特に生体廃棄物の処理については、私も大変心配をしているところです。

量も大変多いと思いますし、一時的に埋めるのか、それとも、焼却処理を含めた対応が必要になるのではないかなと考えますが、現状、網走市にはそのような施設がないと思います。

どのように対応していく考え方なのか、また、それに対して網走市はどのように協力するのか、見解を伺いたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長　事業者において、化製場や産業廃棄物処理業者での処理を既に進めているほか、グループ内の事業所や同業他社への出荷など、様々な対応をされていると伺っております。

市としては、あらゆる可能性を模索し、受入れについての協力要請と、事業者へ紹介・情報提供を行っているところです。

○平賀貴幸議員　そうすると、特段、現状ではここに大きな問題が発生して、困るような事態にはなっていないというふうに、市としては認識されているということでよろしいですか。

○田邊雄三市民環境部長　処分する物が膨大にあることは認識しておりますので、事業者で手を尽くし

ているところ、そして、市としても情報提供できるところはしている状況です。

○平賀貴幸議員　引き続き連携しながら、ここは適切な対応をぜひともお願いしたいと思います。

働いている方の心のケアも、もしかしたら必要な部分になるのかなという気がしておりますが、いろいろと相談に乗りながら、対応頂きたいと思います。

以前も、鶏インフルエンザの被害を受けた市内事業所に対する支援策として提言したことがございますが、ふるさと納税の仕組みを活用したガバメントクラウドファンディングによる支援策です。

今回こそ、規模も大きく、検討する必要があるのではないのかなと思うわけですけれども、見解を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　議員が御提案のガバメントクラウドファンディングについての支援策とのことですが、復興とサプライチェーンの再構築に向けまして、当該事業者の意向を踏まえた上で、行政としての取組を進めてまいりたいと考えております。

被災から復興に向け、いかにその時間軸を短くするかが何より寛容と思うところでありますので、サプライチェーンの再構築を求めてまいりたいと存じております。

○平賀貴幸議員　サプライチェーンの再構築に寄与する形でのガバントクラウドファンディング、できるだけ時間軸を短くするためにも活用できると思いますので、企業ともいろいろと打合せをしながら、情報提供に努めていただきたいと思います。

罹災した企業は事業を再開されるのだというふうに、私は信じておりますが、それを心配する市民の声もありますので伺います。

改めて、今後の見通しについて、見解を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　事業再開への今後の見通しについてですが、昨日来、お話の繰り返しになるかと思います。

当該事業者に対しましては、罹災直後に市長自らお見舞いと状況確認のため、事務所を訪問して以降、密な連携を行いまして、再建に向けた支援についてお話をしているところです。

被災から復興に向けまして、いかに時間軸を短くするかが何より大事だと思っておりますので、サプライチェーンの構築を求めてまいりたいと考えているところです。

○平賀貴幸議員　再開に向けて、少なくとも事業者と市の気持ちは合わさっているのだと、力を合わせる体制はあるのだということを理解させていただきたいと思います。

今回の火災においては、消防団の皆さんをはじめ、消防職員の皆さんには、厳しい状況の中、消火活動に当たっていただき、心から敬意と感謝を改めて申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

大規模な施設のそばに、消火活動に必要となる十分な水源、あるいは、消火栓が不足していたことが、消火活動に影響を及ぼした面もあったというふうに漏れ聞こえてきますけれども、見解を伺いたいと思います。

○松浦敏司議長　暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

平賀議員の質問から。

○平賀貴幸議員　今のような質問をしようと思って通告していたのですけれども、ここは消防議会の議員の皆さんに託したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これも質問ではありませんが、航空自衛隊網走分屯基地にも消防車両がございます。

当日も要請があれば出動の検討ができたと伺っておりますが、要請がないのに出るわけにもなかなかいかないということでもございます。

この機会に改めて第28警戒隊と意見交換を行い、大規模災害の際の協力体制についても話を詰めておく必要があると考えますけれども、この点こそ、消防議会の範囲になりますので、あくまでも意見として申し上げて、次の質問に入ります。

次は、物価高騰対策について伺います。

網走市における市民生活に、物価高騰の影響はどのように及んでいると考えていらっしゃるのか、見解を伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　網走商工会議所による７月から９月期の景気動向調査では、好転企業から悪化企業を差し引いたＤＩ値がマイナス13.3ポイント。

前期に比べ、マイナス0.8ポイントの悪化となり、経営上の課題としては、全業種を通じて諸経費の増加が１位となっております。

また、網走信用金庫による７月から９月期の管内企業業況調査では、網走地区のＤＩ値はマイナス

3.1ポイント。前期に比べて3.2ポイントの改善となっておりますが、経営上の課題としては、仕入れ商品、原材料の値上がりが１位となっております。

このほか、総務省による10月の消費者物価指数は、前年同月比、総合指標では３％の上昇、食糧指数では6.4％の上昇となっております。

物価の高騰は、様々な分野にわたり、影響があるものと認識しております。

○平賀貴幸議員　数字での詳細な答弁がありましたが、こういった状況ですから、物価高騰対策を求める市民の声は少なくないと思っております。

また、お話を伺う中では、コロナの人が出なかったときの状況を超えるくらいの大変な状況にあると感じる、特に人の出が少ない、人流が少ないというふうな声を多数伺うところでありますので、対策が急務だと感じます。

現在、政府の補正予算案が示されております。総合経済対策を見ますと、重点支援地方交付金を拡充するとの記載があります。

プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイントの発行などの記載が見られます。

また、11月の紋別市議会では、おこめ券の配布を早々に議決されたとも伺うところです。

ほかにも、国の補正予算では、０歳から高校三年生までの子供１人当たり所得制限なしで２万円給付する事業、また、直接の消費者支援ではなくて、燃料供給会社に対する支援策でありますけれども、１月から３月まで、平均すると月額にして7,000円程度の負担軽減策が実施されるとの記述も見えたところです。

さらに、国の重点支援交付金の中身を見ていくと、予算的には１世帯当たり１万円分の支援額が交付金計上され、自治体に来るというような中身でありましたし、別途、上乗せ分として、こちらは世帯ではなく１人当たり3,000円分の予算があるとも見ておりました。

こうした予算を活用して、おこめ券に限定した支援策は、国が推奨しても、効率や効果から考えて、私は積極的に評価できないと考えておりますけれども、一方で、網走市はこれまでも国の交付金、それから、ふるさと寄附による基金を活用する形で、積極的に商品券の配布などの支援策を、市民への物価高騰対策として実施してきたところです。

私はこの方式での支援策の実施が望ましいと考えておるところですが、今年度の実施の見通しについて、網走市の見解をお示し頂きたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　政府は11月21日に物価高騰対策や成長投資などを柱とした、総合経済対策を閣議決定しております。

経済対策の規模は、減税を含め、全体で21兆3,000億円、そのうち２兆円が重点支援地方交付金の追加額とされておりますが、現時点で自治体ごとの交付金額は示されておりません。

引き続き情報収集に努め、令和８年度当初予算の編成と併せて、物価高騰対策の補正予算の編成も進めてまいります。

○平賀貴幸議員　把握ができましたら、新年度の予算に合わせてということでありましたが、私としては、皆さん、この冬が非常に厳しい時期ですので、新年度予算の編成を待たずに、できるだけ早い時期に補正予算としての実施を求めたいと思うのですけれども、現状でその考え方は全くないということなのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長　本議会終了後には、当初予算編成のヒアリングを始めてまいります。

その際に、現状としては、国会の成立がいつかというところがあるのですが、今、17日と言われていますが、実際、その動向がどうなるかわからないというのと、おおむねの金額というのは、先ほど議員のお話にありましたが、その計算でいくと、約２億7,000万円程度の交付金ではないかというのは、当然、予測をしております。

私が申し上げたのは、新年度予算と合わせて事業を実施するのではなくて、17日から様々な情報提供がなされると踏まえておりますので、これが整い次第、併せて臨時議会等の開催をお願いするなど、なるべく早く事業については着手したいと考えております。

○平賀貴幸議員　できるだけ早い時期に国の予算も活用しつつ、網走市も経済対策をするという答弁でしたが、先ほど申し上げたように、そこには網走市の基金も上乗せしながら、できるだけ現在の状況に対応できるような工夫をしていく考え方をお持ちだということも、確認させていただきたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　どの程度の規模にするか、どのような内容にするかは、今後の議論、庁内でもまだ整理が終わっておりませんので、現時点で基金を活用するとか、しないとかというのは、私からは答弁できません。

必要な対策について取りまとめたいと考えており

ます。

○平賀貴幸議員　現状ではそこまでの答弁にとどまるのだということも理解させていただきますが、ぜひここは基金の活用も含めた積極的な支援をお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○水谷洋一市長　ありがとうございます。

今、秋葉部長からも御答弁を申し上げましたように、国会で議決をまだ頂いていない、閣議決定されただけで、我々に予算が示されていない中で、お答えをするというのは、なかなか難しいものだという答弁をさせていただいたところであります。

ただ、事前に閣議決定をされている中身がありますので、それに基づいて様々な頭の体操と言いますか、シミュレーションはしておりますけれども、やはり、今、国会で審議していただいていて、足したり引いたりというような議論があるわけでありますから、これはまだよくわからないところも、不透明なところもありますので、秋葉部長が言ったように、今、明快な答弁はできないけれども、物価対策はやっていこうということであります。

それで、その時期はいつなのかという話でありますけれども、直ちに17日に国会が通れば、私たちもこの議会が終了した後に、予算編成の中で、この補正予算についても併せて対応していくことになります。

その際には、議員の皆様方にもお示しをして、議論を頂いて、この対策についてやっていくということになると思いますので、時期がいつになるかというのは、今日の段階では申し上げられませんが、なるべく早く皆様方に御提示できるように努力してまいりたいと思います。

○平賀貴幸議員　市長からの答弁もありましたので、期待しつつ、次の質問に移ります。

続いては、学校給食の無償化についてですが、国政レベルの予算措置の動きがあります。

現状、どのように把握しているのか、網走市としての見解を、まずは確認したいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　学校給食の無償化につきましては、国において対象を小学校とし、来年４月からの実施に向けて検討しています。

現時点では、具体的な制度内容が示されておりません。

11月に閣議決定された総合経済対策では、給食無償化への対応として、給食未実施校における給食施設の整備や、給食費の公会計化などの取組について、先行的に支援するとの記載がありました。

また、昨日のことですが、自民・維新・公明の３党が全国知事会に対し、国と都道府県が必要な財源を半分ずつ負担する仕組みを提案し、これに対し、全国知事会は市町村、町村会とも連携し、３党に対して早期に地方の考え方を示せるよう、検討を進めると回答したというような情報がございます。

また、その仕組みにつきまして、地方負担分は地方交付税制度で措置するようなお話も出ております。

現状としては、このような情報にとどまっておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

○平賀貴幸議員　現在、網走市が独自に行っている給食の無償化は、たしか１億3,000万円ほどの財源が必要になっていると思っておりますが、今の情報による国の予算措置が行われた場合、財政的な影響は網走市にどの程度あるのでしょうか。

また、余裕のできた財源を活用して何か進める考えがあるのかも、併せて伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長　現時点では、具体的な制度内容が示されておりませんので、当市におきまして、どの程度の負担軽減がなされるか、見通せない状況です。

○平賀貴幸議員　現状ではわからないということで、ここはやむを得ないところですが、学校給食の無償化は、本来、国費で全額賄うべきものなのだろうというふうに私は思いますけれども、網走市としての考え方はどのようになっているのか、見解を伺いたいと思います。

○水谷洋一市長　この間の参議院選挙では、各党全てと言っていいくらい、給食の無償化を公約として掲げていたわけであります。

ただ、自治体によって給食というのはばらばらでありまして、やっていないところもあります。お弁当を持たせているところもあります。牛乳だけ出しているところもあります。網走のように完全給食をしているところもあります。とあるまちでは、ハラル対応の給食をやっているところもあります。

様々な給食がある中で、国が無償化をするというのは、全部やるのですかという議論がないまま、選挙公約になっていった。

つまり、今回の総合経済対策では、こう書いているのです。給食の無償化とは書いていない。いわゆる給食の無償化と書いている。

ですから、無償化というのは、国がやると言ったならば、国が全額見るべきだと、平賀議員のおっし

やるとおりでありますけれども、ここに、いわゆる給食の無償化ですから、給食の無償化という旗は下げていただいて、子育て支援の家計を少しでも軽減負担していただくための一部経費補助なのだという立てつけであれば、私たちはすんなりと受け入れられるものでありますけれども、無償化と言われると、これは今まで御家庭から頂いている給食費を負担しなければならない自治体も６割以上いるわけでありますから、やはり、制度設計をしっかりとしていただかないと、各地方自治体は大きな混乱を招くだろうと思います。

一方で、当市におきましては無償化をしておりますので、その方針に変わりはない、その方針を続けてまいるということであります。

○平賀貴幸議員　考え方について、理解をさせていただきました。かなり同感な部分もあります。

本来は国がしっかりやってほしいと思いますので、引き続き地方６団体を通じて、いろいろな形での働きかけをお願いしたいと思います。

次に、網走市のまちづくり全般について、幾つか伺ってまいります。

旧網走市役所の跡地利用についてです。

隣地である警察署の移転が決まっていることから、併せて検討する必要があると考えますし、その期待は大きいものだとも考えます。

跡地活用の見通しについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○立花学建設港湾部長　旧市役所の跡地利用につきましては、これまで網走市都市機能誘導構想検討協議会から国の合同庁舎化の提言を受け、関係機関へ旧市役所跡地に国の合同庁舎を建設していただけるよう、要望を行っているところです。

警察署の跡地利用につきましては、今後、具体的な計画段階において議論されるものと考えております。

現時点で跡地活用の見通しについては、特に示されたものはございません。

○平賀貴幸議員　まだ見えない状況にあるというふうに確認させていただきましたが、できるだけ早くそこが見えてくることを期待するところであります。

次に、網走市役所が４条通りに移転した後も、４条通りａｐｔ．４の空き店舗は少なくない状況にあり、対応策を求める声も多くある状況だと理解しています。

現在、新たな宿泊施設の建設も進んでいる状況があります。働く人の募集がされるなど、動きもいよいよ出てきたなという気もしますが、それ以外は特に目立った動きを感じないなという印象を持っておりますけれども、今後の取組の見通しについて、見解をお示し頂きたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　空き店舗対策に係る今後の見通しについてですが、令和６年度に既存事業を統合・再編しまして、起業・事業展開等支援事業補助金を創設し、活用していただいているところです。

事業を整理される事業者がいる一方、庁舎の移転も一つのきっかけといたしまして、新たな事業を始められる方もいらっしゃると認識しておりますので、引き続き４条通りのみならず、市内での起業・事業展開の取組を支援してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員　積極的にそういったものが進んでくれるといいのですけれども、なかなか進まないなというのが、私の正直な印象でもあります。

空き店舗を含めた遊休不動産の有効活用を促す支援策が、必要な状況だというふうにも考えます。

現在の支援策は、店子として入店する事業者に対する支援策が中心になっておりますが、不動産を整備した上で、新たなテナントを募集する事業者に対する支援策も必要な状況にあるのではないかと思いますし、他の自治体でも、そういった形で店子が入れないような状況になっている遊休不動産を、もう一度、有効活用できるような支援策を導入している自治体もございます。

網走市としてはどのようにお考えなのか、見解を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　テナントを募集する事業者に対する支援策についてですが、現在、実施しております起業・事業展開等支援事業補助金におきましては、自己所有している物件を活用しての事業展開についても支援対象となっており、活用実績もあるところです。

市では、実際に事業活動を行う事業者に対して支援を行う方向性でありまして、賃貸、テナント募集という形での不動産投資への支援は想定していない状況です。

現在、実施しております支援策の効果につきまして、検証を行いながら、引き続き効果的な空き店舗対策を研究してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員　現状では、なかなかそこまで対応ができないことになっているというのを、改めて確認できましたが、遊休不動産の活用を促していかな

いと、次のステップには進めない状況に来ていますので、ぜひそこは調査・研究を進めながら、検討していただきたいと思います。

網走市では、先ほどの起業・事業展開補助金をはじめ、新製品開発や新事業への取組、人材確保支援策などに対する事業者への支援策が、比較的、他の自治体に比べて充実しているというふうにも理解しております。

一方で、ホームページには載っているのですけれども、それらを網羅的にまとめた冊子などがない状況にあります。

そのため、わかりにくい側面もあるということを、以前にも指摘させていただいたことがございます。

こうした課題を解消する必要があると感じるわけですけれども、ＰＤＦファイルでも構わないので、支援情報の冊子を作成してはいかがでしょうか。

あるいは、ホームページやＬＩＮＥを活用する形で、事業者が自ら操作できるマッチングシステムというのも、有効になるのだろうと思います。

このような点についても、網走市としてはどのように対応する考えをお持ちでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　新製品開発や新事業への取組、人材確保支援策などに対する各種支援策の周知についてですが、現在、市の公式サイトにおきまして、事業者支援というページに掲載している箇所から、個別に、事業ごとにサイト上で確認頂ける形になっております。

各種支援策の周知につきましては、ＱＲコードを活用し、各事業ページへ誘導するスタイルなどの有効性もあると考えておりますので、ランディングページの整理、ＰＤＦも想定した冊子形式での整理など、活用・検討する方々が望む情報に接しやすい形での情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員　充実しているからこそ、わかりづらくなってくるところが一つあると思います。

今の御答弁で、前向きに進むのだというふうに理解させていただきますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○松浦敏司議長　ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

平賀議員の質問から。

○平賀貴幸議員　続けて、クマの被害防止に関する取組について伺いたいと思います。

網走市を含め、全道全国でクマの目撃情報や人命を含めた被害の状況が増加しております。

網走市でも、人的被害こそ発生しておりませんが、今年、クマの出没が多発している状況がありました。

緊急銃猟制度については、網走市において、現在のところ、直ちに必要になる状況は発生していないと理解しておりますが、いざというときのために準備を進めておく必要があると考えます。

そのためにも、警察及び猟友会との綿密な打合せ及び対応マニュアルの作成や各種装備の用意などが必要と考えますが、この緊急銃猟の判断者は市町村長がまずは第一義として位置づけられており、これを現場の職員に権限委任できることなども定められております。

運用面の手続は、あらかじめ整えておくことが望ましいと考えます。

こうした緊急銃猟への対応について、水谷市長の見解を伺います。

○水谷洋一市長　市町村長に権限が与えられたと言われる緊急銃猟についてでありますけれども、当市におきましては、地元猟友会の協力を頂いておりまして、現時点で緊急銃猟が必要な状況は発生していません。

この緊急銃猟というのは、現在の警職法に基づく警察官の判断に加えて整備されたものと認識しているところです。

つまり、警察の判断に自治体の判断が加わることで、今後、最終的に判断する立場のハンター自身の負担の軽減ができるものになると考えますので、地元猟友会の御意向に沿った形で、市民の皆さんの安全・安心が守られてくるものだと考えているところです。

詳細な運用につきましては、現在、原課において北海道主催の研修会に参加するなど、マニュアル作成の準備を進めております。

また、必要な装備の設置についても、進めてまいりたいと考えているところです。

○平賀貴幸議員　この冬以降、対応が進んでいく状況があるのだと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

もう少し細部について伺ってまいりたいと思いますが、最初にクマの個体数の近年の推移及び網走市

における影響、並びにそれらに対する対応状況について、見解を伺いたいと思います。

○佐藤岳郎農林水産部長　クマの個体数の推移についてですけれども、当市におけるヒグマの個体数の推移の把握はなかなか困難なのですが、令和６年12月に改定されました、第２期の北海道ヒグマ管理計画によりますと、網走市が含まれる道東・宗谷地域のクマの推定生息数は、平成26年で3,840頭、それが令和２年には2,250頭に減少していると。

平成26年から令和２年にかけては減少しておりますけれども、直近の令和４年度につきましては3,540頭ということで、再び増加していると推測されております。

また、当市で知床財団に委託をしておりますヒグマの生息実態調査によりますと、藻琴山の方向から濤沸湖周辺におきましては、ここ数年、親子や０歳のヒグマが確認されております。

雌のヒグマが繁殖して、子供を産み、育てているということで、市内の東部におきましては、周年でヒグマが生息をしている可能性があるというふうに考えております。

当市におけるヒグマによる影響と対応状況についてですけれども、目撃と痕跡に分けて、目撃については、リアルタイム性がありますので、緊急性が高いということで、猟友会の出動を前提として動きますし、痕跡については、ふんや足跡ということで、これはいつの物かわからない物も多いものですから、まずは我々職員が確認するという対応を取らせていただいております。

この中で、ヒグマにつきましては、非常に広い範囲を移動しますので、その移動の過程で偶然目撃されることも多く、これはまだ正常な個体であるのかなというふうに判断できますけれども、例えば人を恐れなくなって、同じ場所に居着くとか、もしくは、最悪、どこかの家や建物に入っているとか、そういった問題個体については、捕獲が必要だと考えております。

この捕獲につきましては、一番安全で確実な方法というのが箱わなだと考えておりまして、これを第一に検討・実施しているところでありまして、直近５か年でありますけれども、平均約３頭の捕獲実績となっております。

このように効果が出ていることもありますので、今後も問題個体が発生した際には、箱わなを中心に捕獲をしていきたいと考えているところです。

○平賀貴幸議員　保護と捕獲、駆除といったものを併用しながらやっていくことが、この対策には必要なのだと思います。

比較的、網走周辺は、目撃情報はありますが、被害が発生していないことを考えると、うまくバランスが取れている地域の一つなのだろうと認識しているところですが、一方で、個体数の増加が見られるということでありますから、必要な対策は引き続き強化する必要があると思います。

網走市において、狩猟免許の取得及び銃砲刀剣類所持許可の取得などについての費用の補助などを実施しているのは承知しておりますけれども、北海道猟友網走支部との連携によるクマを含めた有害鳥獣対策に必要な費用として、現状は十分だというふうに考えているのか、網走市の認識について見解を伺います。

○佐藤岳郎農林水産部長　有害鳥獣の対策予算につきましては、市として狩猟免許の取得を促進するために、平成27年度から狩猟者の登録手数料、狩猟免許の取得に必要な申請手数料、医師の診断書代、銃の所持許可申請手数料、射撃演習の受講料などの費用の２分の１について助成させていただいておりまして、１人５万円を上限にということでありますけれども、助成させていただいております。

実績といたしましては、直近の令和６年で３名、その前の令和４年と５年はいなかったのですけれども、令和３年が４名、令和２年が３名となっております。

また、猟友会に対しましては、エゾシカ、キツネ、カラス、ハト類の有害鳥獣の捕獲業務を委託しているところであります。

委託内容の推移についてですけれども、近年、エゾシカによる農業被害の拡大が非常に大きいということで、捕獲等数を令和４年の390頭から、直近の令和７年度は600頭へと増頭してきています。

また、令和６年から８年の３か年を、エゾシカの集中捕獲期間と位置づけさせていただきまして、これまでの捕獲の報酬に１頭当たり2,000円を上乗せして助成を行っているところであります。

このほかの鳥獣被害対策実施隊の報酬ですとか、クマの駆除推進員の出動の経費などの金額も含めて、その都度、猟友会と協議をして、決定をさせていただいているところであります。

○平賀貴幸議員　様々な取組をされていることは、理解させていただきたいと思います。

引き続き、ぜひ連携しながら取り組んでいただきたいと思いますが、新たに猟友会に免許を取得した上で入会されて、ハンターとして実際に活動する際には、どうしても経験豊かなベテランが同行して、指導や助言を行うことが欠かせないというふうに、先日、研修会の場で伺いました。

ちょうど北海道猟友会の会長がいらっしゃっている研修会だったものですから、この点が何とかならないかなというお話があったところです。

こうした際にも、当然、費用は発生するわけですけれども、現在、こうした点については支援策の適用の対象に入っていないと思います。

ぜひこういったものも含めていただきたいと思うのですけれども、網走市の見解を伺いたいと思います。

○佐藤岳郎農林水産部長　新たに猟友会員になられた方の育成に関する支援についてだと思いますけれども、当市の猟友会については、人数、年齢など、ほかの自治体の猟友会と比較しますと、非常に恵まれていると感じておりますが、高齢化は着実に進んでいるということで、技術の継承が非常に大きな課題だと考えております。

この技術の継承の事業といたしまして、一つは毎年１月から２月にエゾシカの一斉捕獲を実施しておりますけれども、これに参加していただいて、これは10人、20人という単位で集まっていただいておりますので、これに参加していただくことで、大きな技術の継承につながっているのではないかなと考えております。

また、現在、ヒグマの箱わな捕獲時には、止め刺しをする方、それから、実際に解体を行う方のほかに、猟友会のメンバーの方に立会だったり、補助だったりというのを求めて、そこの出動の経費はお支払いするということで、立会いをしていただくことも行っております。

また、今後、ヒグマの春期管理捕獲が再開されましたので、こちらの事業も技術の継承の場として非常に有効だと考えておりますので、猟友会とも協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

○平賀貴幸議員　春期管理捕獲は大事だと思います。昔は春グマ駆除という名前で行われていましたが、それがなかなかうまくいっていない状態だったのが、多分、石狩周辺だったということで、ああいうようなニュースが、毎日のように出没するということがあって、いろいろな状況が発生したのだと思います。

春グマ駆除の際、今、申し上げたように、どうしても経験豊かなハンターに同行しながら、学ばなければいけない。そこは経費がどうしてもかかる部分になるということですから、ぜひ網走市としての支援策を検討に含めていただきたいと思います。

続いて、ガバメントハンターを含めて、実際に専門職員を配置する必要性が極めて高くなっていると言われております。国も何らかの予算措置を考えているようであります。

しかしながら、一方で、各種課題もありますので、すぐに取り組むのも容易ではないと理解しておりますけれども、網走市においてはどのような検討状況にあるのか、見解を伺いたいと思います。

○佐藤岳郎農林水産部長　ガバメントハンターなど、鳥獣対策専門員についてということですけれども、11月14日に閣議決定されましたクマ被害対策パッケージに、ガバメントハンターの雇用に対しての支援、自衛隊や警察ＯＢへの狩猟免許取得の促進など、鳥獣捕獲を担う人材確保の支援メニューが盛り込められたことは、私どもも承知をしております。

市といたしましては、ガバメントハンターなど、鳥獣対策専門の業務については、野生生物の行動の予測など、高い専門性、それから、銃の使用という特殊性があるというふうに考えておりまして、また、クマの出没というのは、御承知のとおり、時期的なものがある。春と秋が多い。それから、時間を問わず出没するということで、交代要員だとか、専門の知識の伝承といった面で、課題が大きいのかなと考えております。

また、ヒグマなどにつきましては、広域で移動するということもありますので、地元自治体や猟友会が連携して、警察が主導となって対応することが望まれているものと考えておりまして、これは北海道の猟友会の会長も、そういうふうにお話をされているところです。

○平賀貴幸議員　先日の研修会では、まさに同じような話を伺っておりまして、警察が第一に対応するような形が望ましくて、あくまでも猟友会はそれを補助するもので、本来、自分たちは趣味で楽しむような会なのだと、決して駆除を専門にする団体ではないということもおっしゃられておりました。

そういったところをくみながら、市としても必要な働きかけをしていっていただきたいと思います。

○松浦敏司議長　ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時５分。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

平賀議員の質問から。

○平賀貴幸議員　次に、学校で問題行動を行う児童や生徒に対する関わりと対応について、伺いたいと思います。

網走市の小中学校において、学校に入る前の段階で、保護者や当事者であるお子さんが、いわゆる障がい受容と呼ばれるものをする機会を得ることや、何らかのきっかけを持つことがなく、学校に入ってから課題が顕在化するケースが増えている状況が見られます。

このことは、網走市だけではなく、全国的に起きている課題だと思っております。

また、このことは、先日の決算委員会における質疑でも明らかになりましたが、教育委員会としては、どのような状況に学校現場が置かれていると認識されているのか、改めて教育長から詳細な見解を伺いたいと思います。

○木野村寧教育長　議員がお示しのとおり、近年、就学前の段階では発達の課題が表面化しなかった、あるいは、保護者の方がお子様の特性に何となく気づいていらっしゃっても、専門機関の相談や障がいの受容には至らず、子供の実態が小学校に引き継がれないまま入学を迎え、集団生活の中で学習面や行動面の困難さが顕在化するケースが増加しております。

このことは、本市のみならず、全国的な傾向であると考えられますが、教育委員会といたしましても、学校運営上、また、児童生徒の健全育成上、重要な課題であると認識しているところです。

学校現場における状況の詳細につきましては、担当部長より答弁をさせていただきます。

○高橋善彦学校教育部長　学校現場の具体的な状況としましては、通常学級におきまして、一斉指導になじめないとか、離席等の衝動的な行動が見られるとか、対人関係のトラブルが多いといった児童に対し、担任の教員がその対応に多くの時間を割かざるを得ない状況も生じています。

特に、医学的な診断がない、あるいは、保護者の方の認識と学校側の見立てに乖離がある場合、学校での様子と家庭での様子の違いを共有し、支援の方向性について合意形成されるまでに、多くの時間を要している状況です。

この間、適切な支援が行われないことで、児童本人が自信を喪失してしまったり、登校を渋ったりといった２次的な課題につながる懸念もございます。

学校現場の教員は１人１人の児童に寄り添い、懸命に指導に当たっておりますが、専門的な知識やスキルの不足、また、学校と家庭とでお子様の捉え方に隔たりがある中で、粘り強く対話を重ねていくことの困難さ、マンパワーの限界から、大きな負担感や不安を抱えているといった認識をしています。

○平賀貴幸議員　改めて詳細な答弁がございましたが、そういう課題が増えてきているのは、支援制度が始まった後、特に北海道が実施していた早期療育システムが事実上なくなってしまったからだと私は思っております。

現状の制度のように大きく変更されたときに、このような課題は必ず出てくるということを申し上げてきたことがございます。それが現実になったと思っております。

この状況に対する対応について、本当に喫緊の課題だと思いますが、教育委員会としての対応について、現状を伺いたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長　小学校入学後、集団生活の中で学習面や行動面の困難さが顕在化する状況に対し、教育委員会といたしましては、特別支援教育支援員の配置拡充を行い、担任のサポートや児童の安全確保に努めるとともに、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の充実を図り、組織的な対応を進めているところです。

教職員の専門性向上につきましては、北海道教育委員会が主催する各種研修会へ本市の教員を積極的に参加させております。

具体的には、校内支援体制の構築や、教科指導におけるユニバーサルデザインの視点などを学ぶ研修を通じて、教員の資質向上を図っております。

しかしながら、就学前の早期支援と学校教育への円滑な接続は、教育委員会だけで完結するものではございません。

５歳児健診等で課題が見つかったとしても、管内の専門医療機関の不足により、受診まで長期間を要する現状や、保護者の方にとって我が子の障がいを受け入れることには大きな葛藤があるという心情を十分にくみ取る必要がございます。

今後は、市長部局との連携をさらに密にし、就学

時健康診断や就学相談の機会を通じて、スクールソーシャルワーカー等の専門職も活用しながら、保護者の不安に寄り添った丁寧な相談支援を行っていくとともに、学校、家庭、地域、そして、医療・福祉関係機関が子供の困り感を共有し、入学前から卒業まで、切れ目のない支援体制を構築できるよう、努めてまいります。

○平賀貴幸議員　様々な課題がある中、学校現場、あるいは、教育委員会が苦労されていることを十分理解した上で、何とかせねばならないなという思いで質問させていただいております。

こうした課題に対しては、乳幼児期から５歳までの各種健診における啓発や発見、あるいは、幼稚園や保育園との連携などによって、専門機関とのつながりを保護者が持つこと、持とうとする機会を得ることが重要になると理解しております。

また、児童発達支援などの福祉サービス、今は法律的には児童福祉法に位置づけられておりますが、こういったものとの接続も、一つ重要な点だと思います。

一方で、現時点では対応策が必ずしも十分に機能しているとはなかなか言えないものがあるということもあって、言い方を変えると、学校に入ってから初めて決して小さくない対応困難な課題が発生する、あるいは、課題が顕在化する状況があると考えるわけです。

ここは福祉の分野、あるいは、子育て支援の分野にも関わる内容になりますけれども、対応を再検討する必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長　発達に課題があることなどによって支援が必要な児童に対しましては、早期発見・早期療育が重要であり、早期の支援開始と、その後の切れ目のない必要な支援の継続により、いわゆる問題行動の軽減や２次障がいの発生の抑制にもつながるものと考えております。

このため、市では乳幼児健診において、保健センターとこども発達支援センター、そして、学校などの関係機関との連携により、相談から必要な支援へとつなぐ体制をつくっております。

子供の発達に関しては、デリケートな内容もありますので、保護者が必要な相談を希望しなければ、無理に相談につなぐことは難しいと感じておりますが、保護者の理解に努め、子育て世代包括支援センターのユカリエや、こども発達支援センターのふわりにおいて、相談支援につなげていきたいと考えております。

また、切れ目のない支援においては、幼小連携の強化が重要であると考えており、現在、必要な支援を引き継ぐ新たな取組の実施について、検討を行っております。

○平賀貴幸議員　新たな取組も検討されているということですので、ぜひその効果を含めて期待をしたいと思いますし、さらなる体制の強化に努めていただきたいと思いますが、なかなか難しい問題だということを私も理解しつつ質問させていただいております。

乳幼児期や児童期の療育支援に対しては、先ほども教育委員会から答弁がありましたとおり、医療機関の体制そのものの問題も影響しているのだと捉えております。

また、以前から申し上げてきましたが、措置から契約という流れで子供と保護者を取り巻く福祉制度が変わってきたことも、見逃せないと思います。

私は、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する際の契約行為そのものが、事実上、障がい受容を半ば強制する踏み絵のようになっていることが問題だということを、以前から議論させていただいた経緯があります。

難しいことは重々承知している上で伺いますが、以前も申し上げたとおり、初めて我が子に障がいがあるかもしれない、もしかしたら発達に何か課題があるのかもしれないと思ったとき、冷静さを失わせるには十分な出来事だと思います。

それにもかかわらず、契約をしなければ使えない状況が、国の制度とはいえ、影響していることは否めないと思います。

難しいことは承知の上で、もう一度伺いますが、網走市として契約行為を伴わずともサービスが利用できる方策を講じられないものでしょうか。改めて検討いただきたいと考えますが、見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長　先ほども議員からお話がありましたので、御承知かとは思いますが、児童発達支援や放課後等デイサービスは、児童福祉法で定められた障がい児通所支援であり、市は利用する児童の保護者に対し、申請に基づきサービスの支給決定を行うことと併せ、保護者は事業者との利用契約に基づき、この支援を利用することになります。

このうち、御指摘の利用契約については、利用に係る費用や個人情報の取扱い、また、サービスの量

や内容の明確化のために必要なものであり、法に基づく手続となります。

仮に、市が独自で契約の実施を不要とした場合、事業所が指定権者である北海道から処分を受けることになりますので、御指摘の検討を行う考えはありません。

一方で、サービスの利用に当たっては、保護者において障がいという言葉に対する心象の課題が生じている場合もございますので、網走市では独自にサービスの受給者証において、障がい児の文言を削除し、通所受給者証と表記をして、心理面に対する配慮を行っております。

○平賀貴幸議員　難しいことを承知の上で、あえて伺っているということを、部長もわかっていらっしゃっての答弁だと思います。

ここはお互い、ある意味での矛盾を抱えながらやらねばならないという状況を、何とか受け止めていかなければいけない現状に対する歯がゆさもあると理解するところです。

一方で、先ほど申し上げたように、この問題は全国的な問題になっているはずですが、なかなか調査・研究が進んでいない分野だと思います。

私もリサーチをかけてみましたが、全国の様々な大学などの研究機関でも、特にこの問題について積極的に触れているような論文や研究は見られませんでした。わかっているのに、未着手の分野なのだと思うわけです。

一方で、積極的にこうした問題の指摘や論議はしていかなければいけないと思っておりますが、全国市長会を含めた地方６団体でも、こういった議論が見られないというふうに理解しています。

学校現場の疲弊をはじめとする課題の解決には、こうした論議がまずは欠かせないと思います。

国会議員への働きかけを含めて、全国市長会など、何らかの枠組みを通じた改善の取組、提言を講じることはできないものでしょうか。網走市の見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長　議員がお示しの学校における課題につきましては、当市以外も例外ではないと考えられるところですが、一方で、顕在化されていないというのが現状であるという認識をしています。

このようなことから、まずは近隣や道内の状況につきまして、情報共有を図りながら、考えられる支援策など、共通認識に立った上で、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えているところです。

○平賀貴幸議員　この間、私も他の自治体の教育長と意見交換をする機会がありました。

言われてみればそのとおりという認識は、各自治体、現場にはあるようです。

ただ、今の御答弁にもあったとおり、顕在化していないという問題ですから、ぜひできるところから一歩でも二歩でも、この問題を進めていっていただきたいと思います。

このたび札幌医科大学と連携協定を結ばれたことも、大変喜ばしい状況にあると考えております。

今後の様々な活動に期待しているところですけれども、同大学にも児童思春期こころと発達外来、あるいは、発達障害作業療法学及び神経・発達障害理学療法学の講座などがあると理解しております。

今回の協定をきっかけに、今、申し上げたような外来や講座との連携もぜひ進めていただき、網走における乳幼児期や思春期の発達支援に困っているお子さんやその保護者に、あるいは、先生たちに光を当ててほしいと考えます。

そして、本来であれば早期に発見されるべき課題のあるお子さんが、学校に通うようになるまで発見されず、気づかれないままであるケースが増えているのはなぜなのか、この状況にどう対処すべきなのかを含めて、共同研究を同大学と進めることはできないものでしょうか。網走市の見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長　札幌医科大学との包括連携協定による連携協力事項につきましては、協定と同日に締結をしました覚書において定めておりますが、現在のところ、その項目に児童の発達支援は含まれておらず、当面、協定に基づく取組としての実施は難しいと考えております。

しかし、今回の包括連携協定の締結を機に、札幌医科大学の様々な講座との関係づくりにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員が御指摘の件につきましては、今後、札幌医科大学と意見交換をしてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員　今後の取組に期待して、質問を終わります。

○松浦敏司議長　理事者入替えのため、暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時24分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。栗田政男議員。

○栗田政男議員　－登壇－　12月です。一般質問、私が本年最後の質疑を担当いたします。

本日は５項目を提示しています。長くかかるかもしれませんが、ぜひとも前向きな答弁をお願いしたいと思います。

コロナのせいか、ちょっと声がかすれていますが、今、かかっているわけではなくて、後遺症という意味ですが、御勘弁を頂きたいと思います。

それでは、早速入る前に、各議員からも出ていました青森県の東方沖の地震で被災された方、不幸中の幸いではありますが、死亡者はいないようで、けがをされた方が五十数人という報告だったように思います。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

そこで、これは当市にも関連してくるのですが、北海道・三陸沖後発地震注意情報が出ました。先ほど平賀議員もおっしゃっていましたが、僕の認識では1,000分の１の確率というふうに、0.1％というふうに考えていました。

千島海溝、日本海溝、その辺で巨大な地震が起こる。なぜかと言うと、例の東日本大震災、私たちも議場にいましたけれども、そのときに、その前段に巨大地震があったと。

皆さんも、もうここまで来ると、当然、御存知と思いますが、プレートというのは必ず動く宿命があります。

そういうことを考えたときに、この情報の中で網走市も範囲に入っていますから、16日までは格段の注意をしながら生活をしてくれという情報だったように思います。

私も初めてだったので、大変びっくりしているし、いよいよ来るのかなという覚悟もしなくてはいけないのかなと思いながらも、なかなか大変かなという気がしております。

これは通告に関係ないので、この程度にしますけれども、いつ来るかわからないことを覚悟しなくてはいけない時期なのかなと。

必ず来ると言われていますから、その時期がわからないだけの話で、近い将来、必ず来るということで、皆さんも覚悟を決めて行動していただければと思います。

それでは、メガソーラーについてお尋ねをいたします。

今、気温上昇が非常に環境問題として世界的に問題になっています。1.5度の脅威と言われていますが、平均気温が1.5度上昇しているそうです。そのせいか、地球環境は大きく変わってきています。

昨日の質疑の中にもありましたが、当然、オホーツク海のいろいろな魚類の生態系も大きく変わってきています。

先ほどクマの話も出ていましたが、もしかすると、ある面で気温上昇が影響しているのかなと。今年になってあまりにも多過ぎる。

先ほどの質疑の中にありましたが、春の駆除が行われなかったのも一因なのかもしれませんけれども、それ以外にも、生態系の変化が出ているのかなという部分で、その辺は後段のハンターのほうでお話をします。

このメガソーラー問題。当市において、能取のほうに、まずは大きな物が出来上がりました。

これは皆さんも御存知のように、市長に大変な御尽力を頂いて、誘致されて、あれがきっかけで、今のバイオマスの発電所も設置され、当市にとっては、能取の特別会計が、かなり安全な範囲になったという実績があります。

そういう意味と、当市ではあばしり電力ということで、再生可能エネルギーのソーラーパネルの設置にも取り組んでいる。

各個別には多々あるのですが、メガソーラーと呼ばれる物については、まだないように思うのですけれども、その現況はどういうふうに原課で押さえているでしょうか。

○松浦敏司議長　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

栗田議員の質問に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長　網走市における再生可能エネルギーの状況ですが、資源エネルギー庁が公表している情報では、太陽光発電施設が152施設、風力発電施設が１施設、バイオマス発電施設が４施設となっておりまして、メガソーラーにつきましては市内に４か所となっております。

○栗田政男議員　メガソーラーの基準が、俗にメガと言われる基準が、1,000キロワット以上ということですから、かなり大きい物を指すと。何が違うのかと言うと、買取り制度でお金が違うのですね。

そういう問題で、多分、これは地域名を言っていいと思うのですが、釧路で問題になっているようなことが、今、顕在化しているという現状だと思いま

す。

仕事柄、私も釧路に１週間に１回は行っていますので、あそこの道路はしょっちゅう通っています。今、一番問題になっている場所は、以前、残土を捨てていた場所です。

それが、いつの間にか土砂が搬入されて、シートを敷いて、ただ土を入れているような状態で整地が行われたというのも記憶しています。非常に整地の仕方としては乱暴なのかなという。

反対の道路側には、もう既に湿地帯に小さなソーラーパネルが何か所も点在しています。簡単にクレーンで吊って、ポンと置いているような感じの物が点在している状況であります。

釧路の問題として、生態系だとか、そういうものに対して、あの辺はタンチョウもいっぱいいるし、そういう面では非常に配慮しなくてはいけない部分があるのですが、そこをああいう形でということで、今、大問題になっているという状況だと思います。

我がまち、網走市も、まだ少ないとは思いますが、これだけメガと呼ばれる物というのは、儲かるから業者がどんどん進出したがって、正直、日本国土には、あまりそういう土地が残ってないのですよ。

ですから、例えば我々が経営しているようなゴルフ場を、ゴルフ場として営業するよりも、ソーラーにしたほうが格段に儲かるという理由で、現実には滝川でもゴルフ場の一つに、今、ソーラーパネルを設置しております。

今、隣町でもそれが問題になっている状況ですが、かといって、ソーラーパネルというのはＣＯ２を全く出さないですよね。

比較的、施工も簡単です。風車とかバイオマスから見ると、かなり格安でできるということですし、整地もほとんど必要ない。

私たちの視察で、帰りがけ、阿蘇くまもと空港ですか、あそこの道中、外輪山周辺はソーラーパネルでいっぱいです。

景観としてはいかがなものかなと、ここまで自然を壊していいのかなというような雰囲気になるとか、また、空撮で行われている、本州のほうで山一つがソーラーパネルになっているような状況がありますから、これは場所を考えて設置していかないと。

ソーラーパネルに関して、決して僕は悪だと思っていません。やはり、推進もしなくてはいけないし。

ただ、寿命が来ると言われている部分と、それが廃棄になったときにどう処理するかというのをしっかり担保しなくてはいけないと思いますが、僕はクリーンエネルギーとして必要だと思うのですが、その辺の当市の考え方というのは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○田邊雄三市民環境部長　市は令和５年３月に網走市地域再生可能エネルギー導入戦略を策定し、あばしり電力の設立やバイオマス発電の誘致など、温室効果ガスの削減の目標達成に向け、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいるところです。

メガソーラーは、金融リターンや不動産投資としての資金回収といった点に重きが置かれるあまり、環境の影響や地域に住んでいる方の影響などが考慮されないことから、各地で問題になっているものと認識しております。

今後、市では法規制外の太陽光発電施設の対応について検討するため、有識者等による検討会議を設置しまして、ガイドラインや条例の制定を目指して取り組んでいこうとしているところであります。

また、この取組につきましては、今回の廃棄物広域処理を行う５町と連携しながら、取り組んでいこうと思っているところです。

○栗田政男議員　北海道、特に最初の頃ですよね、この導入というか、再生可能エネルギー特措法が出来た当時は、とかく釧路地方は霧が多くて、太陽光に向かないという話が出ていましたよね。

それがいつの間にか、気象変化によって、霧もほとんど今は釧路も少なくなっています。平らな土地がたくさんあります。だから、湿原にああいうふうな形で設置しやすいということで、異常に設置が増えたということで、展望台から見ると、たくさんありますよね。海までの間の平らな部分は、ほとんどソーラーと言っていいくらい、置かれているというのが今の状況だと思います。

ただ、悪だというふうに考えるのは……。その根っことして考えられるのは、製品とか、事業者が、必ずしも地元でもなくて、本州であったり、もしくは、その原資が外国資本だったりというところに、少し問題があるのかなと思いますが、発電の方法自体は理にかなった大変いいものではないかなと思います。

そこでお聞きしたいのですが、ソーラーパネルというのは地面に固定しますよね。そういう関係から、これは固定資産の対象になるのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長　個人事業主も含めて、事業用に設置する物は、償却資産として計上されます。

また、一般住宅で個人の方が、事業用ではなく、住宅の屋根と一体となった場合は、家屋の固定資産税の一つとして課税されるケースがあります。

○栗田政男議員　償却資産ですよね。でも、建物の扱いではないという。その物に対しての固定資産税は発生しないということなのでしょうか。

なぜこのようなことを聞くかと言うと、市としてのメリットはあるのかと考えたときに、例えば市有地で休眠している場所を貸したときに、市としては賃料のほかに、いろいろなメリットが出てくるのかな、費用が発生するのかなという意味でお聞きしたのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長　具体的に事業用の太陽光、いわゆる野立ての太陽光パネルの状況についてでありますが、固定資産税の中には土地、家屋、償却資産と分かれまして、事業用の工作物については償却資産として計上されますので、事業用で展開しているソーラーパネルにつきましては、税目的には固定資産税として課税されて、後ろのほうで納税しなければならないという状況です。

○栗田政男議員　ある程度の費用は発生して、市として考えると、メリットはあるということですよね。わかりました。

そういう意味からすると、多分、今後も増えてくると思います。いろいろ業者も探しているし、私の会社にも何度かそういう問合せがございます。

正直、経営しているよりはずっとメリットがあるのかなと思って、前向きには考えますが、何分、難しい問題というのが、将来に向けて本当にそれでいいのかなというのがあるのですが、簡単に設置できるということは、簡単に撤去もできるということなので、簡単がゆえに踏み切るのが難しいのかなという部分もあるのかと思います。

この議論、ずっと世論を聞いていますと、マスコミの報道の仕方もあるのでしょうか、どうも悪のような雰囲気を感じてしまう部分と、その奥底に含んでいる国際問題も絡めた報道が、今、多いような気がしてなりません。

本当に必要な物を必要として、例えば振興局の上なんかは、はるか昔から、前面にでかいソーラーパネルがあります。

ソーラーパネルというのは、聞きますと、ガラスですから、汚れてしまうので、１年に一定程度、掃除しなくではいけないのですよね。

掃除をしないと、効率が悪くなるということなので、本州ではそういう専門の業者が生まれて、日本中のソーラーパネルの洗浄をしているということも聞いていますので、当市においても、そういう状況になるのかなという気がしています。

今回、私たちも条例とか、いろいろなことで、それに取り組んでいかなくてはいけないので、ぜひともこの辺については、理事者部局と足並みをそろえながら、しっかりと取り組んでいきたいなと思いますが、その辺の見解についてはどうでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長　各地でいろいろ問題になっていると認識しておりますので、市としても、先ほど申し上げたとおり、有識者を含めて検討会議を立ち上げて、ガイドライン・条例の制定に向けて、また、議会につきましても、先日、議員研修会でも御案内差し上げましたけれども、同様に、議会とも情報を共有しながら、進めてまいりたいと考えております。

○栗田政男議員　本当に悪いことではないと思うので、ぜひとも前向きに、お互いに取り組んでいきましょうということで終わらせていただきます。

次に、ふるさと納税についてお尋ねをします。

これはしつこいくらい聞いているのですが、なぜ聞くかというと、何度も申し上げます、これは大切な私たち網走市のキャッシュフローです。自治体のキャッシュフローというのは、ほかにございません。

ぜひとも実績を上げていただいて、先ほど来、給食の無料化、国より先に、市長は公約で上げた以上、やらなくてはいけなかったのかなという気もしないではないのですが、以前から私も、ぜひとも網走の子供たちには給食を無料で食べさせてくれとお願いをした経緯もございます。反対をするつもりは全然ございません。

それで、今、網走市の子供たちはおいしい給食を食べているということでありますので、このふるさと納税を原資しているのは、紛れもない事実でありますから、これについて、今年の実績をお願いいたします。

○北村幸彦観光商工部長　ふるさと寄附の今年度の状況ですが、令和６年度総務省告示において、令和７年９月末をもちまして、ポイント制度が廃止になることが示されたことに伴い、いわゆる寄附の駆け込みが生じております。

11月末の速報値といたしましては、約17億5,000万円を超える寄附を、現在のところ、頂戴している状況です。

○栗田政男議員　例の制度が変わるというのは、楽天ではこれを法廷に持ち込んで、楽天側にしてみると、私たちが独自につけているものに対して、何をおっしゃいますかという話らしいです。

そういうこともあって、その駆け込みということで、このまま行くと、いい数字が出ると思うのですが、原課としては、それも含めた中で、前年以上の実績を上げられるということでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　昨年に比べまして、11月末現在で7億6,660万円程度多い状況です。

○栗田政男議員　ありがとうございます。

多分、その駆け込みがあるので、こういう数字だと思うのですが、それを抜いたにしても、昨年よりは上げられる。

多分、改善した部分があるのだと思うのですが、その辺の今年の取組について、教えていただきたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　今年度改良した部分、全てではないのですけれども、大きなところを申し上げますと、まず、返礼品提供事業者への働きかけを継続して行ってきた成果の一つといたしまして、大手水産加工事業者に参画頂くなど、返礼品の充実があったこと。

また、９月の駆け込み需要に向けて、夏前からＳＥＯ対策、検索エンジンの最適化ということで、検索すると検索結果が上位に上がってくるという仕組みですけれども、そういう対策とか、事業者の御協力を頂いて、配送に要する日数の短縮の取組などが奏功したと考えております。

加えまして、今年12月、ふるさと寄附のピークを迎えるわけですけれども、こちらの寄附獲得を見据え、道内で多額の寄附を集めている自治体の運営戦略に関わっていた事業者と、情報交換を行う機会を得ることができましたので、寄附受入額の伸長に向けた取組に関する業務委託を行いまして、戦略の支援を受けているところです。

○栗田政男議員　改善した部分で、優れたノウハウを持っている民間業者と提携して取り組んだことによって、その反響というか、好調な実績につながっているのだということは理解いたしました。

今、出てきた中で、紋別は商品が少なくなって、順位を大分下げましたが、根室市、別海町、白糠町……。

別海町は突然ドカンと出てきたような感じがあるのですが、あの小さなまちでとんでもないことをやっていますよね。その辺についての研究は、されているのでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　今年の決算特別委員会でもちょっとお話させていただいておりますが、寄附の増額に向けましては、事業者の御協力が一番だと思っております。

当市におきましても、最も取扱量の多い返礼品は海産物になります。

こちらをいかに安定した価格で、量的にも確保できるかが、寄附の増額のポイントであり、課題であると認識しているところです。

そのような体制が整えば、寄附の増額につながっていくものと認識しております。

○栗田政男議員　先般、根室のお話を聞いて、別海が頑張っているよねと。根室と別海は何が違うのかなと。同じような物を扱っているのですが、別海は牛がたくさんいますよね。根室は牧場があまりありません。

知ってのとおり、別海は牧場で出来上がっているようなまちです。牧場しかないと言っても過言ではない感じで。もちろん、海産物も一部ありますが、その収益もあるのでしょうが、その辺も関連しているのかなという気がしていました。

戦略としては、ライバルではないのですが、僕はそういう先を走って業績を上げている市町村から学んで……。

先般、９月の議会のとき、市長が隣の市と比べるのはおかしいみたいな話をしていましたが、僕は比べるべきだと思っています。

競争意識があって、お互いに伸びていく。これはビジネスでも当たり前の話なので。

このふるさと納税というのは、ある面で、自治体版のビジネスモデルだと思っているので、ビジネス感覚が絶対に必要なのですよ。

だから、お客様が寄附してくれるということにはなっていますが、やはり求められているマーケットの動向・趣向をしっかりと把握しないと、いい商品も作れないし、ヒットもしないということです。

そういった観点から、私は以前から、もっと網走市内部にふるさと納税課的なしっかりとしたチームをつくって取り組むべきではないかなということを、再三、この５年間くらい、言い続けているのですが、現在、市の職員は何人で対応しているのでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　現在、ふるさと納税を担当している職員は、専任として1.5人体制になりま

す。

○栗田政男議員　これも何度も答弁をもらっていますが、同じと。その分を、多分、外注しているのでしょうね。

外注先を変えたとか、今のところ、そういうことはないのでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　外注というか、中間事業者ということで委託をしております。

現在の中間事業者につきましては、令和５年度の総務省告示におきまして、経費率の考え方で、従前は対象外経費とされておりました、例えばワンストップ特例に関する事務や、寄附金の受領証に関する事務などに生じる経費が新たに対象経費となるなど、ふるさと寄附事業への参加を認められる自治体としての指定を受けるための経費率５割以下の遵守の要件が厳格化されたことから、事務手数料や送料などを含めた総合的な対応が必要となったため、現在の中間事業者に変更している状況です。

○栗田政男議員　今、中間業者がどうのこうのと申し上げているのではなくて、変更したことによって、いい方向に行くのであればいいのですが、中間業者、外注先というのは、通常、東京辺りの業者にお願いしますよね。

こちらからデータを送って、それを加工してもらって、ヒットするサイトに載せてもらうという作業が、多分、出るのだろうと思います。

ここの観点が全然違って、私が再三申し上げているのは、市の中にそういうスキルをつくっていくことによって、よりよい実績が上がるというのは、時間はかかると思いますが、全部外注で任せておいて、同じような物がどんどんドラスティックに上がっていくというふうには、私は思えません。

そこに熱意だとか、この網走市に対する思いだとか。

もちろん、業者に協力してもらわなければいけないのですが、その業者も共にいい商品を立ち上げていく、作り上げていくというスタンスが必要になってくると思います。

いろいろな業者の対応を１人でできるのか。そのほかにいろいろな業務があるわけですよね。市からお金を取ってくるわけですから。

そういうことを考えると、今の体制ではなかなか難しいのかなと感じてなりません。

ただ、これは原課でどうのこうのと言っても、管理職の方々がしっかり判断をして、考えていただかないと進まないことですし、このビジネスはビジネスモデルとして考えると、リスクが少ない。

リスクがゼロとは言いません。どのようなことに対してもリスクは発生しますが、リスクの少ないビジネスだと私は思っています。

それには優秀な人材がまずは必要ですから、ぜひとも、そういうものを……。

申し訳ないのですが、役所の人たちだけでやろうと思っても、このモデルは成功しません。民間の血液が絶対に必要になりますから。

それは当たり前のことです。今までの環境とやることが違いますから。

そういうものとコラボレーションして、しっかりつくっていただければ。

そのためにマンパワーは絶対に必要です。いい知恵も一人では生まれません。いろいろな人の知恵が組み合わされて、そのリターンが確実に上がるビジネスだと思うので、これは原課も含めて、市長等も含めて、しっかりとこれからも議論したいので、代表質問は私が担当になっていますので、その辺でまた申し上げさせていただきます。

○松浦敏司議長　ここで、若干早いのですが、昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後１時といたします。

午前11時54分休憩

午後１時00分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○栗田政男議員　それでは、食肉工場の火災について、お伺いをいたします。

重なる部分が種々あるので、その部分は割愛させていただきます。

本当に残念な火災事故でした。私はちょうど９日に北浜地区で現場の作業をしていまして、あの火の大きさ、何度も白くなったり黒くなったりという煙が、知床半島まで延びている状態でした。事の重大さを感じた次第です。

そこで、いろいろとお話を聞いているのですが、いろいろ出てきましたよね。

サプライチェーンを復興すると。このようなことは当たり前の話なので、そこばかり力を入れて言われても、そのために再建するわけですから。

その対応の中でちょっと気になったのが、商工

会議所、銀行と連携しながら、対応を進めていくという話だとか、振興局とも窓口をつくりながら支援対策をしていくというのだけれども、現実にちゃんと動いていくつもりでいるのでしょうかというのが、すごく疑問に思います。

特にこの商工会議所、銀行と連携をしてと言いますが、知ってのとおり、あの企業の親会社はプライム上場企業ですよね。その100％親会社出資の子会社になります。

そういうふうになったときに、網走の商工会議所との連携といっても、直接的なつながり、僕もそこの会員ではありますけれども、銀行も地元企業の銀行が融資しているなんて話は聞いたことがないので、その辺と連携してどうするのかなというのが、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長　昨日から会議所、金融機関と連携してということは、ホワイトファームとお付き合いがあるというか、取引がある企業の影響の把握についてということで、そういうところで情報交換なり、情報共有していくという意味です。

○栗田政男議員　それに関連する地元企業の状況を把握するために、情報を集めている段階だということですね。

では、本体については、当然、企業ですから、どの方向だとかというのは、なかなかその状況を、どうですか、どうですかと聞くわけにもいかないと思うのですが、特に雇用の部分では、既に市中でお聞きするところによると、外国人はみんな一度戻ってもらっているとか、非正規の人たちがほとんどなので、その人たちの行き先も、今、仕事が停止されているということですが、その辺についての市としての状況調査というのは、ちゃんと出来上がっているのでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　日本ホワイトファームとは、被災直後からいろいろ情報の共有をさせていただいております。

市長からもお話があったとおり、社長とも何回かお会いして、これから起こるだろう課題とかも共有させていただいている中で、いろいろと対応しております。

従業員の雇用についての話ですが、被災後の11月14日に従業員を対象とした説明会が行われたと聞いております。

それ以降の運営方針等については、改めて整理した時点で示されるという形で伺っております。

○栗田政男議員　そこがすごく大事なところですよね。

再建にはどれほど早くても二、三年かかるというお話を聞いています。

そういうふうに考えたときに、仕事がなくなるわけですよ。

ほぼ500名近くいらっしゃるということでしたから。あそこの車の駐車台数から見ても、とんでもなくたくさんいたというのは理解できるのですが、そういうふうに考えたときに、全部が当市の人ではなくて、近隣からも通ってきていましたから、特に外国人がかなりの比率で最近は増えていたように思います。寮生活もしているので。

ほぼ帰っているような様子があるのですが、その辺についての把握はどうなのでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長　外国人の詳細についてはまだお伺いしていない部分もあるのですけれども、とりあえず、最初の従業員対象の説明会におきましては、１月の中くらいまでは給料を補償する中で、方針の決定後、改めて再度説明会を行うという話を伺っております。

外国人の中にも技能実習生と特定技能の方がいらっしゃいますので、技能実習につきましては、実習ということで、目的があって来ているということもございますので、ほかに同類の工場とかで受入れ先もいろいろ打診しているというお話を聞いていますけれども、今後の詳細については、まだ伺っていない状況です。

○栗田政男議員　相対的にいろいろ質疑がありましたので、考えさせられるのは、市は何もやっていないわけではなくて、できる範囲の対応をしてきているように思います。

ただ、どこかでまだ足りないなと私は感じます。もう少し親身になって、しっかりと手を差し伸べないと、この大きな問題というのは、後に影響してくる大きな問題になります。

例えばパートの人たちは、仕事が休みになれば賃金は発生しません。当然だと思います。仕事をなさっていないのに、それは出せませんよね。そういう状況で、網走の経済には……。

外国人と言いましたが、外国人の皆様も網走で職に就いていただいています。かなりの数でタクシーに乗りながら共同で食料品を買うとか、そう

いう状態をつぶさに見ています。

そういうものもゼロになってしまう。帰れというシステム上、帰らなくてはいけない。それもわかります。

網走市民もかなりの雇用をしていただいています。

皆さんも御存知だと思いますが、以前、網走には就職難の時代がありました。平成の初め辺りは働く場所がなくて困った。

そのときに、この企業が多くの雇用をしてくれました。それで網走市民は支えられた、大切な企業なのですよ。

そこの原点にまた立ち戻って、現在はなかなか働き手が見つからない。人口減少も重なって、大変だ。

これはもう全国的に働く人が少なくなってしまった状況が、今、ありますけれども、当市にとっては誘致も大切ですし、そういう経緯も大切だけれども、最後の砦としてパート先がない。

あそこの企業で拾ってもらって、何とかこの網走で子育てをしながら頑張ってこられた家庭がたくさんあるということです。

逆に言うと、あそこの企業が私たち網走市民を救ってくれたからこそ、もう少し前にしっかり進んだ手当が必要ですし、当然、市の中にも相談窓口は、ＰＲをしてしっかりと対応できる体制を整えるべきではないかというふうに。

多分、ほかの議員みんなが言っていたのも、そういうところだと思います。

まだやれることはたくさんあるのに、ちょっと他人事的なところがないのかなという空気を感じるのは、私だけではないと思うのですが、原課として、その辺はどのように押さえていますか。

○北村幸彦観光商工部長　今、議員がお話のとおり、日本ホワイトファームは昭和61年に網走市に立地されまして、40年近く経過しております。

これまで網走市の地域の経済、雇用に大変貢献されてきた、市にとって欠かせない企業だということは、共通の認識だと思っております。

ホワイトファームといろいろ情報を交換させてもらっている中で、再建に向けていろいろ検討されているということもありますので、その動向を注視した上でという対応になるとは思うのですけれども、種々議論がある中で、今後、従業員が解雇とか離職という可能性もあると思いますので、その辺は、速やかに相談窓口を開設する準備というのは、既にハローワーク、振興局と連携しながら、進めている最中です。

まだはっきりとした状況がわからない中で、窓口を開いていますとか、相談に乗りますというのは、若干早いのかなと思っていますので、その辺はホワイトファームと情報共有しながら、やるべきことはしっかりと早急に対応したいと思っております。

○栗田政男議員　知っていると思いますが、知床どりという品名で、知名度がすごく上がっていましたよね。

ネーミングもいいですし、すすきの辺りの飲食店でもかなりの数を使っていただいて、使いやすいし、柔らかいし、おいしいよという評判を得ています。それがしばらくの間、残念なことに……。

工場も当然ですが、各ブロイラーが十何か所散らばっているわけですけれども、そこが、しばらくの間は生産できないわけですよ。だから、本当に大変な影響力というのが……。

ブロイラーがないと、各工場も生きないわけですから、当然。

その辺の、変な話ではないのですけれども、今、ブロイラー等に残る、火災で加工できなくなっているわけですから、そういう対応についての情報は、原課に入っていらっしゃるのですか。

○水谷洋一市長　まずもって、火災のお見舞いを申し上げなければいけないと思っております。

今、栗田議員からお話がございました。

確かに、食品工場は火災によって被災してしまったのですが、生産工場は一切止めていません。農場は止めていません。16か所あるのですが、これは全て生かされています。

ただ、今まで毎日６万羽が出荷されていたのですが、それを１万羽に抑えて、その１万羽を道内にあるほかの食品工場に持って行って処理をしているといった実態がございます。

網走の農場を潰してしまったら、サプライチェーンのサプライはゼロになりますので、ここは16か所を死守するという形で、今、私たち行政としての仕事をしているということが一つあります。

そこで一つクリアできたのは、知床どりはおいしいよねという話がありました。

食鳥というのは、獣医師が食鳥検査をして初めて出荷できるのですね。

今までここにいた食鳥の１万羽近くがほかの工場に行った場合、食鳥検査員がいないということが最大のボトルネックだったわけであります。

それを関係機関とよく協議しながら、そして、再建には時間がかかりますが、生産工場を潰してしまうことが、最大のサプライチェーンの失点になりますので、そうした行政側のできることを、今、最大限やって、今、鶏は動いているという状況でありますので、農場は少なからずもパンパンにはなっていませんが、少しずつ工場を動かすために努力をしているということであります。

そこを前提に、原課からお話をさせていただければと思います。

○栗田政男議員　一生懸命取り組んでいるということを市長は言いたかったのだろうと思います。

数字が出てくると、本当にこれは大変な作業だと思いますよ。６万羽のうち１万羽は出先が決まっていても、５万羽は残っているわけですから。

今まで若鶏として売っているわけですから、それがずっと、捨てるという言い方、処分するという言い方はなかなか難しいですから、できるならば、ちゃんと最後まで、食品として加工できるような体制に持っていってもらいたいという思いがあります。

ある程度、方向はちゃんと見て、市長も頑張っているということを言いたかったのだろうと。

私たちも情報が足りないですから、ややもすると、網走市は他人事ではないのかという話もちらほら聞こえるので、あえて、こうやって聞いています。

やれることは、まだまだあると思います。これは民間との話なので、直に行政がやっている話ではないので。ただ、それだけ大切だという認識は共有したいと思います。

この辺については、これから注視しながら、協力体制を取っていただければと思います。

次に行きます。

鳥獣については、平賀議員から種々詳しく質疑されました。ほぼ重なっております。

現在の狩猟のシステムは、あくまでも趣味を対象としています。

こういう被害に対応し、それを食い止めるという方向性ではなかったのですが、国としても少しずつ変わってきて、いろいろな制度、ガバメントハンターも難しいでしょうけれども、現実的には市の職員が猟友会に入って活動されているということもお聞きしていますが、どうでしょうかね。一般の人たちは仕事を持ちながら、行ってくれと言われたときに、それを捨ててすぐに行けるかと言ったら、なかなか難しいですよね。

だから、少数でも市役所内にそういう精鋭の部隊をつくるのも必要なのかなと考えているのですが、ここだけ１点聞かせていただけないでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長　ガバメントハンターについての御質問でありますけれども、市として、今、猟友会にお願いをしておりますが、猟友会につきましては、本当に唯一無二の存在ということで、種々いろいろお願いをしている立場であります。

また、この猟友会の方の30％、３割強は、農家になっております。そのほかの方も、何かしらのなりわいを持っているという方が多くなっております。

その本業を持っている方が忙しいときとかも、もちろん、農業もそうですけれども、繁忙期にもお願いをしなければならないということで、非常に負担が重くなっているのかなということで、非常に申し訳なく思っているところもありますけれども、市としてガバメントハンターを雇用する、今、栗田議員がおっしゃられていた、市役所の中にもいるよねということでお話を頂きましたけれども、個人で、趣味の中で、また、特に多いのが、我々の農林課の耕地林務係の職員で鳥獣を担当する立場でありながら、自主的に、私が強制しているわけではありませんけれども、自主的に猟友会に入っていただく、狩猟免許を取っている、そういう方も増えているのは事実です。

そういう方とも話をすると、それがガバメントハンターという立場になったときにはどうだろうかという話になるのですけれども、昼夜問わずの対応になるとか、あと、先ほどもちょっとお話しましたけれども、時期的な業務になってしまうとか、このヒグマの関係、将来的な動向もつかめないという中で、ガバメントハンターになるとか、雇用するとかということについては、非常に課題があるのかなと考えております。

私どもとしては、野生鳥獣、ヒグマとか、本州に行くとイノシシもそうですけれども、そういった対応につきましては、特殊性、あと、広域性、

市をまたがって行き来しなければなりませんので、その手続の問題だとかも含めて、警察という組織にしっかりと対応していただくのが、長期的には望ましいのかなと考えているところです。

○栗田政男議員　なかなか難しいのかなという答弁でした。

でも、緊急銃猟が法制化されて、自治体が判断しなくてはいけないという権限があるので、この辺は本当に注意しながら、しっかりと取り組んで、ある程度のルールづくりを、新しい法律ですから、網走ならではのものをつくっていただかないと。

ずっと見ていると、支援はいろいろされていたというお話を聞いています。

それはそれなのですが、何分、費用対効果として、あまりにもまだ足りないのかなと思います。活動してもらうには、それなりの活動費をしっかりお支払いしないと。

鉄砲は維持するだけで大変なお金がかかります。弾を自分で作る方もいれば、買ってくる方もいます。それには多額の費用がかかります。

まして、今度は技術も大事だと。クマを撃てるようになるまでは、相当な熟練した技術がないと、１発で仕留めないと、逆に追われてしまうこともあるらしいです。

だから、そういうことも全部考えると、もう少し支援体制というのは、まだまだ予算づけが必要なのかなという気が。

この辺は答弁を求めませんので、種々、平賀議員から質疑していただきましたので、この辺は終わりにします。

最後の質問になります。

将来の網走に対する市長の考え方について、お伺いをします。

これは一昨年の12月にも、この場でお聞きしたように思います。

そのときは、市の総合計画とか、そういうことをおっしゃったように思いますが、そういう意味ではなくて、市長が目指す網走の将来像。それは５年後、10年後、区切っても構いません。

端的に言うと、市長はどのような夢を持って網走を描いているのかなというのが、残念ながら、いまだ私には見えたことがございません。

昨日の質疑の中でも、目標とすることをたくさん挙げていらっしゃいました。

実績として、それはそれとして承るのですが、網走のリーダーとして、このまちをどの方向に持って行くのか。

その責務の重さというのは、市長は大変重責を担っていると思っています。市長の考え方次第で、まちは繁栄もするだろうし、逆に沈んでいくこともあるかもしれない。それくらい重要なリーダーであると私は認識した上でお伺いをします。

市長が考える網走の将来像、夢ある気持ちがあれば、ぜひともここでお聞かせを頂きたいと思います。

○水谷洋一市長　御質問頂きまして、ありがとうございます。

夢をというお話でございました。

政治家でありますので、政治の場面では、想像と夢を語りながら、市民の皆さんにお話をすることがございますが、これは議会という場でございまして、市長の言葉は非常に重いわけでございまして、夢を語ることが政策の方向性ということになりますので、ここは言葉の重さを十分かみしめながら、お話をしなければならないものだと思ったところです。

公職の任期というのは限られておりまして、その期間、いかにまちづくりを進めていくのかということだと思っています。

それが、選挙公約と併せて、総合計画に基づきながら、取り進められていくものだろうと思っています。

今、栗田議員から10年後、20年後の方向感みたいなお話がございましたけれども、栗田議員とは2003年に御一緒させていただいたわけでありますが、そのときに栗田議員と同じ部屋で、ｉＰｈｏｎｅが発売された頃でありまして、携帯電話がｉモードで一世を風靡していましたが、もう今は全くないという状況。

10年という期間が本当にあっという間に過ぎ去って、ドッグイヤーならぬ、１年が昔の10年くらいの時間の早さだというふうに思っておりますので、10年後というのは、昔で言えば50年か100年くらいの時間の長さになってしまうのかなと。

そこの見通しをこの場でお話しするのは、なかなか困難だろうと思っております。

そうした中で、まちづくりを考えた場合に、市民の皆さんが安心で、安全なまちを、私どもは築いていかなければならないと思っております。

そうした中、公約の中で、開業医の誘致である

とか、様々な新規事業の企業の誘致であるとか、１次産業のさらなる発展と、そしてまた、食品産業の誘致であるとか、そうしたことを選挙公約の中で申し上げ、一つ一つ成し遂げていくことが、５年後、10年後に効果があるものであろうと思います。

先ほどホワイトファームのお話もございましたけれども、昭和60年、61年、安藤市政でやっていたときから、今年が昭和100年ですから、40年たつわけでありますが、40年という時間の中で、しっかりとこのまちに根づき、そして、日本人のたんぱく質源を供給していくという大きな基地になっていった。

これは、やはり時間のかかることだったのだろうと思います。

そうした種をまくことが、今、私たち現役の大きな仕事だと思っておりますので、１次産業、そして、北海道第９期の総合計画の中にあります食と観光という観点から、このまちの種まきができたらと思うところです。

○栗田政男議員　なかなかトップとして明言することは、それがすなわち責任につながるというような答弁だったように思います。

ちょっと時間がありますので、しっかりと話させてもらいたいなと思うのですが、人口減少社会、網走は今３万人をもうすぐ切ろうとしています。急速に進んでいますよね。

市長が先ほど述べられたように、私が議員になった頃、３万9,000人いました。まさか３万人を切るなんて、思ってもみなかったのですが、現実に、今、想像しなかったまちが生まれようとしています。

この人口減少に対する市長の基本的な考え方、このままの減少で、この先、網走をどういう形に持っていくのか。これは非常に大事な観点だと思うのですが、人口減少対策についてというか、人口減少についての市長の考え方をお聞かせください。

○水谷洋一市長　個別の御質問を事前に頂いておりませんでしたが、私の今の考えを述べさせていただきたいと思います。

現状における人口減少というのは、今日始まったことでも、昨日始まったことでもなくて、30年前の原因が、今、この現象として現れてきているという認識であります。

ですから、30年後の人口減少対策を考えるには、今から手を打たないと、30年後も減っていくのだろうと思います。

速攻性のある政策はありません。なぜならば、30年前の原因が、今、結果になっておりまして、人口というのは二つの原因で増やすことができる。

一つは、女性の方が産む時期に子供を授かれるということ。そして、もう一つは、ほかから人を持ってくるということ。

この二つがあるわけですけれども、なかなか後者の部分について、日本国はまだ統一的な意識の共有がなされていないのだと思います。

そうした中で、30年前を考えてみますと、あの頃、栗田議員も御存知だと思いますが、リゲインというコマーシャーがありまして、そのときに歌っていたのが、24時間戦えますかという歌だったと思います。

つまり、男は外で、女性はこちらみたいな、ジェンダーという言葉がいいのかどうか、男女の意識の格差みたいなところがずっとあって。

そして、女性がどんどん働き始めていって、働くことによる社会的な環境、つまり、家族政策または社会政策、保育所が足りないとか、一時預かりができないとか、家計に対する給付金の支援がないとか、そういう結果、30年前にあったことが、今、そもそもの赤ちゃんを授かる母数としての女性の数が減っていっているということと、もう一つは、日本全国の赤ちゃんを産むことのできる年齢の女性の３分の１が、今、東京に一極集中しているということ。

そして、そこにおける特殊出生率は0.99で、１を割っている状況であります。

こうした現況を踏まえた上で、私たちの地域というものを考えていかなければならないのだろうと思います。

ですから、一朝一夕に人口問題というのは、増えるということではなく、30年後、どのようにして反転させるかということで、今から種をまくといったようなことが施策でありますので、基本的に、そのトレンドが反転することは相当先のことなのだろうと。

それを見据えた上で、人口減少におけるインパクトの緩和と、その中における網走市民の安全・安心なまち、そして、経済的にも豊かなまちを築くことが、これからのまちの人口減少に対する在

り方なのではないかと考えているところであります。

○栗田政男議員　通告にないとおっしゃいましたが、相対的には通告しているはずで、こういう種類の質問なので、市長は博学ですから、いつでも答えてくれるという安心感もありまして、その辺に対して、もし失礼があったら、御勘弁頂きたいと思います。

医療体制の話。開業医誘致は成功事例ですよね。ほかのまちでも真似したいといっぱい私にも問合せがありますし、支援制度によって開業医を増やした。

医療体制を充実させるというのは、すごく大切なことですし、これも少子化というか、人口減少対策の一つとして重大な部分だと思います。

また、教育問題。給食無料化は先陣を切って、ほかのまちも全部やっているので、その体制もまだやれることというのはあるのだろうと思います。

なぜそのようなことを言うかというと、子育て世代が住みやすいまちは、高齢になっても住みやすいまちと言われているのは事実です。

例えば白糠町は多大なる原資があるので、その影響でほぼ全て無料で、そういう人たちの誘致をしています。

もちろん、住宅手当だとか、いろいろなことの政策を打ちながら、住んでもらわないことには始まらない。

この大事な観点は、マーケットという部分であります。

私たちは、普段、商業ベースで仕事をしています。人口がないと、サービス業は成り立たないのですよ。

そのポイントが、大きく言うと10万人が一つのボーダーなのですが、それから絞っていった中でも、１万、２万では、なかなかそこで、商業ベースでビジネスをやるというのが難しくなってしまいます。

そういう意味からしても、網走市の人口減少は何としても食い止めなくではいけない。今、瀬戸際ではないかなと私自身は思っています。

市長は種をまくということをおっしゃいました。本当の意味で、これから一つでも、二つでも、種をまいて実をなしていこうと。

市長もずっと任期があるわけではないですから、４期目もあと１年を切ったわけですよ。

そういう中で、種をまく。自分がまいた種は、いつかはそれをつないでいく人が現れなくてはいけないだろうということが、当然、考えられるわけです。

市長の考えるこの種というのは、一体何なのですか。

○水谷洋一市長　今から30年前から40年前、まさに日本ハムも昭和60年から平成元年にかけて、我がまちは大きく種をまいて、今、私たちはその刈り取りで果実を頂いているというふうに思っています。

その一つは、日本ハムであります。平成元年に東京農業大学が開学いたしました。スポーツ・トレーニングフィールドは、平成３年くらいだったと思います。

つまり、その頃に投資をし、種をまいたものが、今、スポーツ合宿で芽が出て果実がなり、東京農業大学は私立の地方大学で定員を割らず、募集定員の倍率があり、成功事例と言われている。日本ハムは、今回、被災いたしましたけれども、大きな雇用と、日本人のたんぱく質源をしっかりと供給してくれたという。

まさにそうした、当時、そこまで想定してやっていたかどうかはわかりませんが、先人たちが努力をして、一つの種を育て、花を咲かせ、そして今、私たちはその果実を頂いているということだと思います。

その果実を30年後、食べてもらえるような、小さな花と種を、花を咲かせるために種をまく、水をまくという作業が、今、ここにいる議員の先生も含めて、私たちの仕事なのではないかと思います。

それは産業のみならず、医療にしても、福祉にしても、教育にしても、そうした種をまく作業を、日々また取り組んでいくことが、このまちを持続可能なまちにしていくことではないかというふうに思います。

○栗田政男議員　言わんとしていることは、今、取り組んでいる事業が、その種を撒いているということだというふうに理解いたします。

ちょっと視点を変えます。

これは私個人の考え方なので、議論しなくてもいいのですが、網走市の産業は、第１次産業の漁業・農業を中心にやっています。

このパイというのは、ある面で浮き沈み、漁業

に関しては下がったり上がったり、農業にしても、当然、あると思いますが、伸び代は何なのかなと考えたときに、市長も御存知のように、以前、網走は観光都市でした。

郊外にはいろいろなホテルがいっぱい建って、そこに多くの観光客が来て、その消費額は農業150億、漁業150億、観光150億という三つの柱で動いていたまちです。

この伸び代というのを、今、本当に考えるのであれば、観光産業のしっかりとしたてこ入れによって、交流人口を増やし、網走の活性化を考えていくのが一番の近道ではないかなと考えています。

そうすることによって、既存のサービス業関係の方々も、生き残る道ができてくるのではないかなという思いがあるのですが、これもせっかくですから、市長、今日はたくさん話させて、申し訳ないと思うのですが、観光産業の伸び代はどういうふうにお考えでしょうか。

○水谷洋一市長　網走市内の観光については、原課からお話をるる答弁等でさせていただいておりますので、大きな話をいたしますと、我が国のＧＤＰは、円安になっておりますので、約600兆円あるわけであります。

そこが前後しておりますけれども、インバウンドが８兆円。これも円安で少し伸びていますけれども、一頃は５兆円と言われていました。

要するに、１％程度ですが、ボリュームとして８兆円というのは大きいわけであります。

そこが、今、我が国のインバウンド3,000万人ほど来ていると思いますけれども、目標は6,000万人と言っております。

そうしたことにおける、今、栗田議員がおっしゃるように、インバウンド需要だけで８兆円あって、それが、今、3,000万人で、これから6,000万人にしていこうという観光立国の目標があったときに、私たちはその伸び代をしっかりと頂いていく必要があると思っています。そこは栗田議員と同感であります。

そこで、確かに、今、あるものをしっかりやっていくのと同時に、例えば2038年、時間が延びましたけれども、新幹線が札幌に入ったときに、鉄路はどうなっているのかという議論をしていてはいけないと思っていまして、そこは札幌に入ってきたら、しっかりと網走行きという列車が走っている、そのときには高規格道路ができていて、きちんと網走に来られる、レンタカーを借りてもしっかりと来られるというインフラ整備をすることが、当面、私たちがやることだろうと思っています。

ですから、インバウンド3,000万人の600兆円のＧＤＰにおける割合というものが、インバウンドが非常に大きくなってまいりますので、そうした取組について、私たちはこの地域で何ができるのか、しっかりとこれからも考えて取り組んでいくことが重要だろうと。そこは栗田議員と同様であります。

１次産業でありますけれども、これもやはり大きいです。私はこの市長という職を預からせていただいて、物を持っている強みというのは非常に大きいと思っています。

ホタテも持っている、サケも持っている。ところが、サケが今年はなくなったことで、イクラもなくなって、なかなかそこは御商売ができなくなっているということがありますけれども、豊漁であること、豊作であること、１次産業で物を持つことに対する強みというのは、やはり伸ばしていかなければいけない。

過去の例から申しますと、特に農業でありますけれども、網走市は農業施設における投資を相当やっていると思っております。

２号機目の麦の乾燥場、３号機目の麦の乾燥場、港における麦のサイロ、そして、今の豆の乾燥貯蔵施設、これは私の任期中に網走市営の施設として建設させていただき、おおむね170億の農業投資をしているわけであります。

そうした投資をすることによって、何が起きているかと言うと、生産性の向上と農家所得の向上でありますから、そうした物があることによって、設備投資が行われているということもありますので、しっかりと１万4,200ヘクタールの耕作面積を守り、生産性を上げ、物を持つということが、私たちの大きな伸び代である。

そうした物を使いながら、観光にも資していければと思うところであります。

○栗田政男議員　ありがとうございます。

最後のほうでおっしゃった、網走版の市営の施設を持ってという、これは素晴らしいことだと思います。網走版ですよね。全国を見てもそれはないでしょう。

だから、ぜひとも、そこからまた膨らまして、

農業だけでなく、一般的な施設も、できるならばそういう方向で考えて、その運営をサポートしていく方法。

正直に申しますと、資金繰りするにしても、行政のほうがしやすいのは事実であります。我々民間が資金繰りをするというのは、大変な作業が伴います。そういうことだけでなくて、何よりも有利ですよね。

だから、それで地元企業をサポートするというのは非常に大切なので、僕はあれからまだ膨らませて、もっといい方向で各業種に波及できればいいかなと思っていますし、あの部分については評価をしております。大変いい事業だったなと思っています。ＪＡからの感謝も頂いています。

それでは、長々と市長と問答をしていてもあれなのですが、今回、ちょっと感じたことだけ話させていただきます。

これは通告をしていない交際費の問題です。

地方の情報誌、かなり購読者が、企業のトップの方がみんな見ている情報誌なので、あそこで網走市が不名誉な数字でトップになっています。あれは不名誉だと思います。

いろいろな答弁を、９月と今回と聞いている中で、あの数字の中に、いろいろなほかの都市では別枠で設けている部分も入っているということも理解しました。

しましたけれども、これからは公開の方向で行かなくてはいけないでしょう。

ほかのまちがみんなやっていて、全道で５市くらいしかやっていないというのであれば、ぜひとも公開していただきたい。

痛くもない腹を探られるのも、市長も嫌だと思いますよ。

嫌だったら、そこは透明化して、しっかり細分化して、渉外費は渉外費で別にするなり……。

必要なものでお金を使うなとは、誰も言いませんから。必要なものは経費として、しっかり使ってくれればいいのです。網走のためになることだったらどんどん。

ただ、私たち民間とは原資が違います。結構、私も自由に使っていますけれども、市長の原資は皆さんの血税なので、その辺は透明化を図るような努力をしていただければなと思います。

そういう方向でという答弁を頂いたように思いますので、ぜひともその改善というのを早いうちにしていただかないと、また２回、３回、網走が不名誉な、ああいう記事にならないように、一つお願いをしたいなと思います。

それと、今回の一般質問を見ていて感じたのは、水谷市長が冒頭の深津委員の質疑に答弁をしてくれました。あとは、原課から説明をするという。

これはあるべき姿なのですよ。いろいろな自治体の議会を見ていますと、そういう方向です。

私たちは市長に通告しています。まずは市長に答弁を頂いて、詳細については原課が答弁しますというのが当たり前なのですよ。

ですから、少しずつそれに近づいてきたなと思って、うれしく思っています。

市長、ぜひともこれからはできる限り市長の生の声を、市民も、私たちも聞きたいのです。それを聞かないから、いろいろ勘ぐる。

説明員はあくまでも説明しかできないのですから。執行権は市長自身にあるので、しっかりとそういう対応をできれば取っていただいて、市長の生の声を、市民も、私たちも聞きたがっていることを認識した上で、この議会に取り組んでいただければ幸いです。

以上で、質問を終わります。

○松浦敏司議長　これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後１時45分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長　　松　浦　敏　司

署名議員　　金　兵　智　則

署名議員　　古　田　純　也

１２月１１日　（木曜日）　第 ５ 号

令和７年第４回定例会

網　走　市　議　会　会　議　録　第　５　日

令和７年 12 月 11 日（木曜日）

○議事日程第５号

令和７年12月11日午前10時00分開議

日程第１　委員会審査報告５件
（議案第１号～第３号、第５号及び報告第１号）

日程第２　委員会審査報告１件
（議案第４号）

日程第３　意見書案第１号～第５号
委員会審査報告１件
（陳情第６号）

日程第４　委員会審査報告１件
（請願第21号）

日程第５　議案第６号～第10号

○議事日程第５号の追加及び変更（１）

日程第６　委員会審査報告５件
（議案第６号～10号）

日程第７　議案第11号

日程第８　議案第12号

日程第９　議員の派遣について

日程第10　その他会議に付すべき事件（１件）

○本日の会議に付した事件

議案第１号　令和７年度網走市一般会計補正予算（原案可決）

議案第２号　網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第３号　網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（同）

議案第４号　網走市公の施設に係る指定管理者の指定について（同）

議案第５号　斜網地区廃棄物処理組合の設立について（同）

議案第６号　令和７年度網走市一般会計補正予算（原案可決）

議案第７号　令和７年度網走市国民健康保険特別会計補正予算（同）

議案第８号　令和７年度網走市介護保険特別会計補正予算（同）

議案第９号　令和７年度網走市下水道会計補正予算（同）

議案第10号　網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について（同）

議案第11号　網走市教育委員会委員の任命について（同意決定）

議案第12号　網走市議会委員会条例の特例に関する条例制定について（原案可決）

報告第１号　令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について（同）

その他会議に付した事件（３）　議員の派遣について（決定）

その他会議に付した事件（４）　付託事件の閉会中継続審査について（承認）

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
庁舎整理室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀
係	山口諒

午前10時00分開会

○松浦敏司議長　おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○松浦敏司議長　本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長　本日の会議録署名議員として、里見哲也議員、村椿敏章議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長　ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、議案７件、意見書案５件、委員会審査報告８件、その他会議に付すべき事件２件の合計22件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付した第５号のとおりでありますが、日程に入る前に、私から12月９日の古都議員の一般質問における理事者の反問権の行使の際に、議事整理の不手際がありましたので、その報告とお詫びを申し上げます。

議会基本条例第７条第３項に基づき、理事者は議員の質問に対し、反問することができますが、その際には、議長、または委員長に反問の意思を表明することが必要となります。

先日の反問の際は、その意思表明がないまま、私が市長からの議員に対する反問の発言を許可し、両者のやり取りが続く場面がありました。

本来、そのときに止めて注意するのが適当であったと思います。

議事整理として的確でありませんでしたので、その点、お詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

また、理事者におかれましては、反問権を行使する際は、議長、または委員長に対し、議員の質問に対して反問したい旨を表明するよう、注意をいたします。

それでは、日程に従い、議事に入ります。

○松浦敏司議長　日程第１、委員会審査報告５件、議案第１号から議案第３号まで、議案第５号及び報告第１号を一括して議題といたします。

本件は、去る12月４日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の発言を求めます。

総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員　－登壇－　本定例会におきまして、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第１号令和７年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第２号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、報告第１号令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告当委員会所管分の、合わせて３件であります。

本件につきましては、去る12月４日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第１号、議案第２号及び報告第１号の、合わせて３件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会の審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　次に、文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員　－登壇－　本定例会において、文教民生委員会に付託された議案につきまして、その審査経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第１号令和７年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第３号網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第５号斜網地区廃棄物処理組合の設立について、

報告第１号令和７年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告当委員会所管分の、合わせて４件であります。

本件につきましては、去る12月４日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、翌５日開催の当委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第１号、議案第３号、議案第５号及び報告第１号の、合わせて４件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員　－登壇－　議案第５号斜網地区廃棄物処理組合の設立について、反対の立場から討論を行います。

４日の大綱質疑のとき、市長は時期尚早ではないかということについて、従来、組合での取組について、途中経過も含め、議会に説明をしてきた、今般、各市町の協議が整い、組合規約を定めることとなったことから提案をしている、ですから、時期尚早ではないかという指摘は当たらないと答弁されました。

しかし、一般質問などで明らかになったのは、一つは、今、温暖化防止を止めようとしているときに、なぜ生ごみを燃やすのかについての理由は、高齢者の分別の負担を減らすこと、そして、ごみ従事者の不足だと言います。

しかし、今、高齢者も生ごみの分別はできております。

また、ごみ従事者の週休２日制が取れるような体制にすれば、できることではないでしょうか。そうした取組もせずに、働く人がいないからということにはなりません。

一つは、網走市の生ごみは順調に堆肥化できるようになっています。堆肥化した場合、６トンの燃やすごみが減ります。

堆肥化した場合と燃やす場合の比較検討した資料を、議会にも、市民にも示さずに、負担割合を決めるのは、市民軽視であり、議会軽視です。

現在、市は比較検討をしていると言います。これから示すというのは、説明にはなっていません。

堆肥化されている生ごみ６トンを減らせば、小さな焼却炉で済みます。施設建設費も維持管理費も安く済みます。

今後、さらに人口減少とごみの量の減少は進みます。ですから、網走の生ごみも燃やしてしまう大きな焼却炉を造る必要はありません。

以上のような問題点を指摘して、反対討論といたします。

○松浦敏司議長　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて、討論を終結いたします。

それでは、まず、上程中の議案第５号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第５号につきましては、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第１号から議案第３号まで及び報告第１号の、合わせて４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１号から議案第３号まで及び報告第１号の４件は、委員長の報告のとおり、議案は可決、報告は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第３号まで及び報告第１号の４件は、各委員長の報告のとおり、議案は可決、報告は承認されました。

○松浦敏司議長　次に、日程第２、委員会審査報告１件、議案第４号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる古都宣裕議員の退席を求めます。

〔古都宣裕議員　退席〕

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員　－登壇－　本定例会において、総務経済委員会に付託されました、議案第４号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本件につきましては、去る12月４日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第４号につきましては委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　次に、文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員　－登壇－　本定例会において、文教民生委員会に付託されました、議案第４号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本件につきましては、去る12月４日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、翌５日開催の当委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第４号につきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同を賜りますよう、お願い申し上げて、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第４号を採決します。

お諮りします。

議案第４号につきましては、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第４号は各委員長の報告のとおり可決されました。

〔古都宣裕議員　着席〕

○松浦敏司議長　次に、日程第３、意見書案第１号から意見書案第５号の５件を議題といたします。

初めに、意見書案第１号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書提出について、意見書案第２号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出について、意見書案第３号衆議院の定数削減に関する意見書提出についてを議題といたします。

なお、意見書案第１号には、陳情第６号インボイス制度の廃止等を求める意見書採択についての陳情が関連しておりますので、併せて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

立崎聡一総務経済委員長。

○立崎聡一議員　－登壇－　ただいま御上程頂きました、陳情第６号インボイス制度の廃止等を求める意見書採択についての陳情の委員会審査報告と、意見書案第１号から意見書案第３号までの提案理由を申し上げます。

初めに、陳情第６号でありますが、12月４日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、採択すべきものと決定いたしました。

そして、その結果に基づき、意見書案第１号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書のとおり、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。

次に、意見書案第２号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について、意見書案第３号衆議院の定数削減に関する意見書についてでありますが、12月４日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に

皆様のお手元に御配付のとおりであります。
議員皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。
○松浦敏司議長　以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑なしと認めます。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、お諮りします。
上程中の意見書案第１号から意見書案第３号は原案のとおり可決することとし、陳情第６号は採択と決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。
よって、意見書案第１号から意見書案第３号は原案可決、陳情第６号は採択と決定されました。
次に、意見書案第４号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書提出について、意見書案第５号最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書提出についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
古田純也文教民政委員長。
○古田純也議員　－登壇－　ただいま御上程頂きました、意見書案第４号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書提出について、意見書案第５号最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書についてでありますが、12月５日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。
それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。
議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げて、提案理由の説明といたします。
○松浦敏司議長　以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑なしと認めます。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、お諮りします。
上程中の意見書案第４号と意見書案第５号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。
よって、意見書案第４号と意見書案第５号は原案可決と決定されました。

○松浦敏司議長　次に、日程第４、委員会審査報告１件、請願第21号メガソーラー設置に関する規制条例制定を求める請願を議題といたします。
本件は関係常任会に付託した案件でありますので、その審査結果について、委員長の発言を求めます。
立崎聡一総務経済委員長。
○立崎聡一議員　－登壇－　ただいま御上程頂きました、請願第21号メガソーラー設置に関する規制条例制定を求める請願の委員会審査報告を申し上げます。
請願第21号につきましては、去る12月４日開催の本会議において当委員会に付託され、同日、委員会におきまして慎重に審査を行ったところであります。
審査の結果といたしまして、請願第21号は委員全員の一致により、採択すべきものと決定し、その処理経過及び結果の報告を求める旨を付記の上、網走市へ送付しようとするものであります。
どうか議員皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。
○松浦敏司議長　以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑なしと認めます。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、お諮りします。
上程中の請願第21号は、採択と決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。

よって、請願第21号は採択と決定されました。

○松浦敏司議長　次に、日程第５、議案第６号から議案第10号までの合計５件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長　－登壇－　ただいま御上程頂きました、議案第６号から議案第８号まで及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第６号から議案第８号までの令和７年度網走市各会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

追加議案資料１ページ、資料７号を御覧願います。

１、歳入歳出予算の補正ですが、一般会計では１億3,756万1,000円を追加、国民健康保険特別会計では149万1,000円を追加、介護保険特別会計では32万3,000円を追加しようとするものです。款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第１表に記載のとおりです。

２、債務負担行為の補正ですが、一般会計で廃棄物中間処理施設の整備に係る債務負担の限度額を、新たに道路・橋梁基本計画策定業務委託契約で1,150万円、地質調査業務委託契約で1,900万円を設定するものです。追加の内容は、一般会計議案の第２表に記載のとおりです。

次に、補正予算の内容ですが、今回の人件費補正につきましては、一般会計と特別会計の各費目にわたっておりますので、ここで一括説明し、事項別明細書の中では、それ以外の補正項目のみ説明させていただくことで御了承頂きたいと存じます。

追加議案資料３ページ、人件費の補正概要についてを御覧願います。

人件費補正額は合計１億2,135万5,000円の追加で、内訳としまして、特別職では124万円の減額、議員では34万1,000円の追加、一般職では１億2,225万4,000円の追加です。詳細につきましては、記載のとおりです。

次に、人件費以外の項目について、御説明申し上げます。

別冊でお配りしております、事項別明細書９ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承頂きたいと存じます。

初めに、衛生費の清掃費では、廃棄物中間処理施設の整備に係る生活環境影響調査費として507万1,000円の追加です。

次に、11ページを御覧願います。

農林水産業費の農業振興費では、農業機械の導入に対する補助金として131万1,000円の追加。

同じく、農業農村整備費では、農業用送水路の漏水に対する復旧費として767万5,000円の追加です。

次に、13ページを御覧願います。

消防費では、人件費の追加等に伴い、負担金214万9,000円の追加です。

以上が、補正予算の内容ですが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で１億2,585万8,000円の追加です。

16ページから20ページを御覧願います。

この表は給与費明細書です。

次に、21ページを御覧願います。

この表は債務負担行為の支出額に関する調書です。

次に、各特別会計の補正について、御説明申し上げます。

28ページ、29ページを御覧願います。

この表は国民健康保険特別会計における給与費明細書です。

36ページ、37ページを御覧願います。

この表は、介護保険特別会計における給与費明細書です。

以上が、令和７年度網走市各会計補正予算の内容です。

次に、議案第10号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

追加議案資料12ページ、資料９号を御覧願います。

１、改正の趣旨ですが、本年度の国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末勤勉手当の支給月数等を改正しようとするものです。

２、改正する条例は資料に記載の４条例です。

３、改正の内容は、（１）給料表を国家公務員俸給表に準じ平均3.3％の引上げ、（２）駐車場借上げに係る通勤手当の加算額の引上げ、（３）期末勤勉手当の支給月数の引上げです。

４、施行期日は記載のとおりです。

以上、議案第６号から議案第８号まで及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お

願い申し上げます。

○松浦敏司議長　水道部長。

○柏木弦水道部長　ただいま御上程頂きました、議案第９号令和７年度網走市下水道事業会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料11ページ、資料８号を御覧願います。

１、補正の理由ですが、令和７年度人事院勧告に基づき、企業職員についても一般職と同様の給与改定を行うとともに、併せて会計間職員異動等による所要の経費を補正するものです。

２、補正の概要ですが、内訳にあります各区分、給与改定に伴う増、会計間職員異動に伴う増及び支給事由の変更に伴う増の合計606万8,000円を増額補正しようとするものです。

以上、議案第９号令和７年度網走市下水道事業会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○松浦敏司議長　以上で、提案理由の説明を終了します。

それでは、ただいま上程されました議案第６号から議案第10号までの５件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとして、大綱質疑を行います。

大綱質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第６号から議案第10号までの５件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表（２）のとおり、所管の常任委員会の付託の上、会期中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで、常任委員会等を開催する必要がありますので、休憩いたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午前10時37分休憩

午後１時00分再開

○松浦敏司議長　休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、委員会審査報告５件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第５号の追加及び変更についてお諮りします。

既に配付のとおり、委員会審査報告５件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第５号の追加及び変更のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第５号の追加及び変更のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長　次に、日程第６、委員会審査報告５件、議案第６号から議案第10号までの５件を一括して議題といたします。

本件は、休憩前の本会議において所管常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員　－登壇－　本定例会において総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第６号令和７年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第７号令和７年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第８号令和７年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第９号令和７年度網走市下水道事業会計補正予算、議案第10号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定についての５件であります。

本件につきましては、先ほど本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催いたしました当委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第６号及び議案第10号の２件につきましては大方の委員の意向として、議案第７号から議案第９号の３件につきましては委員全員の一致により、議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長　次に、文教民生委員会、古田純也

委員長。

○古田純也議員　－登壇－　本定例会において文教民生委員会に付託された、議案第６号令和７年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の審査経過と結果について、御報告申し上げます。

本件につきましては、先ほど本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催しました当委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしまして、議案第６号は委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

委員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますよう。お願い申し上げ、当委員会の審査経過の報告といたします。

○松浦敏司議長　以上で、常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員　－登壇－　議案第６号令和７年度網走市一般会計補正予算及び議案第10号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。

議案第６号の一般会計補正予算中、広域廃棄物中間処理施設整備調査事業についてですが、これまでもごみの広域化について反対してきた経過から反対いたします。

また、第２表債務負担行為、道路・橋梁基本計画策定業務委託契約及び中間処理施設整備地質調査業務委託契約についても反対いたします。

また、一般会計補正予算中、人事院勧告に伴い、議員の期末手当を0.05月増やすということですが、職員の給与及び常勤の特別職については、当然ながら、賛成であります。しかし、議員は人事院勧告の対象にはなっていません。

物価高騰など、暮らしに苦しむ市民の納得が得られないことから反対します。

また、議案第10号の網走市給与条例等の一部を改正する条例制定についても、同じ理由から反対します。

以上、基本的なことを述べて、反対討論といたします。

○松浦敏司議長　古都宣裕議員。

○古都宣裕議員　－登壇－　私からは、議案第６号令和７年度網走市一般会計補正予算、議案第７号令和７年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第８号令和７年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第９号令和７年度下水道事業会計補正予算、並びに議案第10号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。

初めに、反対内容の詳細を述べるため、議案第９号下水道事業会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、資料にも記載されているとおり、職員給与の増額を主たる理由とするものであり、その根拠は一般会計における給与改定で、議案第10号の条例改正に基づくものであります。

したがいまして、議案第10号の給与改定に反対する以上、その改定に連動して生じる今回の補正予算についても、整合性の観点から賛成することはできません。

今回の補正では、給与改定に伴う増額、会計間職員異動による増額、支給事由変更による増額など、追加を行うものとなっております。

しかしながら、下水道事業は将来的な人口減少に伴い、受益者の減少が避けられず、企業債の償還や老朽化施設の維持・管理など、長期的に極めて厳しい収支構造にあります。

その中で、固定費である人件費を拡大させる補正を根拠となる給与条例に賛成できない以上、承認することはできません。

地方公営企業に求められるのは、受益者負担の公平性と将来的な事業運営の持続可能性です。

今回のように、地方の実状とかけ離れた国基準の給与改定をそのまま踏襲し、固定費増を特別会計に波及させることは、長期的な健全経営を損なうことの危惧もあることから、議案第９号について反対いたします。

続いて、議案第10号網走市職員給与条例等の一部改正について討論します。

最初に申し上げたいことは、本市の給与改定の判断基準が国家公務員の人事院勧告を自動的に準用する追随となっている点です。

今回の資料にもあるとおり、改定理由は本年度の国家公務員の民間給与との比較に基づく給与改定の

取扱いに準じるとされています。

しかし、人事院勧告は従業員50人以上の企業、全国データ、特に大都市部、大企業の賃金水準を基礎にしています。

例年申し上げているとおり、網走の産業構造は中小企業が圧倒的多数であり、市民の実質賃金は都市部のように上昇しているとは言えません。

このように、経済状況が根本的に異なるにもかかわらず、公務員の賃金水準だけを大都市と同じ基準で扱うことは、地方自治の原則にも、市民感覚にも、整合しないと言わざるを得ません。

また、本議案が市の財政に与える影響について、今回の改定では給与表の平均3.3%の引上げ、通勤手当の増額、期末手当の引上げと複数の項目が同時に増額されます。

人口減少、税収減少が避けられない本市において、固定費だけが将来に向かって積み上がる構造は、財政の硬直化を一層進める危険があり、最低賃金を下回るなど、法令違反が生じていない以上、しっかりとした議論すらない中で、こうした軽々な引上げには賛成できません。

続いて、特別職の給与引上げについて申し上げます。

特別職は、市長・副市長をはじめとする明確な成果責任を負う立場であり、本来、民間のベースアップと連動する性質の報酬ではありません。

それにもかかわらず、今回の改正では特別職給与が機械的に引き上げられております。

人口減少、税収減少、課題が散席する中で、成果評価とは無関係に、自動的に昇給する制度は、市民の理解を到底得られません。

一体何に対して、どのような素晴らしい成果が上がっているから手当を増額すると言っているのか、全く理解できません。よって、こちらも賛成できません。

次に、議員の期末手当引き上げについて申し上げます。

議員報酬はそもそも人事院勧告の対象外であり、本来、個別に議論されるべき性質のものであります。

その私たち議員自身が、説明もなく国家公務員勧告に連動させて待遇を引き上げることは、市民から最も厳しい目が向けられる領域であり、議会の自立性と説明責任が強く求められる立場であればこそ、安易に報酬の増額を行うべきではなく、あえて議員を記載することで反対しづらい空気をつくるような条例改正に乗る理由がありません。

公務員の皆さんの働きを否定するものではありません。多くの公務員の献身によって、行政サービスが支えられていることを十分理解しております。

だからこそ、地域経済、財政状況、市民感覚、そして、地方自治の原則を踏まえ、給与に関して改正を行うならば、網走市として独自の判断基準を持つことが必要だと考えております。

しっかりとした議論もないまま、例年、賛成討論もなく、人事院勧告以外の根拠も示されず、時には反対討論に対し、議員からやじが飛ぶような状況で、国家基準をそのまま適用するだけでは、地方自治体として独自性も説明責任も果たしたことにはなりません。

以上の理由から、議案第10号についても反対いたします。

最後に、議案第６号令和７年度一般会計補正予算、議案第７号令和７年度網走市健康保険特別会計補正予算、議案第８号令和７年度網走市介護保険特別会計補正算については、議案第10号における給与改定分を含むことから、併せて反対することを表明し、討論を終わります。

○松浦敏司議長　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて、討論を終結いたします。

それでは、まず、上程中の議案第６号及び議案第10号の２件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第６号及び議案第10号の２件につきましては、委員長の報告どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第６号及び議案第10号の２件は、委員長の報告どおり可決されました。

次に、上程中の議案第７号から議案第９号までの３件を一括して採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第７号から議案第９号までの３件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第７号から議案第９号までの３件は、委員長の報告どおり可決されました。

○松浦敏司議長　次に、日程第７、議案第11号網走市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長　－登壇－　議案第11号網走市教育委員会委員の任命についてですが、本市教育委員会委員の池田真哲氏は、令和７年12月27日で任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、当市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いをいたします。

○松浦敏司議長　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は同意することに決定いたしました。

○松浦敏司議長　次に、日程第８、議案第12号網走市議会委員会条例の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井戸達也議会運営委員長。

○井戸達也議員　－登壇－　ただいま上程頂きました、議案第12号につきまして、提案理由の説明をいたします。

資料10号を併せて御覧ください。

初めに、１の趣旨でありますが、網走市議会常任委員会の運営体制の現状を鑑み、常任委員会副委員長の人数の特例について定めるため、当該条例を制定するものであります。

次に、２の内容についてですが、第１条は条例の趣旨について、第２条は委員会条例の規定に関わらず常任委員会が特に必要と認めた場合は副委員長を複数置くことができることについて、第３条は副委員長の職務代行の順位の指定について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、３の施行期日等でありますが、施行期日は公布の日からとし、この条例の失効については、令和９年４月30日限り本条例はその効力を失うものとし、経過措置は、本条例施行の際の委員等の任期及び付託事件の取扱いについて委員会の同一性及び継続性に関する経過措置を設けるものです。

以上、議案第12号につきまして、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○松浦敏司議長　ただいま上程されました議案第12号は、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることにいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第12号を採決いたします。

お諮りします。

上程中の議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○松浦敏司議長　次に、日程第９、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議員の派遣について、諸般の事

情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○松浦敏司議長　次に、日程第10、その他会議に付すべき事件１件を議題といたします。

本件は、付託事件の閉会中審査についてでありますが、お手元に配付のとおり、今議会で関係委員会に付託された案件１件は、関係委員会から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○松浦敏司議長　以上で、本定例会の付議事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和７年網走市議会第４回定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後３時24分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長　　松　浦　敏　司

署名議員　　里　見　哲　也

署名議員　　村　椿　敏　章